

【報告基準日】

・平成28年3月1日

世界遺産暫定一覧表記載資産 準備状況報告書

1. 資産名称

ひこねじょう
彦根城

2. 所在地（都道府県及び市町村名）

しがけん ひこねし
滋賀県 彦根市

3. 資産の適用種別（記念工作物、遺跡、建造物群の別、文化的景観の適用の有無）

記念工作物、遺跡、建造物群

4. 資産の概要

彦根城とその関連資産は、幕藩体制下の17世紀半ばから19世紀半ばにかけて、京都から江戸を経て取り入れた文化を自然環境、既存の文化および宗教的価値と共生する形につくり上げ、文化的伝統を通して社会の安寧に貢献したことを示すものであり、次の資産によって構成される。

まず、統治の象徴としての役割を与えられた天守などの城郭建造物、地形を利用してつくられた石垣・堀などの土木工作物である。表御殿跡は、城主の生活空間であり政治の拠点として発展した御殿の遺構であり、槻御殿は、城主の別邸である。これらの御殿には、京都で生み出され江戸で発展した文化を取り入れたことを示す能舞台や茶室が設けられた。城内に玄宮園、琵琶湖畔にお浜御殿庭園という池泉回遊式庭園がつけられた。湖が交通・物流路として活用されたことを示す舟入、社会の安寧に貢献した社寺も残っている（別紙1）。

彦根城は、日本国内で約100年間続いた動乱と武力闘争の時代が終焉した17世紀初頭、諸国を統治するため布かれた幕藩体制の要の城であった。徳川将軍家の筆頭家臣である井伊家は、江戸幕府の政治・行政の中心にあり、その崩壊までの3世紀間、彦根城主であり続けた。

井伊家は、琵琶湖畔の丘陵を選び、湖水を軍事のほか交通・物流路として活用した。さらに、水は文化活動のための庭園構想に用いられた。玄宮園には、水道技術によって湧水が引き込まれ、池、滝、島、洲浜、田など水を生かした自然景観が再現され、稲作の周期を中心とした四季の移ろいが表現された。琵琶湖岸に造営されたお浜御殿庭園は、湖水を循環させ、琵琶湖の水位の変動に応じて池の水位が変わる趣向になっていた。それらの庭園では、

自然を愛でながら茶会や歌会、月見等の文化活動が催され、家臣や領民との信頼が醸成された。

彦根城と上記関連資産は、文化と自然を巧みに生かし、社会秩序に関して共有の価値観を創出し、その安寧を維持した文化的伝統を、総体として示す希有な遺産である。

5. 推薦に向けたこれまでの取組・体制整備の状況

(1) 暫定一覧表記載から平成27年4月20日世界文化遺産特別委員会報告時点（基準日：平成27年3月1日）までの取組・体制整備の状況

①平成19年度～平成25年度「彦根城の世界遺産登録を推進する方策を考える懇話会」・「彦根城世界遺産推進委員会」の設置と開催

平成19年度、外部有識者の意見を聴くため、「彦根城の世界遺産登録を推進する方策を考える懇話会」を設置し、平成21年度には「彦根城世界遺産登録推進委員会」となった。平成25年度まで計10回開催し、世界遺産の登録コンセプトの検討を行った。また、委員会の下にワーキング会議を設置して推薦書案の作成作業を行った。委員会での検討内容を踏まえ、平成25年10月に登録コンセプト案「彦根城―近世大名の城と御殿―」等を文化庁に説明して助言を求めたところ、姫路城との差別化等の課題が克服できていないとの指摘を受けた。

②平成22年度～平成26年度「(仮称)国宝四城世界遺産登録推進会議準備会」に参加

彦根市は、松本市・犬山市と共同で国宝四城の比較研究などを行ってきたが、平成27年度より、彦根城の単独での世界遺産登録に向けての準備作業を集中して行うため、同準備会に参加していない。

③平成26年度 県市連絡調整会議と作業グループの設置

滋賀県との連携を密にし、進捗状況や今後の進め方の確認を行うため、月例の県市連絡調整会議を設置し、平成26年度に12回開催した。

県市連絡調整会議の指示のもとに、市職員および外部有識者によって構成される作業グループを平成26年8月に設置し、年度内に計14回開催した。彦根城および関連遺産についての基礎的調査の実施と、それに基づく学問的考察および資料の作成を目指すもので、比較研究を通したコンセプトの探求と普遍的価値の証明を目的とする。彦根市副市長を座長とし、主として建築、歴史、美術を専門とする学芸員および技術職員等によって構成した。作業グループでの検討内容は、県市連絡調整会議に随時報告して滋賀県教育委員会の意見を求め、次回以降の検討作業に反映させた。

④平成２６年度以前 国内外の専門家への意見聴取

- ・ 平成２３年９月、イコモス国内委員会理事会が彦根市において開催され、参加者から助言を受けた。彦根城は御殿等が現存しており武家文化の総体をうかがうことができることを指摘された。
- ・ 平成２４年１１月、ユッカ・ヨキレット氏を招聘し、現地視察を行った。姫路に比べ縄張りや堀、都市機能、庭園などが総合的に残っていること、戦争を抑止する統治機能としての価値を指摘された。
- ・ 平成２７年２月、ロンドン大学のタイモン・スクリーチ教授を招聘し、現地視察と意見交換を行った。彦根は近代日本の前夜を最もよく説明できる資産が残っていること、身分を越えた交流や船を使った文化的交流の重要性を指摘された。

（２）平成２７年４月２０日世界文化遺産特別委員会報告以降、本報告書作成時点（基準日：平成２８年３月１日）までの取組・体制整備の状況

①県市連絡調整会議と作業グループの開催

県市連絡調整会議は、４月２３日、６月１日、８月４日、３月２３日に開催し、作業内容の報告と方針の決定を行った。

作業グループは、平成２７年度から滋賀県教育委員会の担当者が加わり、年度内に１２回開催した。５月から７月は、推薦に向けた課題である姫路城との差別化のための検討を行い、報告書を取りまとめ、８月には文化庁へ報告を行った。９月から１月にかけては、報告書で示した方向性をもとに彦根城の資産を挙げ、その機能や特徴を整理した。同時に国内の近世城郭との比較研究の方法について議論し、調査に着手した。１月以降は、彦根城における水の利用に着目し、報告書を取りまとめた。

②国内外の専門家への意見聴取

- ・ 平成２７年４月３０日、ローマ大学のパオラ・ファリーニ教授、京都府立大学の宗田好史教授を招聘し、現地視察と意見交換会を実施した。町並みの保存、景観規制の必要性の指摘を受けるとともに、彦根城の特徴を湖との関係から考えるべきという意見をいただいた。地域の発展過程における彦根城とその関連資産の位置づけなどについて示唆を得た。
- ・ 平成２７年６月４～５日、７月３日、８月１５～１８日、早稲田大学の西村正雄教授を招聘し、現地視察と意見交換会を実施した。琵琶湖との関係を重視し、湖国の集落および基層文化に着目すべきとの意見をいただいた。
- ・ 平成２７年１０月５日、筑波大学大学院の稲葉信子教授との面談を行い、今後の世界遺産登録の進め方について指導を受けた。
- ・ 平成２７年１０月１０日、クリストファー・ヤング氏、京都府立大学の宗田好史教授を招聘し、現地視察を行った。姫路城ではなく彦根城にあ

るものは、琵琶湖、武家屋敷、城下町であること、藩主が変わらず領民と深く結びついている点が重要であることを指摘された。

- ・ 平成27年12月17日、パリ東アジア文明研究センター長のニコラ・フィエヴェ氏が現地視察を行った。領主の生活空間・文化を示す建築や庭園の総体が残っていることに価値があるという意見をいただいた。
- ・ 平成28年1月6日、国際イコモスアドバイザー・モニタリング部長のレジーナ・デュリゲロ氏、イコモス・フランス元会長のミッシェル・プラット氏との面談を行い、顕著な普遍的価値の探究方法について指導を受けた。
- ・ 平成28年1月6日、ユネスコ世界遺産センターアジア太平洋課長のジン・フェン氏との面談を行った。比較研究の方法、文化的景観の手法や参考資料などについて指示を受けた。
- ・ 平成28年1月6日、エクス＝マルセイユ大学のニコラ・フォシェール教授との面談を行った。ヨーロッパの城と封建制度と彦根の相違等について教えを受けた。庭園だけでなく城全体、町全体について、どのような技術でいかに水を利用していたのかを分析する必要があるなどの指摘を受けた。
- ・ 平成28年2月26日、法政大学の陣内秀信教授、京都府立大学の宗田好史教授との面談を行った。彦根は世界有数の「水都」の典型として評価でき、湖水・湧水の利用技術と借景の造形技術が特徴的であるという意見をいただいた。

③体制整備

世界遺産登録担当部局を一本化し、教育委員会文化財部に彦根城世界遺産登録推進課を新設。前年度に引き続き滋賀県教育委員会から文化財専門職員1名の派遣を受けた。

6. 推薦に向けた課題

(1) 既登録資産である姫路城との差別化

彦根城の世界遺産登録にあたっては、姫路城とは異なる価値を示す必要があることから、建造物群としてではない価値、軍事以外の機能・価値を示し、社会・経済や地域の特性を考慮する必要性を指摘した。これらの検討結果は、8月11日に文化庁に報告した（資料1）。

報告書「姫路城との差別化（1）」で示した方向性をもとに彦根城の資産を挙げ、その機能と特徴を整理し、報告書「姫路城との差別化（2）」（資料2）を取りまとめた。これらの検証作業により、彦根城は近世城郭の主要な機能である軍事・政治・生活文化を説明でき、湖などの自然環境を利用した城郭であることを確認できた。さらに、彦根城の特徴である湖などの自然環境との関わりについて検討し、報告書「彦根城における水の利用」（資料3）を作成した。

(2) 国内外の類似資産との比較研究

「姫路城との差別化」の作業を終え、現在、世界で彦根にしかない価値を科学的に論証するべく、国内外の類似資産との比較研究を行っている。

国内の類似資産との比較研究として、国内の主要な近世城郭との比較を進めている。比較にあたっては、近世城郭の主要な機能である軍事・政治・生活に関わる資産の状況、庭園などの文化施設とその特徴、水の利用に関わる特徴を重点的に調査している。比較対象は、全国の主要な94の近世城郭の残存資産を一覧表（資料4）にまとめた上で、天守・御殿・庭園等の資産が残存している城郭に加え、湖に面するなど、水との関わりの深い城郭を選んだ。

国外の類似資産との比較研究としては、世界遺産に登録されている城・宮殿・庭園のうち、湖との地理的關係が強いものを抽出する作業を行った。平成28年度以降、国内比較からの一貫した基準にもとづいて、世界（特にアジア・太平洋地域）の既登録資産との比較を行う。

(3) 城下町部分を資産とするかどうかの検討

城下町部分は、彦根城と歴史的・地理的に關係の深い地域であるため、構成資産である特別史跡彦根城跡、名勝旧彦根藩松原下屋敷（お浜御殿）庭園を適切に保全するために、全域を緩衝地帯として保全する。城下町の中の寺社、船着場、足輕組屋敷など、部分的に構成資産とすることを検討している。

(4) 資産名称の検討

現在、暫定一覧表記載の資産名称は「彦根城」であるが、城郭部分のみを構成資産とするわけではないため、構成資産とその普遍的価値に対応した名称にすることを検討している。

7. 基準の適用

・基準 (iii)

17世紀以降の武家社会が成熟する過程で、京都で生み出された文化が江戸を介して日本各地に伝播していったが、彦根では、湖国の自然、既存の文化および宗教的価値と融合した。それらの文化を活用し、自然を再生しながら統治を行うという価値観を共有することで、社会的秩序が保たれた。彦根城とその関連資産は、その総体を伝承する無二の存在である。

・基準 (v)

彦根城とその関連資産は、17世紀半ばから19世紀半ばにかけて、湖国の自然、すなわち湖水・湧水と、それらの水環境を活かしてきた在来文化を踏まえて都市設計が進められたことを示す顕著な見本である。

・基準 (vi)

彦根城とその関連資産は、湖国の自然環境と共生する文化とその精神・哲

学が生み出され、現在も継承されていることから、顕著な普遍的価値を有する生きた伝統、思想との関連を証明できる可能性がある。

8. 真実性／完全性の証明

(1) 真実性

彦根城内の国宝・重要文化財建造物は、昭和30年以降すべての建造物について文化財保存技術を用いた適切な修理を実施しており、その真実性は保証されている。名勝玄宮楽々園についても、発掘調査や絵図史料により、真実性が証明できる。特別史跡彦根城跡全体については、地下遺構の残存状況が未確認である箇所がほとんどであるが、史跡指定以降に発掘調査を実施した地点においては、地下遺構が良好に確認されており、保護の措置が取られている。

(2) 完全性

彦根城とその関連資産は、城の軍事機能にとどまらず、城主の生活文化空間、政治・行政の拠点、統治の象徴としての機能を示す資産を有しており、17世紀半ばから19世紀半ばにかけて湖国の自然環境を活用して創造された文化がいかに統治に用いられたかを示すことができる。資産が有する価値の総体を表すのに必要な要素が揃っており、完全性を満たしている。

9. 類似資産との比較研究

国内外の類似資産（近世城郭など）との比較研究を進めている。今後、アジア・太平洋地域、次いで世界の既登録資産との比較に重点を移していく予定である（前述の「6. 推薦に向けた課題」参照）。

10. 構成資産の一覧表及び位置図

一覧表：別紙1 構成資産の一覧表のとおり

位置図：別紙2 構成資産の位置図のとおり

11. 緩衝地帯（バッファ・ゾーン）の位置図と適用される規制の内容

緩衝地帯の範囲については検討中であるが、現時点では、彦根市景観計画における城下町景観形成地域の範囲を想定している（別紙2 構成資産の位置図のとおり）。ここには、旧彦根城下町の全域が含まれている。規制内容は、彦根市景観計画に基づく規制、都市計画法に基づく地区計画、彦根市屋外広告物条例に基づく規制等である。

12. 保存管理計画の策定状況

(1) 個別構成資産に係る保存管理（活用）計画

- ・ 特別史跡彦根城跡保存活用計画（平成28年3月）
昭和59年策定の「特別史跡彦根城跡保存管理計画」を平成26～27

年度の2箇年計画で抜本的に見直すこととし、外部有識者6名によって構成される「特別史跡彦根城跡保存管理計画・整備基本計画検討委員会」を設置した。その結果、既存の計画を改定し、活用の基本方針を加えて名称を「特別史跡彦根城跡保存活用計画」に改めることになった。平成28年3月末策定。

- ・ 名勝玄宮楽々園保存活用計画（策定予定）
- ・ 名勝旧彦根藩松原下屋敷（お浜御殿）庭園保存管理計画（平成15年3月）
- ・ 史跡彦根藩主井伊家墓所保存活用計画（策定予定）

（2）包括的保存管理計画

構成資産を確定させ、個別構成資産の保存管理（活用）計画を策定した後に着手する予定であるため、現時点では未検討。

13. 推薦に向けた今後の準備スケジュール

平成28年度には、作業グループにおける検証作業の成果をまとめ、国内の専門家による検討委員会を立ち上げ、推薦書案の作成を開始する。平成36年度までの世界遺産登録を目指す。当面は、別紙3のスケジュールにより準備作業を進める。

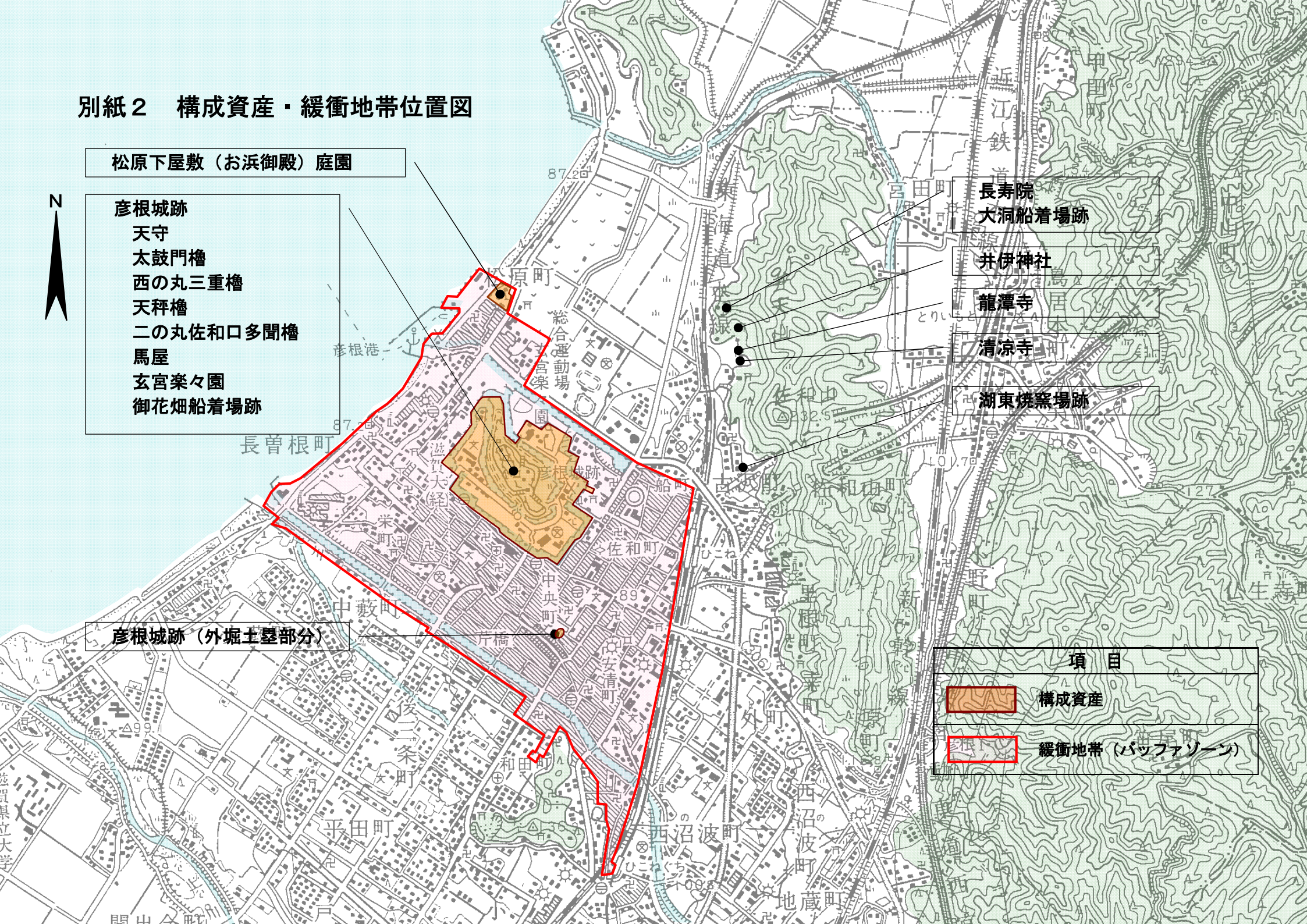
別紙1 構成資産の一覧表

資産名称

彦根城

No.	(ふりがな) 構成資産の名称	国の 保護措置状況	その他の 保護措置状況	(ふりがな) 所在地	指定にむけた 準備状況	備考
1	ひこねじょうあと 彦根城跡	特別史跡 国宝 重要文化財 名勝	—	しがけん ひこねし 滋賀県彦根市	特別史跡彦根城跡:保 存活用計画改定、指定 範囲の変更(拡大) 名勝玄宮楽々園:指定 範囲の変更(拡大)、玄 宮園魚躍沼護岸の保存 整備中、楽々園建造物 の保存修理中	中核となる資産
2	きゅうひこね はんまつばらしも やしき 旧彦根藩松原下屋敷 (お浜御殿)庭園	名勝	—	しがけん ひこねし 滋賀県彦根市	保存管理計画策定、公 有地化を完了	美意識や文化 交流を示す資 産
3	ことう やきかまば あと 湖東焼窯場跡	—	県指定	しがけん ひこねし 滋賀県彦根市	未実施	文化的生活を 示す資産
4	せいりょうじ 清涼寺	史跡(彦根藩 主井伊家墓)	—	しがけん ひこねし 滋賀県彦根市	史跡については保存管 理計画策定予定	精神的生活を 物語る資産
5	りょうたんじ 龍潭寺	—	市指定 (庭園)	しがけん ひこねし 滋賀県彦根市	未実施	精神的生活を 物語る資産
6	いい じんじや 井伊神社	—	市指定 (旧社殿)	しがけん ひこねし 滋賀県彦根市	未実施	精神的生活を 物語る資産
7	ちょうじゆいん おおほらべんざいてん 長寿院(大洞弁財天)	重要文化財 (弁才天堂)	県指定 (長寿院伽藍)	しがけん ひこねし 滋賀県彦根市	未実施	身分間交流を 示す資産
8	おおほら ふなつきば あと 大洞船着場跡 (長寿院前)	—	—	しがけん ひこねし 滋賀県彦根市	未実施	船による文化 的交流を物語る 資産
9	おはな ばたはなつきば あと 御花畑船着場跡 (彦根城内)	特別史跡 名勝	—	しがけん ひこねし 滋賀県彦根市	保存整備済	船による文化 的交流を物語る 資産(彦根城 跡の一部)

別紙2 構成資産・緩衝地帯位置図



別紙3 推薦に向けた今後の準備スケジュール

・構成資産の分析・研究の年次計画

年 度	27年度	28年度	29年度	30年度
姫路城との比較研究				
国内外の類似資産との比較研究				
資産の真実性の検証研究				
推薦書骨子案の作成				
検討委員会による推薦書原案作成				

・構成資産の保存管理等に係る計画策定の年次計画

年 度	27年度	28年度	29年度	30年度
特別史跡彦根城跡	保存活用 計画改定		整備基本計画策定	
名勝玄宮楽々園			保存活用計画策定	
名勝松原下屋敷（お浜御殿）庭園	整備基本計画策定			
史跡彦根藩主井伊家墓所	保存活用計画策定			
彦根城跡内指定建造物	保存活用計画策定			

※包括的保存管理計画の策定は、個別構成資産の保存管理計画策定後に行う。

資料 1

姫路城との差別化（1）

－彦根城及びその関連資産の世界遺産登録への示唆－

平成 27 年 8 月

滋賀県 ・ 彦根市

はじめに

彦根城の世界遺産登録にあたって、文化庁から「既登録資産である姫路城との差別化」「国内の他の城郭との比較検討」「城下町部分を資産とするかどうかの検討」という3つの課題が示されている。本報告書は、そのうちの第1の課題である「既登録資産である姫路城との差別化」について考察し、結論を出すことを目的とする。

まず、姫路城の世界遺産登録時に作成された推薦書を検証し、姫路城の登録概念を明確にする。次に、分析結果から彦根城及びその関連資産の登録に向けて示唆されることを挙げ、姫路城との差別化について検討する。

目次

1	姫路城の登録概念の検証.....	1
	（1）資産の範囲.....	1
	（2）資産の内容－歴史.....	2
	（3）資産の内容－内容説明及び目録.....	3
	（4）資産の保護状態.....	6
	（5）世界遺産一覧表に記載する価値があることの証明.....	9
	（6）姫路城の登録概念.....	13
2	彦根城及びその関連資産の世界遺産登録に向けての示唆.....	14
	（1）建造物群としてではない価値について.....	15
	（2）軍事以外の機能・価値について.....	15
	（3）社会・経済など地域の特性について.....	16
	【参考資料】彦根城・姫路城比較表.....	18

1 姫路城の登録概念の検証

1992年に提出された姫路城の世界遺産登録推薦書¹（以下「推薦書」という。）及び1993年10月のイコモス勧告²（以下「イコモス勧告」という。）から、姫路城世界遺産登録の「資産の範囲」「資産の内容」「資産の保護状態」「世界遺産一覧表に記載する価値があることの証明」の記述を検証し、登録概念の性格と範囲を確認する。

（１）資産の範囲

資産の範囲については、推薦書に掲載されている付属資料 3a「資産範囲図」によると、特別史跡姫路城跡の指定範囲がそのまま構成資産の範囲となっていることが分かる（約107ha）。

姫路城は、内堀に囲まれた内曲輪、中堀に囲まれた中曲輪、外堀に囲まれた外曲輪によって構成されており、現在は内堀と中堀の一部が残されている。このうち特別史跡の範囲は、内曲輪のすべてと中曲輪の大部分にあたる。ただし、中曲輪の南東隅の一角は、昭和3年の史蹟指定当初から含まれておらず³、構成資産の範囲にも含まれていない。

内曲輪は城跡として整備・公開されているが、内曲輪の東端と中曲輪にまたがった区域には姫路市立動物園がある。中曲輪には、学校や博物館・美術館、病院、自動車学校、再開発ビル、観光客向け店舗などの近代の施設があり、南側の一部は市街地になっている。これらすべてを含めて世界遺産の構成資産の範囲としている。

バッファゾーンの範囲は、姫路市が平成元年に策定した「姫路城周辺地区景観ガイドプラン」の対象区域を準用しており⁴、外曲輪の範囲とは一致していない。南側は、天守を望む駅前の手前通りが含まれているが、その他の部分は市街地化が著しく、含まれていない。東側は、外堀の遺構が水路として残されており、外堀のラインまでをバッファゾーンとしている。北側は、外曲輪の範囲を越えて、北に伸びる生野街道沿い（野里地区）がバッファゾーンに含まれている。ここは町家が残存する地区である。西側は、外曲輪の外側にある男山や景福寺山を含むようにバッファゾーンが設定されている。

¹ 文化庁が運営するウェブサイト「文化遺産オンライン」より。

(<http://bunka.nii.ac.jp/suisensyo/himeji/index-j.html>)

² ユネスコ世界遺産センターのウェブサイトに掲載されている姫路城の「Advisory Body Evaluation (1993)」より。(<http://whc.unesco.org/en/list/661/documents/>)

³ 「特別史跡姫路城跡整備基本計画」（姫路市、平成23年3月）25頁より。

⁴ 同64頁より。

(2) 資産の内容—歴史

姫路城の所在する地は古来西日本の交通の要衝にあたることから、16世紀末には後に日本を統一した豊臣秀吉により城が築かれた。その後、1600年に徳川幕府の大名として城主となった池田輝政が、1601年から1609年にかけて古城を廃して新たに城を築造しなおした。現在残されている姫路城の建造物群や二重の濠（内濠・外濠）で囲んで内郭と外郭に分ける所在地域の構成は、ほぼ池田輝政時代のものである（付属資料 5-1・6）。当時の建造物は、軍事防御施設である天守や櫓・堀・門と、城の居館から構成されていた。その後1617年に城主となった本多忠政が徳川家康の娘を迎えたため、内郭の西端の一郭だけは改修されている。

城は、それを中心にして城下町が形成され、城主たる大名は交代したが、270年間、藩の中心として機能した。1868年、幕府が倒れ、新政府によって各地の城郭は破却された。この姫路城も新政府の軍用地（国有地）となり、内郭西端の一郭にあった御殿や外郭の建物（武家屋敷）が除かれ、陸軍師団司令部施設や兵舎が建設された。しかし、天守群等をはじめとする内郭の重要な建造物群は残されることになった（付属資料 5-2）。一時は城内の荒廃が著しく、売却の危機もあったが、陸軍大佐であった中村重遠らの努力により保存されることとなった。1919年に制定された史蹟名勝天然記念物保存法により、1929年に史跡に、さらに1929年に制定された国宝保存法により1931年に国宝に指定され、文化財としての保存の道が開かれた。それらは現在の文化財保護法に引き継がれている。この間、第二次世界大戦では幸い空襲にあわず、敗戦による軍隊の廃止に伴い、所在地域の兵舎等の軍用施設が官庁等の公共建築に建て替わったが、城の内郭中心部の指定建造物は今日までよく保存維持されている。

なお、自然災害については、創建以来、地震で被害を受けたことはなく、台風により指定建造物の一部の屋根瓦や壁等に被害を幾度か受けているが、倒壊にいたるような大規模な被害はない。

（推薦書「3. 資産の内容」「a) 歴史」より引用）

推薦書では、資産の内容における歴史の記述については、城郭の形成過程と近代以降に失われた部分、残された部分の歴史的経緯を説明している。その中で、江戸時代の城の機能については、「城は、それを中心にして城下町が形成され、城主たる大名は交代したが、270年間、藩の中心として機能した。」という記述があるだけで、これ以上は説明されていない。

なお、「二重の濠（内濠・外濠）で囲んで内郭と外郭に分ける所在地域の構成」と書かれているが、本来は三重の堀である。ここでいう「外濠」は中堀、「外郭」は中曲輪を指すと考えられ、あまり残っていない外堀や外曲輪については触れられていない。

（３）資産の内容—内容説明及び目録

次に、推薦書の「資産の内容」について見る。全体を通して、軍事的機能の高さとそこから生まれた芸術的な美しさが強調されている。

以下、軍事的機能の記述に下線、美しさの記述に二重下線を付して引用し、考察する。

姫路城の指定建造物は、以下に述べるように、17世紀初頭の一連の軍事施設として歴史的配置を維持するとともに、芸術性の高い優れた意匠になるもので、世界遺産条約第1条の建造物群に該当する。その82棟の国宝・重要文化財指定建造物目録は、付属資料6にある。

指定建造物の大部分は、池田輝政時代の1601年から1609年にかけての建築であるが、西端の一郭の櫓・土塀は本多忠政が17世紀前期に改修したもので、南端の一郭の東端の門は池田時代以前の1599年の建築である。

（推薦書「3. 資産の内容」「b）内容説明及び目録」より引用）

ここでは「建造物群に該当する」と明記されているとおり、種別は世界遺産条約第1条の建造物群を適用させている。したがって、構成資産として目録に挙げているのは天守・櫓・門・土塀といった建造物群（いわゆる作事）だけで、構成資産の範囲に含まれる石垣や堀などの土木工作物（いわゆる普請）は触れられていない。「歴史」の記述の中では、姫路城は内郭と外郭に分かれると述べられているが、建造物群の説明に限定されるため、内郭の中でも建造物群が残っている本丸・二の丸・西の丸を対象としている。

「西端の一郭」とは西の丸を指す。「南端の一郭の東端の門」は、上山里曲輪の「りの門」を指す。りの門は、慶長4年（1599年）の墨書が見つかっており、関ヶ原の戦い以前のものであることが判明している。一部の建造物は建築の時期がやや異なるが、大半は17世紀初頭に建てられたことを説明している。

その建造物群の中心は、屋根を重ねて高くつくった楼阁状の建物からなる天守群である。その周辺には見張り等の目的の櫓、城の防御のための門や土塀が周到な配慮のもとに配置してあり、市中からも遠望できる美しい全体の姿が構成されている。

城の中心となる天守群は、内郭の北東よりの最も高い位置に建っている。5層の屋根を重ねた大天守と3層の屋根を重ねた東小天守・乾小天守・西小天守の4つの建物を4隅に置き、それぞれを廊下状の櫓でつないで、四角の形に建物を配置する。

天守群の西南は、天守群にいたる主要通路になっている。この天守群に向かって、城の防御のために徐々に高くなるように地形が区画され、区画の境に土塀が建っている。土塀の途中に門を開く。天守群に到達するには、各門を通過せねばならず、防御の万全を期している。とくに天守群に近い門は、土塀の一部を利用した簡略な形で、

城を襲撃する外敵の目をあざむくように工夫されている。

(推薦書「3. 資産の内容」「b) 内容説明及び目録」より引用)

建造物群の中心として、「屋根を重ねて高くつくった」と外観を重視した天守群の構成と、櫓、門、土塀が防御上重要な役割を果たしていることを説明している。これらを「市中からも遠望できる美しい全体の姿」と述べ、芸術性の高い優れた意匠として説明している。以下、細部の構造を説明し、「城を襲撃する外敵の目をあざむく」ための施設と説明している。ここでも軍事的機能の高さが強調されている。

天守群の北側に建つ櫓は、戦争時に城にたてこもる際に必要な食糧等の物資の貯蔵のための建物である。

(推薦書「3. 資産の内容」「b) 内容説明及び目録」より引用)

「天守群の北側に建つ櫓」は、北腰曲輪の櫓群（イ・ロ・ハ・ニ・への渡櫓とホの櫓）を指す。平時の役割については触れておらず、あくまでも戦争時の役割に特化して説明している。

天守群の東側の道は、わざと曲がりくねって急勾配にし、敵を通りにくくした、城の防御を考慮したつくりである。道をのぼりきった位置には、櫓・門・土塀があり、せめのぼってきた外敵を上から攻撃できるようになっている。

(推薦書「3. 資産の内容」「b) 内容説明及び目録」より引用)

「天守群の東側の道」は、「との四門」から「との一門」に至る搦手口の坂を指す。「との一門（櫓門）」と「との二門（高麗門）」の間は枅形になっており、「外敵を上から攻撃できるようになっている」とし、城内の道や門の構造も軍事的機能という観点だけで説明している。

天守群の南の一郭、備前丸は、現在は空地になっているが、もとは城主の居館が建っていたところである。これらの建物は、1882年に火災で焼失した。

内郭の西端の一郭は、本多忠政が整備したところで、現在は外廻りの櫓・土塀を残すだけで敷地は庭園となっているが、もとは城主の居館・御殿が建っていた。この部分の建物は、1874年に軍隊の兵舎設置のため撤去された。

(推薦書「3. 資産の内容」「b) 内容説明及び目録」より引用)

ここでは、備前丸と西の丸の御殿が失われたことが書かれている。正確には、西の丸の御殿は城主本多忠政の嫡男忠刻の居館である。実際には、これ以外に三の丸の御殿があり、ここが政務の中心となり「本城」と呼ばれたが、記述されていない。

なお、西の丸の御殿があった敷地が現在庭園になっていることが述べられているが、この庭園は本来のものではなく近代以降に整備されたものである。

土塀や櫓には、丸・三角・四角の銃眼が開いており、防御を目的とする城郭建築の特徴をよくあらわすとともに、独特の意匠をつくりだしている。

姫路城の建造物群は、すべて木造、瓦葺で、白色の土塀で統一された優美な外観をもつことから、白鷺城の別名をもち、その名でも広く知られている。

(推薦書「3. 資産の内容」「b) 内容説明及び目録」より引用)

このように、推薦書は、姫路城の現存する建造物群をすべて軍事的視点から説明しており、白色を基調とした外観が優美であることを述べている。

ただし、軍事的機能については、説明が天守・櫓・門・土塀に限定されるため、曲輪の配置や三重の堀、石垣などを含めた縄張の全容には言及していない。

また、平時の機能については、備前丸と西の丸の御殿があり、それが失われたことを簡単に説明するにとどまっている。軍事的な施設であるはずの城郭をなぜ美しくする必要があったのかは、説明されていない。

(4) 資産の保護状態

次に、資産の保護状態について述べる。

指定建造物については、1934年から1964年までの30年間に必要な保存事業を完了しており良好に保存されている。近い将来大きな保存事業は必要ない。

この他史跡地内には、縄張を示す石垣、堀、土塁が内郭・外郭ともに良好に残っている。外郭の建造物がなくなっているが、門跡と石垣が良好に残っている。外郭の東側の外濠は近年まで空濠となっていたものを1987年から1991年にかけて水濠に復原し、南側の土塁は住宅地化していたものを1987年から1991年にかけて復原している。

(推薦書「4. 資産の保護状態」「a) 現況」より引用)

推薦書の「資産の内容」までの部分では建造物群についてのみ説明していたが、「資産の保護状態」の説明の中で、建造物群以外の石垣や土塁に初めて言及している。

上記の引用文中でいう「内郭」は内曲輪、「外郭」は中曲輪を指すと考えられる。「石垣、堀、土塁が内郭・外郭ともに良好に残っている」と書かれているが、実際には堀が現存するのは内曲輪の主要部(本丸・二の丸・西の丸)だけである。中曲輪の外周の中堀沿いは、門とその周辺は石垣だが、基本的には土塁であり、残っている部分と失われた部分がある。中曲輪の門跡は、石垣が良好に残されている箇所もあるが、開発のため遺構が残っていない箇所や道路によって枡形の形状が失われた箇所がある。このように、実際には「良好に残っている」とは言えない部分がある。

「外郭の東側の外濠」は中堀のことで、空堀となっていたところに水を導入し、延長約1,000mを復原した。「南側の土塁」は中堀跡の土塁のことで、終戦直後からの不法占拠物件を移転させ、土塁を復原した。

木造建造物は、建造直後からその保存のための細心の日常的な維持管理が必要となる。姫路城の建造物群も築城以来、歴代城主が修理と管理とを実施してきた。なかでも大天守は、石垣上に建つ木造で5層の屋根を重ねた巨大な高層建築であるため、特に細心の注意がはらわれた。歴代城主は、20～30年毎に垂直・水平方向の変位の調査を行い、その結果をもとに補強や修理を行った。1656年・1692年・1700年・1743年の修理では、垂直・水平方向の歪の是正・支柱の挿入等の補強工事・屋根葺替等が行われている。

19世紀後期以降の近代国家日本の時代になると、姫路城の建造物群は国が所有することになり、1910年には大天守の維持のための応急的な補強工事が行われた。1929年に国宝保存法が制定されると、それまで古社寺保存法(1897年制定)による古社寺だけを対象としていた文化財保護が、城郭建築にも広がった。これにより、姫路城の建造物群も1930年と1931年に国宝に指定された。この時、建造物群はいずれも根本

的な修理の時期に達していたので、だだちに国の直轄事業として 1934 年から 30 年間をかけて城郭全体の根本的な保存修理を行うことになった。

この修理においては、保存修理技術者が現場に常駐し、設計施工の監督を行うとともに、城郭建築全体について修理のための調査を実施した。また、学識経験者で構成される委員会を設けて、指定建造物をどのような方針で修理するかを検討した。

この修理で最も注目されるもののひとつに大天守の修理がある。この修理は、わが国の現存木造建造物では東大寺金堂（大仏殿）に次ぐ巨大な木造建造物の解体修理であった。構造・意匠の調査はもちろんのこと、特に巨大建築で問題となる垂直・水平方向の変位等の破損状況、基礎地盤の構成と地質の調査、構造上の欠陥に対する補強方法の研究等を行った。これら調査の結果、垂直・水平方向にかなりの変位があり、その原因が主として地耐力の不足にあることが判明した。また、後世補強用の支柱等が多数挿入されたこと、建具等が一部分改造されていることも判明した。地耐力不足の問題については地下岩盤に直結する鉄筋コンクリート基礎を地下に設置することとした。補強用の支柱については撤去し、目につきにくい位置に取り付けた鉄金物等による補強に取り替え、創建当初の姿に近づけた。後世改造された雑作等については、資料的に明かなものについては建立当初の姿に復原した。

天守以外の指定建造物についても同様に綿密な調査が行われ、それをもとに修理が実施された。

この修理事業の内容・調査結果・図面・写真等の記録は報告書として文化財保護委員会（文化庁の前身）が発刊した。

また、この修理事業と並行して、自動火災報知設備・消火栓設備等の防災設備を設置し、管理面での万全が図られた。

この保存事業が完了した 1964 年に、国は姫路市を指定建造物の管理団体に指定し、以後は現在まで必要に応じて屋根・外壁補修等の維持的な修理を続け保存している。

（推薦書「4. 資産の保護状態」「c) 保存修復の歴史」より引用）

推薦書の「保存修復の歴史」は、天守をはじめとする建造物群の江戸時代から現代までの修復の経緯を説明している。特に 1934 年からのいわゆる「昭和の大修理」について詳しく述べ、後世に補強・改造された部分を建築当初の状態に復原したこと、鉄筋コンクリート基礎を地下に設置したことを説明している。

i) 姫路城の建造物及び史跡の管理

指定建造物及び史跡は、文化財保護法の規定により、姫路市が管理団体に指定され（建造物 1964 年、史跡 1930 年）、国の指導のもと、その管理や保存にあたっている。姫路市では、姫路城管理条例（1964 年）を制定し、公開のための規則、車両通行禁止区域、立入禁止区域、防火に関わる体制・組織等を定めて、防災や環境整備・保全などの管理面の万全を期している。管理の実務は、姫路市役所の組織である姫路城周辺

整備本部とそれに属する姫路城管理事務所が行っている。

指定建造物については、姫路市の修理技術者が日常の維持修理事業を監督し、また防災設備を整え（付属資料 14a,b,c）、一般見学者に公開している（付属資料 14d）。

史跡地域については、1969 年に関係諸機関によって、特別史跡指定地内における現代の建物・施設の移転、指定地内の開発規制の方針が決定している（付属資料 13 史跡保存管理方針図）。この計画に基づいて、19 世紀後期以降に建築された文化財価値を損なう建物の移転事業、土地の公有化、旧状を失っていた外濠、南部土塁の復原が実施された。この方針は、さらに 1986 年に定められ公刊された史跡設備基本構想においても継続している（別添参考資料 2）。

管理の最終目標は、近世の姫路城の旧状で指定建造物及び史跡を保存するとともに、近世の姫路城を理解する上に必要な空間の確保と整備においている。史跡の大部分は、公園として公開されており、特に内郭の西端の一郭は好古園と名づけられた庭園として整備されている。この他、歴史学習の施設として姫路市立日本城郭研究センター、姫路市立美術館、兵庫県立歴史博物館があり、見学者に公開されている。

（推薦書「4. 資産の保護状態」「d）保存修復のための措置及び管理計画」より引用）

推薦書の「保存修復のための措置及び管理計画」のうち「i) 姫路城の建造物及び史跡の管理」の部分は、特別史跡姫路城跡と国宝・重要文化財指定建造物の保存管理の仕組みを説明している。1969 年の文化庁、大蔵省、兵庫県、姫路市による「特別史跡姫路城跡整備管理方針」、1986 年の「特別史跡姫路城跡整備基本構想」と、それに基づく整備の実施について述べている。姫路市立日本城郭研究センター、姫路市立美術館、兵庫県立歴史博物館は、「歴史学習の施設」として位置づけられている。

ii) 緩衝地帯の管理

姫路市は、史跡の周辺地域について、都市景観条例（1987 年）を定め、大規模建築物の建設の届出を義務づけ、それに対する指導助言を行っている。とりわけ緩衝地帯である都市景観形成地区については、史跡の性格に調和するべく、景観ガイドラインの遵守を求めている（付属資料 4）。都市計画法においては、史跡の周辺地域では用途地域を指定し、容積率、建ぺい率の規則を定めている（付属資料 15）。しかし緩衝地帯における上記の規制は、この都市計画規制に優先することになっている。

（推薦書「4. 資産の保護状態」「d）保存修復のための措置及び管理計画」より引用）

推薦書の「保存修復のための措置及び管理計画」のうち「ii) 緩衝地帯の管理」の部分は、都市景観条例によるバッファゾーンの景観保全を説明している。姫路市は、都市景観条例に基づき平成元年に「姫路城周辺地区景観ガイドプラン」を策定しており、その対象区域をバッファゾーンにしている。

(5) 世界遺産一覧表に記載する価値があることの証明

a) 世界遺産価値基準に適合する根拠及び他の同種遺産との比較

◆評価基準 (i)

姫路城の建造物群のデザインは、木造の構造体の外側を土壁で覆い白漆喰で仕上げた単純な外観素材を用いつつ、一方で配置や屋根の重ね方では複雑な外観形態を構成しており、独特の工夫をしたものである。白鷺城の別称が示すように、その美的完成度は、わが国の木造建築のなかでも最高の位置にあり、世界的にみても他にないすぐれたものといえる。価値基準 I に該当する。

(推薦書「5. 世界遺産一覧表に記載する価値があることの証明」

「a) 世界遺産価値基準に適合する根拠及び他の同種遺産との比較」より引用)

評価基準 (i) 人間の創造的才能を表す傑作である。

(「世界遺産条約履行のための作業指針」⁵段落 77 より引用)

推薦書は、姫路城の建造物群のデザインについて述べ、評価基準 (i) の「人間の創造的才能を表す傑作」にふさわしいことを主張している。「独特の工夫」とあるが、白漆喰の使用と複雑な屋根の重なりは、姫路城に限らず日本の近世城郭建築全般にいえることである。世界的にみた日本の城郭建築の独自性を示しながら、姫路城の「美的完成度」がその中でも「最高の位置」であると述べている。

基準 (i) について、1993 年 10 月のイコモス勧告およびユネスコ世界遺産センターのウェブサイトには、次のように書かれている。

Criterion (i): Himeji-jo is a masterpiece of construction in wood. It also combines its effective functional role with great aesthetic appeal, both in the use of white-painted plaster and in the subtlety of the relationships between the building masses and the multiple roof layers.

基準(i) 姫路城は、木造建造物群の傑作である。白漆喰の使用及び、多数の建築群と屋根の重なりが築く繊細な構成の両面において、合理的機能を、卓越した美的な魅力に結びつけている。(イコモス勧告の「Recommendation」より引用。和訳は引用者による。)

⁵ ユネスコ世界遺産センターによる「世界遺産条約履行のための作業指針」(2005 年版)を文化庁が仮訳したもの。文化庁が運営するウェブサイト「文化遺産オンライン」より。
(http://bunka.nii.ac.jp/special_content/hlink13)

イコモスは、姫路城を「木造建造物群の傑作」とし、基準（i）の適用を認めている。白漆喰と屋根の重なりに言及し、推薦書が述べた美的要素を認めている。「合理的機能を、卓越した美的な魅力に結びつけている」というのは、軍事的・実戦的に築かれた城郭が結果として美しい外観になっていることを指すのであろうか。

◆評価基準（iv）

姫路城がつくられた 17 世紀初頭は、日本で城郭建築が最も盛んにつくられた時代であった。姫路城は、天守群を中心に櫓・門・土塀等の建造物、石垣、濠等の土木工作物を良好に保存しており、防御に工夫した日本独自の城郭の構成を最もよく示した城といえる。価値基準IVに該当する。

（推薦書「5. 世界遺産一覧表に記載する価値があることの証明」

「a）世界遺産価値基準に適合する根拠及び他の同種資産との比較」より引用）

評価基準（iv） 歴史上の重要な段階を物語る建築物、その集合体、科学技術の集合体、あるいは景観を代表する顕著な見本である。

（「世界遺産条約履行のための作業指針」段落 77 より引用）

推薦書は、17 世紀初頭（江戸時代初期）という城郭建築が最も盛んに築かれた時代に焦点を当て、その時代を「歴史上の重要な段階」と位置づけ、姫路城を「顕著な見本」としている。

「資産の内容」の項目で説明されている建造物群だけでなく、土木工作物も含めて良好に保存しているとし、「防御に工夫した日本独自の城郭の構成を最もよく示した城」であるとする。防御とは関わりのない御殿・庭園は現存しないが、防御に関わる建造物群である天守・櫓・門・土塀が国内の城郭で最もよく現存しているのは事実である。

一方、姫路城は政治・行政の拠点、城主の生活空間として、江戸時代を通じて利用されたが、そのことには触れておらず、17 世紀初頭の「防御に工夫した」軍事的な側面のみを示している。また、歴史上の重要な段階であることの意味が説明されていない。

基準（iv）について、1993 年 10 月のイコモス勧告およびユネスコ世界遺産センターのウェブサイトには、次のように書かれている。

Criterion (iv): It represents the culmination of Japanese castle architecture in wood, and preserves all its significant features intact.

基準(iv) 姫路城は、日本の木造城郭建築の最高点を表し、その重要な特徴を損傷なく保存している。

（イコモス勧告の「Recommendation」より引用。和訳は引用者による。）

イコモスは、基準（iv）の適用を認め、「木造城郭建築の最高点」であるとしている。推薦書には「石垣、濠等の土木工作物」とも書かれているが、資産の内容の説明が不十分なためか、ここでは言及されていない。世界遺産として認められているのは、あくまで建造物部分に限られており、土木工作物も含めた城郭全体ではない。

◆評価基準（iii）

姫路城がつくられた 17 世紀初頭は、将軍や大名が統治する日本の封建制の時代であった。大名達は、自らの権力を誇示するために大規模な城郭を競って築いたが、姫路城は現存する最大の城郭建築であり、その壮麗な意匠は、その時代の特徴をよくあらわしている。姫路城はこの時代の日本文化を理解する上で貴重な遺産といえる。価値基準Ⅲに該当する。

（推薦書「5. 世界遺産一覧表に記載する価値があることの証明」

「a）世界遺産価値基準に適合する根拠及び他の同種資産との比較」より引用）

評価基準（iii） 現存するか消滅しているかにかかわらず、ある文化的伝統又は文明の存在を伝承する物証として無二の存在（少なくとも希有な存在）である。

（「世界遺産条約履行のための作業指針」段落 77 より引用）

推薦書の「資産の内容」の記述では築城の経緯を簡単に説明しているが、歴史的背景の説明や社会的な位置づけをしていない。ここには「日本の封建制の時代」という言葉が出てきているが、歴史的背景がどのように資産と関わり価値があるか説明がされていない。自らの権力を誇示するために大規模な城郭を競って築くことを 17 世紀初頭の大名の特徴とし、姫路城がその城郭建築の代表であるため、日本の封建制の存在を伝承する物証として希有な存在であるとしているが、具体的な説明はない。

基準（iii）について、1993 年 10 月のイコモス勧告では、次のように書かれている。この段階では、城郭を封建制の象徴と認めている。

Criterion (iii): The castle is a powerful and evocative symbol of the feudalism that prevailed in Japan until the Meiji restoration of 1868.

基準(iii) 城郭は、1868 年の明治維新まで日本に存続した封建制を想起させる有力な象徴である。

（イコモス勧告の「Recommendation」より引用。和訳は引用者による。）

しかし、1993 年 12 月の第 17 回世界遺産委員会⁶の記録には、次のように記されている。

⁶ ユネスコ世界遺産センターのウェブサイトに掲載されている「Report of the 17th Session of the Committee (1993)」より。（<http://whc.unesco.org/en/list/661/documents/>）

Himeji-jo 661 Japan c (i) (iv)

The Committee inscribed the site on the World Heritage List under criteria (i) and (iv).

(「Report of the 17th Session of the Committee (1993)」より引用)

適用する評価基準として (i) と (iv) だけが挙げられており、(iii) は除外されている。公開されている文書からは (iii) が適用されなかった理由は明らかでない⁷。現在も、世界遺産センターのウェブサイトに挙げられているのは (i) と (iv) だけである。

b) 他の同種遺産との比較

城は世界各地で築かれ多くの建造物群が残されているが、その多くは石造や煉瓦造である。姫路城をはじめとする日本に現存する 16 世紀から 17 世紀の城は、濠や石垣を除き、主要な建造物群はすべて木造で、外壁は土壁でつくられている。このためその建築様式やデザインは、世界で他に類をみない貴重なものといえる。

日本国内の他の城と比較しても、4 つの天守からなる天守群の構成や白壁でつくられた建造物群全体の意匠はとくに優れており、天守群・櫓・門・土塀の城郭の構成を示した建造物群が最もよく保存されたもので日本を代表する文化遺産といえる。

(推薦書「5. 世界遺産一覧表に記載する価値があることの証明」

「b) 他の同種遺産と比較した保存状態の評価」より引用)

推薦書には、他の同種資産との比較に該当する部分がこれだけしか書かれておらず、建造物群の様式、意匠、素材の比較にとどまっている。

まず、世界の城郭を石造や煉瓦造と規定し、それに対して日本の城郭は木造で、外壁は土壁であるとしている。このように世界からみた日本の城の独自性を説明しているが、本当にそれが「世界で他に類をみない」ものなのか比較論証していない。その上で、日本の城の中で姫路城が最も優れている根拠としては、建造物群としての意匠と保存状態を挙げているが、現存する建造物群の規模と数において国内の他の城より優れていることは事実である。

以下、推薦書は、資産の真正性について、意匠、材料、技術、環境の点から説明しているが、ここでは省略する。

⁷ 姫路城の登録当時は評価基準 (iii) の内容が現在と異なっていた。現在の評価基準 (iii) の「which is living or which has disappeared」となっている部分が、当時は「which has disappeared」であり、「消滅した文明または文化的伝統」に限定されていた。しかし、封建制は既に消滅した文化的伝統であり、基準が現在と異なっていたために適用が認められなかったと理解することはできない。

(6) 姫路城の登録概念

これまで推薦書の記述を順番にみてきたが、推薦書で述べられている姫路城の登録概念は、次の3点に整理できる。それぞれ評価基準(i)、(iv)、(iii)に関連した内容である。基準(i)、(iv)は登録にあたって証明され、基準の適用が認められたが、基準(iii)の該当性については証明されなかった。

◆評価基準(i)に関連して

建造物群としての価値の高さを説明している

推薦書の「資産の内容」は、建造物群のみを構成資産として目録に挙げている。白漆喰と屋根の重なりによって美しい外観を構成しており、その美的完成度は「わが国の木造建築のなかでも最高の位置」であると述べている。その結果、イコモス勧告に「木造建造物群の傑作」とあるように、建造物群としての価値が評価され、登録されている。石垣や土塁、堀などの土木工作物は、構成資産の範囲に含まれているが、その価値について説明されておらず、登録に際しては評価されていない。

◆評価基準(iv)に関連して

軍事施設として説明している

推薦書の「資産の内容」で「17世紀初頭の一連の軍事施設として歴史的配置を維持」していると述べており、17世紀初頭に焦点を当て、城の軍事施設としての役割を説明している。続いて「資産の内容」では、「見張り等の目的の櫓、城の防御のための門や土塀が周到的配慮のもとに配置」「天守群に到達するには、各門を通過せねばならず、防御の万全を期している」などと、繰り返し軍事的機能の高さを強調している。城主の生活空間、政治・行政の拠点、統治の象徴といった軍事以外の城の役割を説明していない。歴史の記述では、築城の過程とともに近代以降の歴史的経緯について述べているが、17世紀初頭の状態が保存されていることを説明するための記述である。

◆評価基準(iii)に関連して

文化的伝統や文明の存在を伝承する物証であることが証明されていない

推薦書は、築城の状況の説明にとどまっており、歴史的背景や社会的な位置づけについて説明しておらず、文化的伝統や文明の存在を伝承する物証として無二の存在であることの証明がなされていない。そのためか、登録にあたって基準(iii)は適用されていない。

2 彦根城及びその関連資産の世界遺産登録に向けての示唆

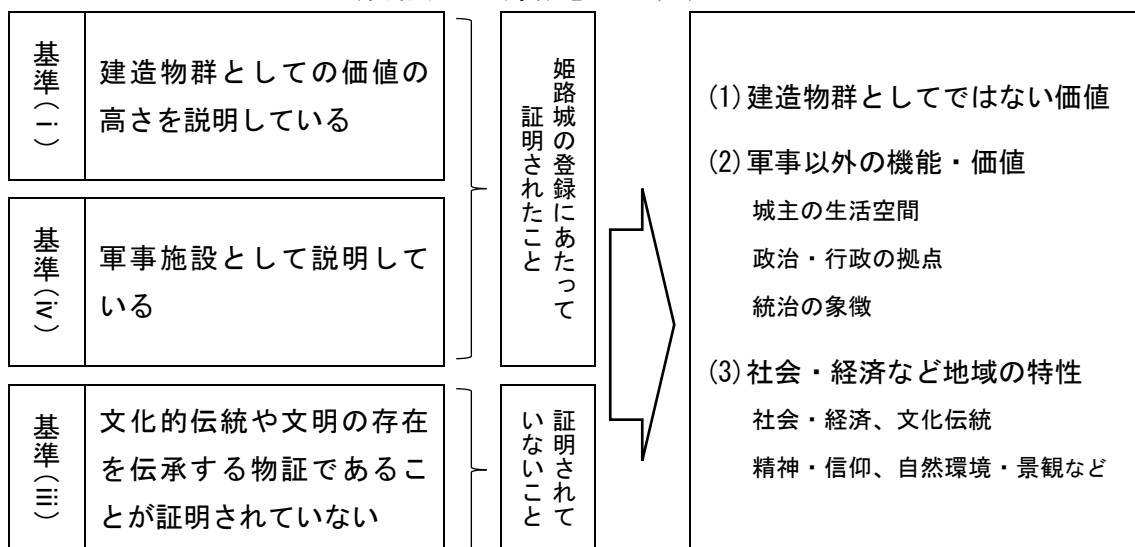
姫路城の推薦書の登録概念は、下図のように整理できる。評価基準（i）に関連して「建造物群としての価値の高さを説明している」、評価基準（iv）に関連して「軍事施設として説明している」が挙げられる。これらは、姫路城の登録にあたって証明され、基準の適用が認められたものである。一方、評価基準（iii）の適用は認められておらず、歴史的背景や社会的な位置づけは示されていない。

彦根城及びその関連資産の世界遺産登録にあたっては、姫路城とは異なる登録概念を示し、差別化する必要がある。姫路城の登録概念から示唆されることとして、次の3点が挙げられる。第一は、建造物群としてではない価値を示す必要性である。第二は、城の軍事以外の機能・価値を示す必要性である。これは、姫路城の推薦書では説明されていない城の意義に光を当てることであり、17世紀初頭という築城年代だけではなく、幅広い年代を視野に入れ検討することである。第三は、社会・経済など地域の特性を示す必要性である。城だけにとどまらず、地域全体の資産や景観に目を向けることで、姫路城の推薦書では示されていない普遍的価値を提示することができると考えられる。

以上を姫路城との差別化ととらえ、以下にその方向性を整理する。

検討にあたっては、彦根城と姫路城の比較表（18～25頁）を作成したので、これを参考資料とする。比較表では、「城郭の概要」「城郭の歴史」「城郭の建造物」「城郭の縄張・土木工作物」「軍事以外の機能・価値」「社会・経済」「文化伝統」「精神・信仰」「自然環境・景観」について比較した。

姫路城の登録概念が示唆すること



（１）建造物群としてではない価値について

姫路城の推薦書は建造物群としての価値の高さを説明しており、イコモス勧告でも「木造建造物群の傑作」と認められている。このことから、建造物群としての価値を訴えるのではなく、建造物群としてではない価値を示すことの必要性が示唆される。

基本的には、近世城郭を扱うという意味では、天守をはじめとする建造物は中心的な構成資産になるが、その建造物群としての形や規模という価値や、そこから見受けられる美的完成度を説明するのでは姫路城と差別化することができない。建造物群からうかがえるそれ以外の価値を導き出すための視点が不可欠である。そのため、建造物群を中心とした城とその構造全体が、社会においてどのように位置づけられ、またどのような役割を果たしていたのかに重点を置いて価値を説明し、姫路城とは異なる価値を示す必要がある。

（２）軍事以外の機能・価値について

姫路城の推薦書が 17 世紀初頭の軍事施設として価値を説明していることから、その時代だけに限定して同様の価値を問うことはできない。したがって、城が果たした軍事以外の機能・価値に目を向け、城が社会においてどのような意味を持ったのかを説明する必要がある。

軍事以外の城の機能・価値として、次の 3 つの柱をあげたい。

a) 城主の生活文化空間としての機能・価値

戦争のない時代の城郭には、城主の日常生活や文化的、精神的生活を含めた生活文化空間としての機能・価値が考えられる。姫路城では、本丸、西の丸、三の丸、中曲輪に御殿が造営されたが、すべての建造物が現存しておらず、城主の生活文化をうかがい知ることができない。

b) 政治・行政の拠点としての機能・価値

織田信長による安土城築城以後、天守を中心とする城郭は政治・行政の拠点として位置づけられ、江戸幕府成立以後、その形態はよりシステム化された。城の中心的な御殿が政庁として利用され、城主とその家臣によって領国の政治・行政が行われた。また、城本体以外にも、城内または城下町に各種の役所が置かれ、利用されている状況があった。姫路城にはそれら政治・行政に関わる資産がすべて現存しておらず、当時の政治・行政のありかたを示すことができないため、そこから見た機能・価値を検討する必要がある。

c) 統治の象徴としての機能・価値

天守を中心とする近世城郭は、時代を追うごとに「見せる城」としての色彩が濃くなり、家臣や領民に城主の存在を意識させ、シンボルとして精神的に統合する役割を果たしたといわれている。象徴としての機能は、姫路城の推薦書では言及されていない。民から見た城の機能と価値という視点で検討する必要がある。

(3) 社会・経済など地域の特性について

姫路城の推薦書が社会・経済など地域の特性に言及していないことから、それらを説明することで、姫路城とは異なる価値を構築することができる。姫路城は城郭建造物群のみを資産として挙げているが、地域の特性を説明するためには、構成資産を城のみに限定せず、城下町や周辺地域に広げていく必要がある。

姫路城の推薦書では触れられていない分野の例として、次のような視点をあげ、価値を示すことができる。

a) 社会・経済の視点

社会・経済の視点としては、城と城下町を合わせた都市構造や周辺地域とを結ぶ交通網などによる交流を説明することが考えられる。

姫路は、開発と戦災によって城下町の建造物がほとんど残っていない。江戸時代の町割や一部の建造物が残っているところはあるが、外曲輪南部のバッファゾーンから外されている地域をはじめ、町の姿が大きく変えられている。旧城下町の大部分がバッファゾーンに含まれ、城下町と瀬戸内海をつなぐ運河だった船場川も存在するが、推薦書では説明されていない。

都市構造や交通網により、城下町が領国の経済の中心地として繁栄したこと、街道や河川、海・湖を利用して物資の輸送や文化の交流が行われたことを示すことができ、城を中心とする地域社会全体の機能と価値を説明できる可能性がある。

b) 文化伝統の視点

城郭施設以外の資産として、庭園、寺社、芸能などの文化伝統に関わる資産が考えられる。

姫路城ではすべての御殿が現存せず、元禄から宝永年間に描かれた「播州姫路城図」では向屋敷に池泉回遊式庭園があったことがうかがえるが、現在は三の丸広場（更地）、市立動物園の敷地の一部になり、現存していない。現在、姫路城の中曲輪に好古園という庭園があるが、これは平成4年に開園したもので、歴史的な庭園ではない。また、城主に関わる寺社の現存例も少なく、他に藩窯の東山焼があるが取扱われていない。

文化伝統に関わる資産によって、地域に根付き、成熟した文化を説明することが考えられる。茶の湯、能、藩窯などの城主が中心になって成熟した文化、地域間の交流や外国の影響を示す文化、城が築かれる以前から営まれていた地域固有の生活文化などを総合的に示すことができる。

こうした文化は、構成資産のほか、博物館の収蔵品などの動産の文化財によって説明することができる。また、現在まで市民が担い手となって受け継がれているなど、現代への継承と将来性についても論究することができる。

c) 精神・信仰の視点

精神・信仰という視点からも価値を検討する可能性と必要性がある。

ここでは、城下町や周辺地域に所在する寺社だけでなく、有形・無形の文化財によって、人々の精神・信仰を説明することが考えられる。湖や山々、森、農村などの景観も、精神・信仰を形成する上で重要である。このことで、城と城主を中心とした祖先崇拜や祈祷だけでなく、城が築かれる以前から続く地域の人々の精神文化、自然への信仰を示すことができる。

d) 自然環境・景観の視点

大きな視点としては、周辺の自然環境や景観との関わりを説明することが考えられる。

姫路城は、市川と夢前川の流れる播磨平野の中央に位置し、北には広峰山などの山々、南には瀬戸内海が見える。城に近接して男山、景福寺山があり、バッファゾーンに含まれているが、これらの自然環境、景観について推薦書は述べていない。

城と庭園、城下町は、自然環境を利用して築かれたというだけでなく、自然と調和して景観がつくられている。庭園の風景が園内で完結せず、園外の眺望（借景）を含めて設計されていたことは、その一例である。また、周辺の山や湖は、単に自然として存在しているだけでなく、和歌などの芸術作品の題材になるなど、文化的な意味を持っている。そこで営まれている生活文化もある。それらを含めて、城や庭園と一体となって景観が形成されていると考えられ、価値を位置づけることができる可能性がある。

姫路城の推薦書に述べられていることは、城の全体構成や機能の中の一側面である。姫路城に残されていない資産、推薦書に説明されていない資産を含めて城の軍事以外の役割を説明することはもとより、城下町と周辺地域に残る城以外の資産を対象を広げ、社会・経済、文化伝統、精神・信仰、自然環境・景観などを含めた視野を持つことが重要である。

【参考資料】彦根城・姫路城 比較表

比較項目		姫路城（推薦書）	姫路城（実際）	彦根城
城郭の概要	資産所有者	国（文部科学省所管） 管理団体 姫路市 （一部は兵庫県、姫路市及び民間企業の所有地）		彦根市 （一部は国、滋賀県、個人の所有地）
	法的保護	特別史跡 国宝（天守群 8 棟） 重要文化財（櫓 27 棟・門 15 棟・土堀 32 棟）		特別史跡 国宝（天守） 重要文化財（太鼓門櫓、天秤櫓、西の丸三重櫓、佐和口多聞櫓、馬屋） 名勝（玄宮楽々園）
	面積		107.8ha （特別史跡指定範囲）	48.8ha （特別史跡指定範囲）
	城のタイプ		平山城 姫山（標高 45.6m）	平山城 彦根山（標高 138.8m） 琵琶湖からの比高は 53.2m
	立地	「古来西日本の交通の要衝にあたる」	東に市川、西に夢前川、北に広峰山。山陽道をはじめ、因幡街道、津山街道、但馬道などをおさえる要衝。	西に琵琶湖、北に松原内湖、南に芹川。佐和山を隔てて中山道が通り、そこから分岐する彦根道を城下に引き入れている。北陸・東海方面と京都をつなぐ結節点。
	城郭全体の構成	「二重の濠（内濠・外濠）で囲んで内郭と外郭に分ける」	・螺旋状の三重の堀（内堀・中堀・外堀）によって、姫山を中心に内曲輪・中曲輪・外曲輪に分けられる。	・琵琶湖につながった三重の堀（内堀・中堀・外堀）によって、彦根山を中心に第一郭・第二郭（内曲輪）・第三郭（外曲輪）に分けられる。
城郭の歴史	城主		・池田氏（1600～） 輝政の妻は家康の次女 ・本多氏（1617～） 忠政は本多忠勝の子。忠政の子忠刻は千姫の夫。 ・松平氏（1639～） ・松平氏（1648～） ・榊原氏（1649～） ・松平氏（1667～） ・本多氏（1682～） ・榊原氏（1704～） ・松平氏（1741～） ・酒井氏（1749～） 大老四家の一つ。最後の大老酒井忠績を輩出。幼少者が跡を継ぐと転封になり、入れ替わりに成人した大名が入封。譜代の名門または家門に限定。譜代大名最西端、西国の押え。	・井伊氏（1601～） 転封なし。譜代筆頭、徳川将軍家の筆頭家臣。直孝、直澄が政務参与。直興（直該）、直幸、直亮、直弼が大老。

比較項目		姫路城（推薦書）	姫路城（実際）	彦根城
城郭の歴史	石高		52 万石（池田輝政の入封当時） 15 万石（本多時代以降）	18 万石（井伊直政の入封当時） 30 万石（直孝時代以降）
	築城の経緯	16 世紀末 羽柴秀吉により築城 1601～1609 年 池田輝政が築造し直す 1617 年以降 本多忠政が西の丸を改修	・貞和 2 年（1346 年）赤松貞範、姫山に城を築いたと伝わる（後の姫路城）。 ・天正 9 年（1581 年）羽柴秀吉、姫路城の基礎となる 3 重の天守を築く。 ・慶長 6 年（1601 年）池田輝政、姫路城の大改築に着手。 ・元和 3 年（1617 年）本多忠政により、現在に見る姫路城の全容が完成。	・慶長 6 年（1601 年）井伊直政、佐和山城主となる。 ・慶長 9 年（1604 年）井伊直継、彦根城築城に着手。 ・元和 8 年（1622 年）井伊直孝により、城下町を含めた彦根城の全容が完成。
	築城工事の特徴		・秀吉が姫山に築いた天守を取り壊し、改めて 5 重 6 階の天守を築城。 ・自然の河川を利用したのは外堀西側の船場川のみ、その他は開削。 ・羽柴時代は大手が東で、それを池田時代に南に変えた可能性。	・石田三成の佐和山城を廃し、彦根山に新たに築城。 ・天下普請で築かれた城（慶長期の前期工事）。 ・リサイクルの城（天守、太鼓門櫓、天秤櫓、石垣等）。大津城、佐和山城などを破却して、その材料を再利用して築城されている。 ・芹川の付け替え。旧流路や湧水を利用して外堀をつくった。
	明治時代の城郭保存	「新政府の軍用地（国有地）となり、内郭西端の一郭にあった御殿や外郭の建物（武家屋敷）が除かれ、陸軍師団司令部施設や兵舎が建設された。」 「陸軍大佐であった中村重遠らの努力により保存」	・中村重遠陸軍大佐が陸軍卿山縣有朋に姫路城の保存を太政官に上申するよう願い出て保存された。	・明治天皇の北陸巡幸に同行した大隈重信が彦根城に立ち寄り、その消失を惜しみ天皇に保存を願い出て解体が中止された。
	第二次世界大戦	「幸い空襲にあわず」	・城下町は空襲の被害を受けたが、二の丸から内側には被害がなかった。	・城下町近郊の工場等は空襲の被害を受けたが、城と城下町の町並みは被害がなかった。

比較項目		姫路城（推薦書）	姫路城（実際）	彦根城
城郭の建造物	天守	大天守、東小天守、乾小天守、西小天守、イの渡櫓、ロの渡櫓、ハの渡櫓、ニの渡櫓（国宝） 「5 層の屋根を重ねた大天守と 3 層の屋根を重ねた東小天守・乾小天守・西小天守の 4 つの建物を 4 隅に置き、それぞれを廊下状の櫓でつないで、四角の形に建物を配置する。」	・連立式天守 大天守と小天守 3 棟を渡櫓でつないでいる。 ・5 重 6 階地下 1 階（望楼型） 天守は、地階から 6 階の床下までを通る直径 2m に近い東西 2 本の心柱で支えられている。 ・天守（大天守）の高さ 石垣 14.85m、建物 31.50m	・複合式天守 天守に付櫓が附属している。 ・3 重 3 階地下 1 階（望楼型） 通柱を用いず、各階ごとに積み上げていく方式をとっている。 ・天守の高さ 石垣 4.46m、建物 15.53m
	櫓	化粧櫓、トの櫓、井郭櫓など 27 棟 「見張り等の目的の櫓」 「天守群の北側に建つ櫓は、戦争時に城にたてこもる際に必要な食糧等の物資の貯蔵のための建物である。」（北腰曲輪の櫓群）	・化粧櫓、トの櫓、井郭櫓など 27 棟 内曲輪主要部に集中的に現存。二重櫓、渡櫓など。	・太鼓門櫓 ・天秤櫓 ・西の丸三重櫓 ・佐和口多聞櫓
	門	菱の門、いの門、ろの門など 15 棟 「天守群に到達するには、各門を通過せねばならず、防御の万全を期している。」 「とくに天守群に近い門は、土堀の一部を利用した簡略な形で、城を襲撃する外敵の目をあざむくように工夫されている。」（埋門を指す） 「南端の一郭の東端の門は池田時代以前の 1599 年の建築である。」（上山里曲輪・りの門）	・菱の門、いの門、ろの門など 15 棟 内曲輪主要部に集中的に現存。櫓門、高麗門、棟門、埋門など多様な様式。枅形虎口になっているのはとの一門・との二門のみ。場所がわかりにくい、極端に狭い、鉄扉であったりなど形態は様々で非常に進みにくいようになっている。	・太鼓門櫓、天秤櫓に付属する門が現存。
	土堀	32 棟 「区画の境に土堀が建っている。土堀の途中に門を開く。」	・32 棟 内曲輪主要部に集中的に現存。櫓、門に付属。	現存せず
	その他建造物			・馬屋（重要文化財） 城郭の馬屋としては全国で唯一の現存例。
	建造物の意匠	「芸術性の高い優れた意匠」 「すべて木造、瓦葺で、白色の土堀で統一された優美な外観」	・天守 外壁はすべて白漆喰。屋根瓦の継ぎ目にも白漆喰を使用。入母屋破風、千鳥破風、唐破風、出格子窓で装飾。小天守は花頭窓がある。	・天守 切妻破風、入母屋破風、唐破風、花頭窓、高欄付廻縁などの装飾を多用し、井伊家の格式を示す。

比較項目		姫路城（推薦書）	姫路城（実際）	彦根城
	建造物の軍事的特徴	「土堀や櫓には、丸・三角・四角の銃眼が開いており、防御を目的とする城郭建築の特徴をよくあらわすとともに、独特の意匠をつくりだしている。」	・鉄砲狭間（天守、櫓、土堀） ・石落（天守、櫓）	・鉄砲狭間は、天守、天秤櫓では隠し狭間になっており、軍事的な面を見せないようにしている。 ・石落はない。
城郭の縄張・土木工作物	縄張	「城の防御のために徐々に高くなるように地形が区画」 「天守群の東側の道は、わざと曲がりくねって急勾配にし、敵を通りにくくした、城の防御を考慮したつくりである。」	・渦郭式縄張 防御線が3重の螺旋形になった螺旋式縄張。他には江戸城だけに見られる。外堀の西側は船場川を利用。 ・姫山（本丸）と鷺山（西の丸）という2つの山を利用。築造時期の違いにより縄張が異なる。 ・城内道は、敵が大天守を目指すには遠回りしなくてはたどり着けないようになっている。	・連郭式縄張（第1郭） 主な郭をその山背に沿って一直線に配置する連郭式縄張。 ・大堀切、登り石垣と堅堀、切岸により、山上・山腹・山麓を一体的に防御する仕組み。 ・近世初期に築城されたが、大堀切など中世以来の山城の防御構造も有している。
	石垣		・羽柴時代・池田時代・本多時代とその後の修復の石垣がみられる。 ・古墳の石棺、石塔、石臼、墓石などの転用石。	・本丸・鐘の丸・西の丸・井戸曲輪の高石垣。 ・内堀沿いの鉢巻・腰巻石垣 ・特別史跡内は石垣がほぼ残っている。
	門跡		・内曲輪は石垣や礎石などが現存。 ・大手門は1938年再建のもので、位置や大きさは本来のものと異なる。 ・中堀沿いは石垣の一部が現存。	・特別史跡内の門跡は、石垣や礎石などが現存。大手門・表門などは桁形虎口の形状が明瞭。 ・外堀の門跡は、長曾根口御門跡を公有地化、発掘調査済み。門の部材の一部が現存し、復元計画あり。他の門跡は道路形状などが残るのみ。
	内堀		・作事場付近を除き、ほぼ完全に残っている。 ・三国堀（捨堀）	・ほぼ完全に残っている。
	中堀		・南側は埋め立てられている。土塁を一部復元。 ・東・北・西側は残っているところが多い。	・ほぼ完全に残っている。
	外堀		・大半が埋め立てられている。東側は水路として現存。 ・土塁は消失。	・明治～昭和にかけて埋立。 ・土塁の一部が現存（特別史跡追加指定予定）。地形や水路の痕跡によりほぼ全体をたどれる。

比較項目		姫路城（推薦書）	姫路城（実際）	彦根城
軍事以外の機能・価値	御殿	「天守群の南の一郭、備前丸は、現在は空地になっているが、もとは城主の居館が建っていたところである。これらの建物は、1882年に火災で焼失した。」 「内郭の西端の一郭は、本多忠政が整備したところで、現在は外廻りの櫓・土塀を残すだけで敷地は庭園となっているが、もとは城主の居館・御殿が建っていた。この部分の建物は、1874年に軍隊の兵舎設置のため撤去された。」	・備前丸の御殿跡 ・西の丸の御殿跡 ・三の丸本城（居城）跡 ・三の丸向屋敷跡 ・三の丸武蔵野御殿跡 ・東屋敷跡 ・樹木屋敷（西屋敷）跡 建造物、庭園ともにすべて現存しない。史跡公園などになっている。	・本丸御広間跡 表御殿の前身。礎石列も出ており、また、図面でも確認できる。 ・表御殿跡 彦根藩の政庁。地下遺構が現存、発掘調査済み。彦根城博物館として外観復元。一部木造復元。 ・槻御殿（玄宮楽々園） 下屋敷。御書院棟、地震の間、楽々の間など奥向の建造物の一部が現存。 ・お浜御殿 下屋敷。改変が著しいが、建造物の一部が現存。
	政庁		・三の丸本城（居城）跡	・表御殿跡
	統治の象徴			・大隈重信に旧彦根藩士が「曾ては一朝事ある其の時は君公の御前に罷り出て、天晴れ忠勤を抽でやうと思つて、我等の祖先が三百年間仰ぎ見た彼の天主閣」と語る。（『朝日新聞京都附録』大正3年5月16日）
社会・経済（城下町・交通）	城下町の概要		・慶長6年（1601年）の姫路城築城とともに建設が始まった。城を中心に左へ螺旋状に内曲輪、中曲輪、外曲輪と三重の堀を巡らせ、外堀で町全体を囲む「総構え」の城下町が完成したが、太平洋戦争の空襲でそのほとんどが失われている。	・17世紀初頭に善利（芹）川の流路を付け替え、沼や淵などの湿地を埋め立てて計画的に建設。 ・外堀の大部分は埋め立てられているが、現在も町割の遺構をよく留めている。
	城下町の人口		町人 約1万4000人（19世紀初頭）	約3万6～7000人（江戸時代中期以降） 武士2万人、町人1万6～7000人
	第2郭		（中曲輪） ・上中級武家屋敷。 ・明治時代に軍用地となったときに撤去され、屋敷割の痕跡すらとどめていない。	（内曲輪） ・槻御殿、上級武家屋敷、藩校弘道館、馬屋。槻御殿・馬屋のほか、上級武家屋敷の建造物の一部と屋敷割が残る。 ・旧西郷屋敷長屋門（市指定文化財） ・脇屋敷長屋 ・旧木俣屋敷

比較項目		姫路城（推薦書）	姫路城（実際）	彦根城
社会・経済（城下町・交通）	第3郭		（外曲輪） ・町家、下級武家屋敷、足輕・中間・小者の組屋敷。 ・江戸時代の町割を基本にしつつも、新しい道路が多数つくられている。 ・空襲により大部分が被災。 ・下級武家屋敷の地域は狭い道幅が維持されている。	（外曲輪） ・町家、武家屋敷など。道路の拡幅等はあるが、基本的な町割はそのまま。 ・武家屋敷...埋木舎、旧池田屋敷長屋門（市指定）、旧鈴木屋敷長屋門（市指定） ・町家...旧広田家（市指定）ほか旧魚屋町にまともって現存。他の地域にも点在。
	郭外		・城下町西端の西国街道周辺の船場地区、北東の生野街道に沿う野里地区は、戦災を免れて町家が残っている。ただし開発が進んでおり、連続的な町並みの景観は残っていない。	・町家、下級武家屋敷、足輕組屋敷など。道路の拡幅等はあるが、基本的な町割は変わっていない。 ・武家屋敷...大村家住宅（市指定）ほか。 ・町家...河原町・芹町（伝建選定予定）、七曲がり。 ・足輕組屋敷...辻番所（市指定）ほか40棟程度現存。
	陸上交通		・西国街道（山陽道）が城下に引き込まれた。畿内と中国・九州方面を結ぶ主要経路。 ・西国街道から分岐し、美作道、但馬道、有馬道、室津道、飾磨津道などがあつた。	・彦根城下と中山道の鳥居本宿・高宮宿をつなぐ道が整備され、城下には伝馬町も設けられた。 ・中山道の他にも、下街道（巡礼街道）や朝鮮人街道が彦根の城下町を經由していた。城下町には、朝鮮通信使の宿舎となった寺院（宗安寺など）も存在。
	水上交通		・瀬戸内海の室津、飾磨津、高砂、家島の港。 ・池田輝政が城下と飾磨津を結ぶ運河を計画（三左衛門堀）。 ・本多時代に三左衛門堀を放棄し、飾磨津と結ぶ運河として船場川を整備。船場川や舟入跡の遺構が残っている。	・琵琶湖を利用した城彦根城の三重の堀は、いずれも松原内湖を通して琵琶湖と繋がっていた。幕府の天領で収穫された米は、琵琶湖・松原内湖の水運を利用して彦根城内の米蔵に運び込まれた。城下町にも水夫たちの居住区域（水主町）や琵琶湖の水運を通して運ばれた物資を扱う船町などを発達させた。 ・内湖の利用 藩主の彦根・江戸への往来のとき、松原内湖から入江内湖に入り米原へ行っており、松原内湖は彦根藩の公用の湖上ルートにもなっていた。内湖を船でお浜御殿、清凉寺、大洞弁財天へ移動することもできた。

比較項目		姫路城（推薦書）	姫路城（実際）	彦根城
文化伝統	庭園		・三の丸向屋敷跡に大規模な庭園があったが現存しない。三の丸広場、動物園の敷地になっている。	・表御殿庭園（復元） ・玄宮楽々園（名勝） 大規模な池泉回遊式庭園。大名庭園の典型。 ・お浜御殿（名勝） 江戸時代後期の下屋敷庭園。汐入式。
	文化に関わる城内の建造物			・表御殿能舞台（市指定文化財） 元の位置に移築・復元。1800年建築。
	教育に関わる資産		・藩校好古堂 遺構は現存しない。 ・仁寿山校 家老の河合道臣が創設した私立の学問所。井戸と土堀跡が現存。	・彦根藩藩校弘道館の講堂が現存している。金亀会館（市指定）。 ・弘道館跡の地下遺構の一部は発掘調査済み。講堂の遺構は金亀会館と一致。 ・城主の子弟を養育する場だった埋木舎。井伊直弼が青年期を過ごし、文化的・精神的修練を積んだ。茶室などが現存。
	藩窯		・東山（とうざん）焼 東山焼燈籠（西源寺）、東山焼窯跡（糸引地区）	・幕末に彦根藩で盛んに焼かれた湖東焼窯場跡（県指定史跡）が残っている。
	動産・無形文化財			・彦根城博物館の収蔵品（彦根屏風、茶道具、能面・装束、雅楽器、湖東焼） ・茶道、能・狂言、湖東焼は、現在も市民が担い手となって受け継がれている。
精神・信仰（寺社）	大名墓 菩提寺		・書写山円教寺 本多家の墓所。藩主 5 人の五輪塔を覆う廟屋（県指定文化財）が現存。1622 年、本多忠政が食堂（重文）を大修理。榊原家廟所、松平大和廟がある。 ・随願寺 榊原家菩提寺。元禄年間建立の本堂ほか（重文）。榊原忠次墓所唐門（重文）。榊原忠次、政邦墓所（市指定史跡）。池田輝政供養塔。 ・景福寺 酒井家の菩提寺。藩主夫人の墓（藩主の墓は江戸）。	・清凉寺 井伊家の菩提寺。彦根藩主井伊家墓所（国指定史跡）。

比較項目		姫路城（推薦書）	姫路城（実際）	彦根城
精神・信仰（寺社）	城主を祀る神社		・射楯兵主神社（播磨国総社） 藩主が信仰。酒井家の祖霊を祀る即是堂があったが、現存しない。空襲を受け、社殿が建て直されている。	・旧井伊神社（市指定） もとは龍潭寺内の井伊谷八幡宮。祖先崇拜。 ・天寧寺観徳殿 井伊直中彫像を安置。荒神山神社に現存。
	城主の祈祷寺院			・長寿院（大洞弁才天） 弁才天堂（重文）、伽藍（県指定）。領民から寄付を集め、元禄年間に建立。 ・北野寺
	その他城主に関わる寺社			・宗安寺 井伊直政正室の両親の菩提所。朝鮮通信使宿所。 ・龍潭寺 ・大信寺 ・長松院 ・蓮華寺
	地域の有力寺社		・亀山本徳寺 ・船場本徳寺 本多時代に再興。松平家、榊原家が境内地など寄進。	・多賀大社 ・竹生島 ・領内の真宗寺院
自然環境・景観	城周辺の自然環境		市川、夢前川が流れる播磨平野の中心。	琵琶湖、松原内湖とつながっている。芹川の流路を付け替えている。城と城下町は、芹川によって形成された三角州、氾濫原・後背湿地に位置している。芹川の旧流路、湧水を外堀に利用。
	城からの眺望		北に広峰山などの山々、南に瀬戸内海が見える。	湖国の風景を一望。佐和山・鞍掛山・荒神山・磯山などの近くの山々、観音寺山・霊仙山・伊吹山・比叡山などの遠方の山々、松原内湖、琵琶湖、沖島・多景島・竹生島などの琵琶湖の島々を眺望できる。
	庭園からの眺望			・玄宮楽々園からの眺望 松原内湖を介した遠景が園内からの眺望として成立。近くの山々に加え、伊吹山など。（玄宮園外図）

彦根城世界遺産登録作業グループ報告書

姫路城との差別化（１）

－彦根城及びその関連資産の世界遺産登録への示唆－

平成 27 年（2015 年）8 月

彦根城世界遺産登録作業グループ

滋賀県教育委員会事務局 文化財保護課

〒520-8577 滋賀県大津市京町四丁目 1-1

彦根市教育委員会事務局 文化財部

彦根城世界遺産登録推進課（事務局）

〒522-0001 滋賀県彦根市尾末町 1-38 彦根市民会館内

TEL 0749-26-5834（直通）

FAX 0749-27-3554

E-mail hikone-wh@ma.city.hikone.shiga.jp

資料 2

姫路城との差別化（2）

－彦根城及びその関連資産の特徴－

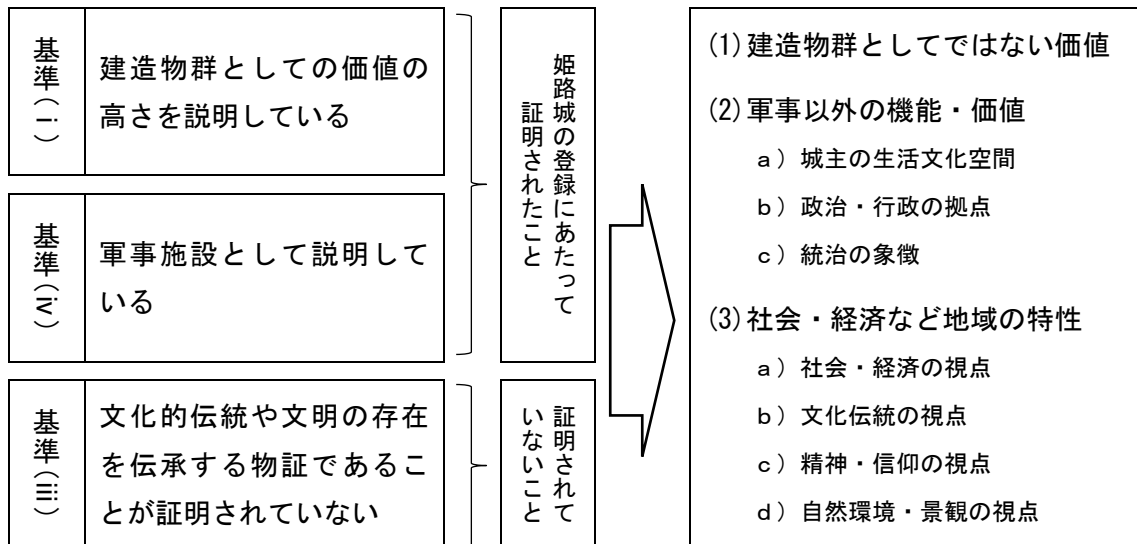
平成 28 年 3 月

滋賀県 ・ 彦根市

はじめに

彦根城の世界遺産登録にあたって、文化庁から「既登録資産である姫路城との差別化」「国内の他の城郭との比較検討」「城下町部分を資産とするかどうかの検討」という３つの課題が示されている。そのうちの第１の課題である「既登録資産である姫路城との差別化」については、平成２７年８月、報告書『姫路城との差別化（１）—彦根城及びその関連資産の世界遺産登録への示唆—』を作成し、次の結論が得られた。

図 姫路城の登録概念が示唆すること



姫路城の登録概念を「建造物群としての価値の高さを説明している」「軍事施設として説明している」「文化伝統や文明の存在を伝承する物証であることが証明されていない」の３点に整理した。彦根城及びその関連資産の世界遺産登録にあたっては、姫路城とは異なる登録概念を示す必要があることから、「建造物群としてではない価値を示す必要性」「城の軍事以外の機能・価値を示す必要性」「社会・経済など地域の特性を示す必要性」を指摘することができた。軍事以外の機能・価値の具体的内容としては、「城主の生活文化空間としての機能・価値」「政治・行政の拠点としての機能・価値」「統治の象徴としての機能・価値」、地域の特性の具体的内容としては、「社会・経済の視点」「文化伝統の視点」「精神・信仰の視点」「自然環境・景観の視点」を挙げ、方向性を整理した。

本報告書では、『姫路城との差別化（１）』で示したこれらの方向性をもとに、彦根城及びその関連資産が持つ特徴について整理する。「軍事以外の機能」「社会・経済など地域の特性」で示した各項目について、彦根城の資産となりうる要素を可能な限り挙げ、そこからどのような特徴を見出すことができるか考察する。

姫路城の推薦書が軍事施設としての価値を説明していることから、彦根城では軍事以外の価値を示す必要があることは既に述べたとおりである。しかし、城は本来、軍事上の目的を持って築かれたもので、その本来の機能である軍事を論じずに城の全体像を示すことはできない。軍事的価値のみで登録をめざすことはできないが、彦根城の持つ重要な要素として考察の対象に加えるべきものであるので、本報告書では「軍事施設としての機能」についても考察することとする。

目次

1	軍事施設としての機能について.....	1
2	軍事以外の機能について	
	a) 城主の生活文化空間としての機能.....	9
	b) 政治・行政の拠点としての機能.....	15
	c) 統治の象徴としての機能.....	22
	井伊家伝来の美術工芸と古文書.....	24
3	社会・経済など地域の特性について	
	a) 社会・経済の視点.....	28
	b) 文化伝統の視点.....	31
	c) 精神・信仰の視点.....	33
	d) 景観・自然環境の視点.....	36
4	総括.....	39

1 軍事施設としての機能について

姫路城の推薦書では、17世紀初頭の軍事施設としての価値を説明していることから、彦根城では軍事以外の機能・価値に目を向ける必要があるが、姫路城と同様に軍事施設としても高い価値を持っている。軍事以外の機能を論じる前に、彦根城の軍事施設としての機能を確認する。

◆全体構造

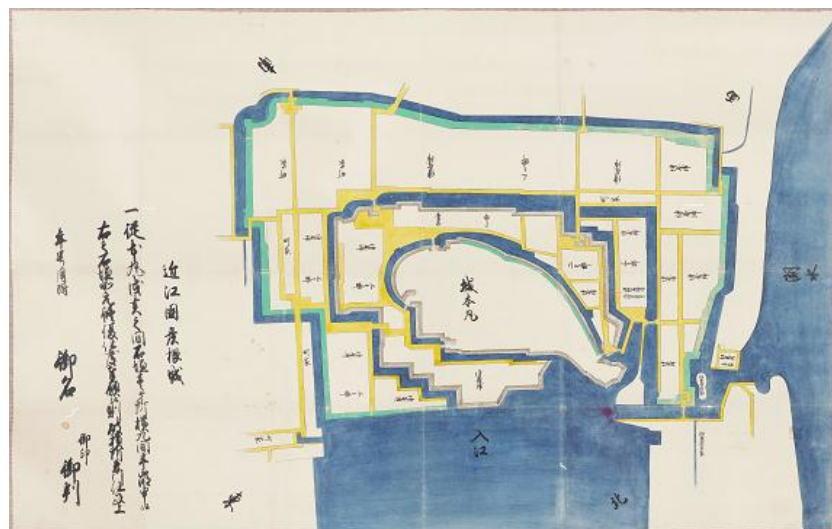
彦根城は、比高約50mの独立丘陵である彦根山を中心に築かれた近世城郭で、一般的には平山城に分類される。彦根山周辺の芹川（善利川）の旧流路、湧水地、松原内湖を利用して三重の堀が構えられ、琵琶湖とつながっていた。彦根城築城以前の居城があった佐和山と比べて琵琶湖の水運を直接掌握できる位置にあり、築城の候補地のひとつだった磯山に比べて広大な城下町の造成が可能だったことから、城・町・湖が一体として機能する近世城郭の築城をめざしたと考えられる。

彦根城と城下町は、三重の堀によって4つの地域に区分できる。内堀の内側は**本丸（第1郭）**であり、彦根山とその山麓部分から成っていた。ここは彦根城の中核で、天守などの城郭建造物のほか、表御殿や米蔵などの藩施設があった。内堀と中堀に挟まれた部分は**二の郭（第2郭、内曲輪）**であり、榎御殿、藩校弘道館などのほか、重臣の屋敷が並んでいた。中堀と外堀に挟まれた部分は**三の郭（第3郭、外曲輪）**で、中級の武家屋敷、町人の居住区が町ごとに分かれて並び、寺院も配置されていた。外堀の外（**郭外、外ヶ輪**^{そとがわ}）には、中・下級の武家屋敷、足輕組屋敷、町人の居住区、寺院があった。武家屋敷は堀沿いを囲め、足輕組屋敷は郭外の南部と東部に展開し、城下町の外周を守るように配置された。

彦根城の修理を幕府に届け出るため、天保6年（1835）に彦根藩が作成した「御城絵図」（彦根市立図書館蔵）

には、外堀までの範囲が描かれている。このことから、江戸時代には外堀までが彦根城の範囲として認識され、軍事施設として管理されていたことが分かる。

城の中核である本丸（第1郭）は、彦根山とその山麓部分から成る。南北に細長い山の



御城絵図（彦根市立図書館蔵）



御城内御絵図（彦根城博物館蔵）

地形を利用して、山上に鐘の丸、太鼓丸、本丸、西の丸、出曲輪がまっすぐに並び、山腹には井戸曲輪と観音台、山麓には表御殿、米蔵、山崎曲輪が設けられた。鐘の丸と太鼓丸の間、出曲輪と西の丸の間は、大堀切によって遮断され、中心部への侵攻を食い止める役割を果たした。山の斜面では、5本の登り石垣と^{たてぼり}堅堀が構築され、斜面をつたって中心部と表御殿へ侵入することを防いだ。さらに山裾は切岸によって崖のようになっており、容易に登れないように工夫されていた。これら大堀切、登り石垣、切岸が有機的に結びつくことで、山上・山腹・山麓が一体となって防御する仕組みになっていた。

山麓から山上へ攻め上るルートは、3種類存在する。第一は、表門または大手門からのルートである。表門と大手門はいずれも嚴重な桁形虎口になっており、門を越えて坂道を上る

と、鐘の丸と太鼓丸の間の大堀切で合流する。堀底には両端に門が設けられるとともに、鐘の丸から天秤櫓へ廊下橋が架けられ、立体交差を形成していた。この大堀切を突破しなければ城の中心部へ辿り着けないが、廊下橋を落とされれば侵入はほぼ不可能であった。第二は、山崎門からのルートである。山崎門からは観音台を経て出曲輪に至るが、ここで西の丸との間の大堀切を越えなければならない。出曲輪は馬出の役割を持っており、防御だけでなく出撃できるように工夫された空間だった。第三は、黒門からのルートである。唯一、大堀切を経由せず、井戸曲輪、西の丸から本丸へ到達できるルートになっていた。そのため、坂道を何度も屈曲させ、井戸曲輪などに高石垣を築いて防御を固めていた。

◆土木工作物

本丸（第1郭）、二の郭は、石垣、土塁、堀などの土木工作物がほぼ完全に残存している。三の郭は、外堀の遺構の一部が残存している。

石垣

本丸（第1郭）、二の郭は、墨線のほぼ全周にわたって石垣が築かれており、それらが残存している。全体を石垣によって築くのが近世城郭の特徴である。

近世城郭の石垣は、石材の加工度によって自然石を用いた野面積^{のづらづみ}、接合部分を加工したうちこみはぎ^{うちこみはぎ}打込接、隙間がないように加工したきりこみはぎ^{きりこみはぎ}に分類される。彦根城の石垣は大半が打込接であり、野面積はみられない。京橋口、佐和口の虎口石垣は、全体としては打込接であるが、隅部に切込接の技術が導入されている。また、積み方によっては、横目地が通した布積と通さない乱積に大きく分けられ、その他に落積（谷積）や亀甲積がある。彦根城の石垣は大半が乱積とみられるが、幕末に積み直された天秤櫓西側の石垣などが落積となっている。

本丸、西の丸など山上の曲輪は、高石垣によって築かれている。中でも井戸曲輪の石垣は最も高く、19.4mを計測している。一方、内堀沿いには石垣と土塁を併用している部分があり、腰巻石垣、鉢巻石垣と呼ばれている。

石垣の構築時期は、天守台や本丸などは慶長期の築城当初、佐和口など元和期の第2期工事とみられている。完成後もたびたび石垣の修復が行われたことがわかっており、西の丸北側枳形などは江戸時代前期、出曲輪などは中期以降、天秤櫓西側などは幕末に積み直されている。構築時期によって、石材の加工や積み方、矢穴の有無や表面の仕上げに違いがあり、特に隅部の石垣に違いが顕著に表れる。

彦根城の石垣は、近世城郭のあらゆるパターンの石垣が揃っているとまではいえないが、江戸時代の様々な時期に構築されており、高石垣、腰巻・鉢巻石垣、登り石垣（後述）などがあり、多様な種類の石垣が残存しているといえる。¹

①土木工作物＝本丸、二の郭は残存。



井戸曲輪の石垣（左上は本丸の石垣）



内堀沿いの鉢巻石垣・腰巻石垣

¹ 石垣の分類は、三浦正幸『城のつくり方図典』（小学館、2005年）、彦根城の石垣の特徴は、『特別史跡彦根城跡石垣総合調査報告書』（彦根市教育委員会、2010年）による。

土塁

本丸（第1郭）、二の郭では、石垣と併用して土塁が用いられた。腰巻石垣と鉢巻石垣の間が土塁となっている箇所、腰巻石垣の上に土塁がみられる箇所、石垣の内側が土塁となっている箇所がある。

一般的に西日本の近世城郭は石垣によって築かれているが、関東・東北地方では土塁を中心とした城が多い。石垣と土塁を併用する腰巻・鉢巻石垣は、江戸城や会津若松城など東日本でみられるものである。彦根城で導入された経緯は不明だが、東国の大名が普請を担当した可能性²や、井伊家が関東から移ってきたことから、関東地方の土塁構築技術と関西の石垣構築技術が融合したこと³などが指摘されている。

また、外堀の塁線上は石垣ではなく土塁によって築かれており、一部が残存している。

①土木工作物＝本丸、二の郭は残存。三の郭の外堀に伴う土塁は、中央町の山の湯裏の土塁が特別史跡追加指定。そのほか、蓮華寺裏の土塁など一部残存。

堀

内堀、中堀、外堀という三重の堀に囲まれており、いずれも松原内湖を通じて琵琶湖につながっていた。芹川の旧流路や湧水地を利用して外堀がつくられるなど、既存の自然環境を利用している。堀幅は、内堀が約17～30m、中堀が約20～50mである。軍事施設であるとともに、米蔵跡の水門、内船町・外船町の船入など、堀が物資の輸送に利用されていたことを示す遺構がある。

堀は、城と城下町を区画する役割を持っていた。天保6年（1835）、城の修理を幕府に届け出るために彦根藩が作成した「御城絵図」（彦根城博物館蔵）には、外堀までの範囲が描かれている。当時の藩の認識は、外堀を境界とした内側が彦根城であり、修理にあたって届け出を必要とする軍事施設だったことが分かる⁴。城下町は外堀の内外に広がっていたが、外堀の内側の町が無年貢地であるのに対し、外側の町は年貢を納めなければならず、区別されていた⁵。

①土木工作物＝内堀、中堀は大半が残存。ただし、滋賀大学講堂前、長橋口・山崎曲輪周辺は一部埋め立てられている。また、現在は琵琶湖の水位が1m以上下がっているため、仕切りを設けてポンプアップにより堀の水位を維持している。外堀は大半が埋め立てられているが、水路として残存するほか、護国神社前、長光寺に埋め残し部分が残存。

②地下遺構＝外堀跡は周知の埋蔵文化財包蔵地として保護。

² 『特別史跡彦根城跡石垣総合調査報告書』（彦根市教育委員会、2010年）p.115

³ 『彦根城外堀関連遺構 範囲確認調査報告書Ⅰ』（彦根市教育委員会、2015年）p.23

⁴ 『特別史跡彦根城跡石垣総合調査報告書』（彦根市教育委員会、2010年）p.77

⁵ 『天下普請の城 彦根城』（彦根城博物館、2013年）p.32

虎口、門跡

内堀に面した虎口は 5 つあり、そのうち表門、大手門が枡形虎口となっている。本来は大手門が城の正面だが、表御殿が造営されたことから表門が正面として意識されるようになっていった。その他の山崎門、黒門、裏門は枡形虎口ではなく、平入りの櫓門である。

中堀に面した虎口は 4 つあり、佐和口御門、京橋口御門、船町口御門は枡形虎口である。長橋口御門は平入りであるが、山崎門と連動することで高い防御性能を持っていた。

外堀に面した虎口は 7 つあり、二重に門が構えられていたところはないが、道路を屈曲させた枡形状の虎口になっていた。そのうち切通口と高宮口は、彦根城下町と中山道の鳥居本宿・高宮宿をつなぐ彦根道が通過している。城下町を通る彦根道の大部分は朝鮮人街道でもあった。切通口、高宮口によって、街道を城内に取り込む形になっていた。

- ①土木工作物＝内堀に面した 5 つの虎口は、石垣により形状が残存。中堀に面した虎口はほぼ残存しているが、船町口は一部の石垣が消失。佐和口、京橋口の門跡は礎石が地表に露出している。外堀に面した虎口は、土塁や堀が失われているが、道路形状に名残をとどめているところが多い（切通口、油懸口、高宮口、池須口、中藪口、長曽根口）。松原口は虎口の形状が消失している。

大堀切

山の尾根を切断して移動を遮ったもので、鐘の丸と太鼓丸の間、西の丸と出曲輪の間に設けられた。中世城郭ではよく用いられた手法だが、近世城郭で石垣による大堀切がつくられるのは珍しい。鐘の丸の大堀切は、堀底が通路になっていた。西の丸の大堀切は、両側の裾から登り石垣が伸び、山腹・山麓と一体的に防



鐘の丸と太鼓丸の間の大堀切

御されていた。城の中心部の両側を守るもので、山上の守りの要だった。

- ①土木工作物＝残存（2ヵ所）

登り石垣

山上から山麓へ縦方向に設けられた石垣で、斜面移動を遮るためのもの。前面に豎堀を伴い、石垣上には瓦塀がつくられていた。朝鮮出兵の際に日本軍が築いた倭城で開発されたもので、山上の城と



登り石垣と豎堀

山麓の港を一体的に守る機能を持っていた。近世城郭では、彦根城のほか、伊予松山城と

淡路洲本城で確認されている。彦根城では 5 ヶ所に登り石垣があり、表御殿を守るとともに、城の中心部への斜面移動を遮る役割を果たしている。

①土木工作物＝残存（5 ヶ所）。ただし、部分的に崩落がみられる。

切岸

山裾がほぼ垂直に削られて崖状になっており、登れないように工夫されている。表御殿裏の土留めの石垣が築かれている部分を除き、全周にわたって施されている。

①土木工作物＝残存



米蔵跡周辺の切岸

◆建造物

城郭の建造物は、明治時代の初めに順次取り壊されていったが、大隈重信の働きかけによって天守の解体が中止された（経緯の詳細は「統治の象徴としての機能・価値」参照）。天守のほかにも複数の櫓が残存している。

天守 附櫓および多聞櫓

本丸に位置する、中心的、象徴的な建造物である。屋根や窓に施された多様な装飾により、将軍家の筆頭家臣である井伊家の格式の高さを表現するとともに、彦根藩領内を精神的に統合していく象徴として機能した。今なお地域における精神的な拠り所であり、彦根のシンボルとなっている（統治の象徴としての機能・価値については後述）。

天守は 3 重 3 階であり、天守台という石垣の上に建てられ、高さは約 15.5m である。一般的に望楼型天守に分類される。付櫓と多聞櫓が付属し、外側の防備を固めている。

解体修理で発見された建築材の墨書から、1606 年頃に完成したと考えられている。井伊家の歴史を記した『井伊年譜』によると、大津城天守を移築したものだという。大津城は 1600 年の戦いで落城せず、めでたい天守だとされた。1957 年から 1960 年にかけて行われた解体修理では、もと 4 重 5 階だった建物を移築したことが裏付けられた。

天守は、城主の権威の象徴であるとともに、戦時には最後の砦であり、司令塔となる建造物である。内壁には、鉄砲や矢を放つための狭間が設けられているが、外側からは壁で塞がれて見えなくなっている。多くの城の天守にみられる石落としも存在しない。戦いのための武骨な要素は見せず、美しさや格式の高さを強調している。

外観の特徴は、破風、花頭窓、高欄などによる装飾性の高さである。入母屋破風や切妻破風は、数多く配するとともに、城下からもはっきり見えるように構造上の限界まで大型化されている。花頭窓は、金閣・銀閣のような楼閣建築から城郭建築に応用されたもので、装飾性が高い。最上階には高欄付廻縁があるが、室外に出ることはできず、格式を示すためにつけられた装飾である。これらの特徴によ



天守 附櫓および多聞櫓

り、将軍家の筆頭家臣である井伊家の格式を示し、藩士や領民から仰ぎ見られるシンボルとしての価値を高めている。また、平側中央の入母屋破風、最上階の高欄付廻縁が安土城や大坂城といった初期の天守（天主）にあったと考えられることから、天下人の天守の外観形式を受け継ぐ意図があったことが指摘されている。⁶

平時は歴代藩主の甲冑などを収納する倉庫として利用された。他の櫓が武器・武具を収納していたことと比べると、天守が特別に扱われていたことが分かる。藩主の居館は山麓に移り、普段は天守に登ることがなかったが、就任した藩主が初めてお国入りするときには、重臣とともに天守に登って主従関係を確認する儀式が執り行われた。

①建造物＝残存（1951年、重要文化財指定。1952年、国宝指定。1957～1960年、解体修理。1993～1996年、修理）。

②土木工作物＝石垣（天守台）が残存。

太鼓門および続櫓

太鼓門櫓は、太鼓門と続櫓から成っており、本丸に至る最後の門である。彦根城築城の際、他の城から城門を移築してつくられたことが、1956年から1957年の解体修理によって確認された。江戸時代には、1796年と1826年に改修が行われ、1826年の工事では大きく組み替えられた。



太鼓門および続櫓

構造上の特徴は、門の上部の建物内側の壁面が開放され、柱間に高欄を付けて廊下になっていることである。櫓としては珍しい構造で、太鼓が櫓内に置かれ、その音が広く響くための工夫とも考えられる。この構造が当初からのものなのか、1826年の改修によ

⁶ 三浦正幸「彦根城天守の魅力」（『天下普請の城 彦根城』彦根城博物館、2013年）

るものなのかは定かではない。

①建造物＝残存（1951 年、重要文化財指定。1956～1957 年、解体修理）。

②土木工作物＝石垣が残存。

天秤櫓

大手門と表門から登城する道が合流する場所に建てられた櫓で、中央に門が開かれている。両端に二階櫓を設け、天秤のような形状をしていることからそう呼ばれているが、実際には左右対称ではない。天秤櫓の前面は、太鼓丸と鐘の丸の間を遮る大堀切になっている。大手門と表門から登城する道がこの大堀切の堀底で合流し、鐘の丸に登り、廊下橋を渡って天秤櫓の門をくぐり、太鼓丸に至る。この立体交差は彦根城の防御の要であり、廊下橋を断ち切れば本丸方面への侵入を防ぐことができる。



天秤櫓

天守と同様、内壁には鉄砲や矢を放つための狭間が設けられているが、外側からは壁で塞がれて見えなくなっている。戦争のための武骨な要素は見せず、白漆喰の美しい姿を強調している。

1955 年から 1956 年の解体修理により、他の城から移築したものであることが分かった。江戸時代には、1706 年、1784 年、1854 年に改修され、中でも 1854 年は石垣の積み替えを含めた大規模な改修だった。そのため、天秤櫓は、築城当初の石垣と 1854 年に積み替えた石垣の両方がみられ、その間の技術の発達を確認することができる。

①建造物＝残存（1951 年、重要文化財指定。1955～1956 年、解体修理）。

②土木工作物＝石垣が残存。

西の丸三重櫓および続櫓

3 階建ての櫓と続櫓から成っており、西の丸の西北端に位置している。櫓の前面は、西の丸と出曲輪の間を切断する大堀切になっている。『井伊年譜』によると、築城当初は家老の木俣守勝に預けられていた。

1960 年から 1961 年の解体修理では、他の城から移築した痕跡は確認されず、部材の 8 割近くが 1853 年の大修理で取



西の丸三重櫓

り替えられたものであることが判明した。現在の西の丸三重櫓は、築城当初ではなく江戸時代後期の姿である。外観は、天守と対照的に破風のない単純なつくりをしており、白漆喰の美しさが際立っている。

①建造物＝残存（1951 年、重要文化財指定。1960～1961 年、解体修理）。

②土木工作物＝石垣が残存。

二の丸佐和口多聞櫓

中堀に開く佐和口御門跡の南側に残る櫓である。1622 年頃までに完成していたと考えられるが、1767 年の火災で焼失しており、現在の建物は 1769 年から 1771 年にかけて再建されたものである。そのため、火災の教訓から、櫓内部の 2 箇所の間仕切が鉄板張の防火扉になっている。



二の丸佐和口多聞櫓

①建造物＝残存（1951 年、重要文化

財指定。1960～1962 年、解体修理）。佐和口御門部分は明治時代初期に取壊し。隣接する開国記念館は、1960 年に外観復元したもので、彦根城のガイダンス施設として機能している。

②土木工作物＝石垣が残存。

馬屋

表門の外側、佐和口多聞櫓に隣接して現存する、藩主などの馬を飼育した施設である。日本の城郭の大規模な馬屋としては唯一の現存例である。1688～1703 年頃に建てられたと考えられている。L 字形の建物で、21 頭の馬を収容することができた。屋根は柿葺きで、門が付属している。



馬屋

①建造物＝残存（1963 年、重要文化財指定。1966～1968 年、解体修理。2012 年、バリアフリー化工事）。

◆湖を利用した軍事構造

前述のように、佐和山から彦根山に城を移した背景として、より琵琶湖に近いところに築城するという意図があったことが考えられる。彦根城は、琵琶湖の湖上交通を経済的に利用するとともに、軍事的にも利用しており、湖と一体となった城であった。

城の防御に関しては、三重の堀が湖とつながっており、湖を利用した縄張であることが挙げられる。本丸（第 1 郭）の内堀沿いの塁線は、腰巻石垣・鉢巻石垣といった石垣と土塁を併用したものが大半だが、琵琶湖に近い黒門から山崎門にかけては高石垣が築かれている。湖上から直接船で攻撃されることを想定し、守りをより厚くしているものとみられる。山上の曲輪の中で琵琶湖に近い西の丸には三重櫓が残り、山麓の山崎曲輪にも三重櫓があったことが分かっている。彦根城内の三重櫓は、天守を除けばこの 2 棟しかない。また、軍事的緊張が強かった大坂の陣以前は、山崎曲輪に筆頭家老木俣土佐の屋敷が置かれ、西の丸の守りも木俣が担当していた。これらのことから、琵琶湖方面の防御が重視されていたことがわかる。

城そのものの防御に加えて、湖上交通の軍事利用が挙げられる。彦根城下町の湖の玄関口である松原湊は、城に接する位置にあり、彦根城は湖上交通を直接掌握することのできる城であった。戦時に船で軍勢を派遣できるよう、藩の船の船頭や漕ぎ手をつとめた水主が召し抱えられ、松原に水主町がつくられた。

◆彦根城の軍事施設としての特徴

姫路城の縄張は、数多くの門を組み合わせることで城内の通路を複雑にしていることが特徴である。狭く曲がりくねった道を通り、いの門、はの門、にの門など多くの門をくぐり、天守にたどり着くには遠回りを強いられる。姫路城の世界遺産登録推薦書には、「天守群に到達するには、各門を通過せねばならず、防御の万全を期している。」「わざと曲がりくねって急勾配にし、敵を通りにくくした、城の防御を考慮したつくりである。」という記述があることから、その特徴がうかがえる。

それに対して彦根城は、大堀切・登り石垣・切岸を組み合わせ、山上・山腹・山麓を一体として防御する仕組みがつくられている。また、湖を利用した縄張であることも重要である。建造物は、天守のほかに複数の櫓、門が現存している。棟数では姫路城より少ないものの、城の特徴を示す各要素が揃っている。特に天秤櫓、西の丸三重櫓は大堀切と連動しており、彦根城の軍事的特徴をよく表している。また、天守は姫路城より小さいものの、花頭窓、高欄付廻縁などの姫路城大天守にはない装飾が施され、高いデザイン性を誇っている。

このように彦根城は、姫路城と同様に高い軍事的機能を持っており、姫路城にはない特徴も数多くみられる。姫路城は軍事的機能の高さを説明し、世界遺産に登録されているが、彦根城には少なくとも同等の価値があるといえる。

2 軍事以外の機能について

a) 城主の生活文化空間としての機能

彦根城には、複数の御殿の建造物、庭園、考古学的遺構が残されており、城主の生活文化空間としての機能を説明することができる。中心的な資産としては本丸御広間跡、表御殿跡、槻御殿、お浜御殿があり、城主の日常生活の場であるとともに、茶の湯など文化的営みの場としても機能した。それぞれの御殿は造営された年代が異なっており、御殿に求められた役割の変化を読み取ることができる。

◆御殿の移り変わり

考古学的遺構を含めれば、5つの御殿によって、山上から山麓に移り、琵琶湖畔へも御殿がつくられる過程を説明することができる。

彦根城の築城は、1604年、井伊直継のもとで開始された。同年末には鐘の丸が完成し、直継は、佐和山城から鐘の丸御広間へ移ったと伝えられている。2年後の1606年頃には本丸が完成し、鐘の丸から本丸御広間へ移っている⁷。大坂の陣以前のこの時期は軍事的緊張が強く、藩主の居館は山上に構えられていた。また、この時期、木俣土佐、鈴木主馬らの重臣の屋敷が内堀の内側（本丸、第1郭）に置かれていたこともわかっている。



御城内御絵図（部分）
（彦根城博物館蔵）

大坂の陣の後、直孝の代になると、山麓の表御殿に居館が移された。表御殿は1622年頃までに完成したとみられている。大坂の陣の終結によって軍事的緊張が薄れたこと、居館・政庁の機能を拡充する必要が生じたことをうかがうことができる。この時期になると、内堀の内側にあった重臣の屋敷が二の郭に移されている。

1677年、4代直興により内堀の外側の二の郭に槻御殿が造営され、1810年頃、11代直中により城外の琵琶湖畔にお浜御殿がつくられた。これらは庭園に重きを置いた御殿であり、居館・政庁である表御殿とは性格が異なっている。表御殿も増改築が繰り返され、1800年には能舞台が設けられた。

このように、御殿の移り変わりをたどることで、城や御殿に求められた機能が軍事から政治、さらには文化へと比重を移していったことが読み取れる。

⁷ 『彦根城』（彦根市教育委員会文化財部、2014年）p.4～5

◆御殿の機能分担

江戸時代中後期には、彦根における藩主の御殿として、表御殿、槻御殿、お浜御殿が存在した。井伊家の一族に視野を広げると、庶子（跡継ぎ以外の男子）が暮らす屋敷として広小路屋敷、大手屋敷、山崎屋敷、松下屋敷、尾末町屋敷が使われた。

藩主は、参勤交代により江戸と彦根を行き来していたが、彦根では表御殿に居住した。表御殿は、政治・行政の拠点としての表向と、藩主の生活空間としての奥向に分かれ、奥向は藩主の居間である御殿向棟、御殿女中が住んだ御広敷棟・長局棟から成っていた。御殿向棟は、藩主の寝食の場となるとともに、庭園、茶室、数寄屋風建物（御亭）を備えていた。なお、藩主の正室と世子（跡継ぎ）は江戸屋敷に居住した。

槻御殿（黒御門前屋敷）は、隠居した藩主やその一族が日常生活を送った御殿である。庶子の屋敷としても利用されており、直中が藩主だった時期には、先代直幸の庶子（18 男 綏之介、21 男 勇吉、25 男 東之介＝いずれも直中の弟）が暮らしている。1812 年に直中が隠居すると、槻御殿は最大規模に拡張された。この時期に直中の 14 男 鉄三郎（直弼）、15 男 詮之介が生まれ、そのまま槻御殿で暮らしている⁸。

お浜御殿（松原下屋敷）は、藩主が私的に利用する庭園を主体とした下屋敷で、特定の人物が居住するところではなかったとみられる。

庶子屋敷としては、二の郭の広小路屋敷、大手屋敷、山崎屋敷、三の郭の松下屋敷、尾末町屋敷（埋木舎）が存在した。直中の 14 男 鉄三郎（直弼）、15 男 詮之介は、直中が死去した 1831 年、槻御殿から尾末町屋敷に移っている。これらの屋敷は同時に存在したのではなく、家臣の屋敷地の中から必要に応じて庶子屋敷として利用されたものである。

◆城主の日常生活（食生活）

城主の日常生活については、「彦根藩井伊家文書」の中に「御膳帳」「板頭日記」という史料があり、慶応 4 年（明治元年）の彦根藩主井伊直憲の食生活が記録されている。そこから次のようなことが読み取れる⁹。

直憲の彦根での主な食事場所は、藩主の居所である表御殿奥向である。槻御殿で生活する家族（生母、兄弟、直弼の正室・側室）を招くこともある。「御庭」（玄宮園）に出て食事することもたびたびあり、最も多い慶応 4 年 2 月は 4 回を数えている。このことから、玄宮園も生活空間として捉えることができる。

直憲の好物として、握鮓、松原海老、蒲焼、鯉の洗いなどが挙げられている。養生のためにすっぽんを食べることもある。松原海老は城近くの松原で獲れた海老で、すっぽんは琵琶湖岸の村々で捕獲されたものである。そのほか上多良村や大藪村で獲れた鮎などが出

⁸ 母利美和「彦根藩井伊家庶子の生活と教養形成 ―近世中後期庶子養育制度の成立と展開―」（村井康彦編『彦根城博物館叢書 6 武家の生活と教養』2005 年）

⁹ 岡崎寛徳「井伊直憲の食事と板頭」（村井康彦編『彦根城博物館叢書 6 武家の生活と教養』2005 年）

ることもあり、藩主の生活と琵琶湖の環境との密接な関わりがうかがえる。

また、板頭、料理人は彦根詰と江戸詰に分かれており、この年は彦根詰が板頭 4 名、料理人 12 名だった。代々仕える者が多い。料理人のほかに魚焼役などの武家奉公人もいる。食材の調達にあたっては御用商人の肴屋、八百屋、豆腐屋などとの取引があり、地域経済とのつながりが指摘できる。

◆城主の文化的営み（茶の湯）

表御殿には、表向に「間適軒」、奥向の御殿向棟に「天光室」、庭園内に「不待庵」という 3 つの茶室があった（間適軒、天光室は木造復元されている）。槻御殿には「三疊大目」「虎踞」「中座敷」「奥四疊」という茶室があった。お浜御殿には「通天之茶屋」「岨之茶屋」「菊之茶屋」「南台之茶屋」という茶室があったが、いずれも残っていない¹⁰。

現存する「彦根水屋帳」「懐石附」などの史料から、井伊直弼が藩主だった 1851～1860 年に行われた茶会の様子を知ることができる。これによると、表御殿の天光室では 35 回、不待庵では 6 回、玄宮園・槻御殿では 5 回の茶会が開かれている¹¹。直弼の茶会に招かれるのは家臣や領内の僧侶が多かった。1854 年 9 月 18 日の玄宮園での茶会では、龍潭寺、北野寺の住職と仙琳寺の隠居が招かれ、園内の流鶯軒、涵虚亭、鳳翔台、臨池閣を回遊しながら茶と食事、書画や茶道具を楽しんでいる¹²。

このように、御殿・庭園は、藩主が居住するだけでなく文化的な営みをする空間でもあった。現在は、庭園と茶座敷の一部が残っており、現存しない茶室も考古学的遺構や起こし絵図などの史料によって復元することができる。

◆城主の生活文化に関わる資産

以上のことから、城主の生活文化に関わる資産としては、次のものが挙げられる。

鐘の丸御広間跡

彦根城築城当初、1604～1606 年頃に利用された藩主居館の跡地である。彦根藩江戸屋敷の広間に転用するため、1732 年に解体された。「御城内御絵図」（1814 年）に描かれておらず、具体的な配置等は不明である。

①歴史的建造物＝なし

②考古学的遺構＝地下遺構残存の可能性

¹⁰ 熊倉功夫編『彦根城博物館叢書 3 史料井伊直弼の茶の湯（下）』（2007 年）p.353～354

¹¹ 同 p.356～359

¹² 『井伊直弼のこころ 一百五十年目の真実―』（彦根城博物館、2014 年）p.38～39

本丸御広間跡

本丸の天守の前に残る藩主居館の考古学的遺構である。山麓に表御殿ができる以前の1606～1622年頃、居館として利用された。御広間、御台所、御局から成る。表御殿への移転後、不要となったが、『井伊年譜』に「善利川ノ堤安清辺ヨリ見候へハ、城中建物多ク重リ様子宜候ニ付其儘建置ノ由」とあるように、城下からの景観に配慮して存続した¹³。こ



本丸御広間跡の礎石

のことから、城郭建造物全体が権威の象徴として機能しており、本丸御広間もその一端を担っていたことがわかる。その後、御広間と御台所は作事方の木材倉庫、筋方の御局は文庫として利用された。明治時代初期に解体。

現在は、礎石や雨落ち溝の一部を地表で確認でき、「御城内御絵図」とおおむね一致。発掘調査は行われていないが、地下遺構が残っている可能性が高い。

①歴史的建造物＝なし

②考古学的遺構＝御広間、御台所、御局の礎石、雨落ち溝。御広間の礎石の大半は植込みの囲いに転用か。地下遺構残存の可能性。

表御殿跡

彦根山の山麓に残る藩主居館の考古学的遺構である。1622年頃から廃藩置県まで、藩主の居館、彦根藩の政庁として利用された。表御殿は大きく表向と奥向に分かれ、奥向は藩主の日常生活の場所だった。奥向は藩主の居間である御殿向棟、御殿女中が住んだ御広敷棟・長局棟から成っていた。御殿向棟は、藩主の寝食の場となるとともに、庭園、茶室（天光室、不待庵）、数寄屋風建物（御亭）を備えていた。



表御殿跡の発掘調査

庭園は池を中心としているが、回遊式ではなく、御殿向棟の座敷（御座之御間など）から観賞するようにできていた。池の水は、城下町の湧水地（外堀の油懸口御門付近）から当時の水道技術を使って引かれていた。

明治維新後の1878年頃に解体された。1983年から翌年にかけて発掘調査が行われ、地下遺構が良好に残っていることが確認され、絵図などの史料と一致した。

¹³ 早川圭「彦根城跡本丸御広間の建物遺構について―近世初頭の山城における本丸御殿の再検討―」（城郭談話会『近江佐和山城・彦根城』サンライズ出版、2007年）

①歴史的建造物＝能舞台（護国神社に移築され現存、元の場所に再移築。市指定文化財）

②考古学的遺構＝礎石の一部、礎石の抜き取り跡、能舞台跡の漆喰枅、井戸、上水道（油懸口御門付近の外堀から導水）、下水道（雨落ち溝、暗渠、貯水槽）

③庭園＝発掘調査の成果に基づき復元整備

④その他建造物＝彦根城博物館（奥向部分は木造復元、表向部分を鉄筋コンクリートによる外観復元。ガイダンス施設として位置づけられる）



復元された表御殿庭園

槻御殿

彦根城二の郭に残る下屋敷の建造物、庭園である。槻御殿は 1677 年から造営が始まり、増改築が繰り返された。表向と奥向に分かれるが、現存する御書院、地震の間（茶座敷）、楽々の間などはいずれも奥向で、1813 年以降に増築された部分である。当初からの建造物ではないが、この頃の直中の隠居による増改築は大規模であり、槻御殿が最盛期を迎えた時期



楽々園（槻御殿）御書院棟

である¹⁴。現存部分は最盛期の約 10 分の 1 程度の規模である。船着場跡が残り、堀や内湖を船で行き来することができたことがうかがえる。なお、絵図によると玄宮園とは塀で隔てられ、入口も別々である。槻御殿は玄宮園とは別個の施設であり、槻御殿の庭（楽々園）が玄宮園からは独立していたことが分かる。

①歴史的建造物＝部分的に残存。御書院棟（1813 年頃、直中退隠に伴い建造）、地震の間（同）、楽々の間（1842 年、直亮が建造）など（特別史跡、名勝の構成物件）

②考古学的遺構＝解体修理に伴い発掘調査を実施し、能舞台などの遺構を確認。未調査部分も地下遺構残存の可能性。

③庭園＝残存（名勝玄宮楽々園）

④その他＝舟入の遺構が残存

¹⁴ 谷口徹「槻御殿 一彦根藩下屋敷の建物構成とその変遷一」（『彦根城博物館研究紀要 第 4 号』1993 年）

玄宮園

槻御殿に隣接する池泉回遊式庭園。江戸時代の大名庭園の典型例。広大な池（魚躍沼）を中心に、池中の島（鶴鳴渚）、池に架かる橋（龍臥橋）などが配されている。池の水は、表御殿の庭園と同様、城下町の湧水地（外堀の油懸口御門付近）から当時の水道技術を使って引かれていた。池には船着場や船小屋があり、船遊びをすることもできた。魚躍沼南端には水田があり、付近の祠と合わせて、藩主が領内の五穀豊穰を祈願する儀礼が行われていた可能性が高い。



玄宮園の魚躍沼と臨池閣

園内の景観を描いた「玄宮園図」（彦根城博物館蔵）には、魚躍沼など 10 箇所が「玄宮園十勝」として位置づけられている。「玄宮園十勝」は、開出今村の僧海量によって和歌の題材にされている。また、園外の景観を描いた「玄宮園外図」（彦根城博物館蔵）には、松原内湖や佐和山などの近くの山々、伊吹山などの遠くの山々が描かれており、これらが玄宮園からの眺望として成立していたことを示している。

- ①歴史的建造物＝部分的に残存（臨池閣のみ）
- ②考古学的遺構＝茶屋、隅櫓などの地下遺構残存の可能性。
- ③庭園＝残存（名勝玄宮楽々園）
- ④その他＝船着場・船小屋、水門、毬場、矢場など地下遺構。

お浜御殿

城外の琵琶湖畔に残る下屋敷の建造物、庭園である。1810 年頃に造営された。琵琶湖の水位と連動した汐入式庭園が特徴。江戸時代の建造物は奥座敷棟、台所棟が現存¹⁵。近代以降は井伊家の彦根における住まいとして使われていた。

- ①歴史的建造物＝部分的に残存。奥座敷棟（1810 年頃）、台所棟（1810 年頃）、土蔵（文化年間か）。書院棟、茶屋は解体されて残っていない。明治時代の建造物としては、大広間棟、玄関棟。



お浜御殿庭園

¹⁵ 『名勝旧彦根藩松原下屋敷（お浜御殿）庭園保存管理計画』（彦根市教育委員会、2003 年）

②考古学的遺構＝解体された建造物、舟入の地下遺構残存の可能性

③庭園＝部分的に残存（名勝旧彦根藩松原下屋敷庭園）

埋木舎（尾末町屋敷）

三の郭に残る庶子屋敷の建造物、庭園である。井伊直弼が青年期を過ごした屋敷として知られている。修理の際に発見された瓦銘から、1759年頃の建築とみられている。茶室が現存している。庶子の生活・教育、直弼の文化的修練を伝える資産である。

①歴史的建造物＝残存（昭和60年～平成2年、解体修理。特別史跡の構成物件）

②庭園＝残存



埋木舎

その他の庶子屋敷跡

二の郭、三の郭に存在した庶子屋敷の跡地である。庶子屋敷として利用され続けたわけではなく、家臣の屋敷に転用されるものもあった。山崎屋敷は藩校稽古館（弘道館）の敷地になった。

①歴史的建造物＝なし

②考古学的遺構＝地下遺構残存の可能性。広小路屋敷（彦根東高校）、大手屋敷（大手前保存用地）、山崎屋敷（彦根西中学校）、松下屋敷（護国神社）。

◆彦根城の生活文化施設とその特徴

城主の日常生活と文化的営みは、御殿を中心に機能していた。彦根城とその周辺には、鐘の丸御広間跡、本丸御広間跡、表御殿跡、槻御殿、お浜御殿という5つの御殿とその考古学的遺構が残っている。また、城主の一族に視野を広げると、複数の庶子屋敷が使われており、そのうち尾末町屋敷（埋木舎）が現存している。

城主の居館が鐘の丸御広間から本丸御広間、表御殿へと移り、17世紀後半に槻御殿、19世紀前半にお浜御殿がつくられた。18～19世紀には、表御殿に能舞台がつくられ、槻御殿が最大規模に増改築されるなど、文化施設が拡張されていった。城の機能の重点が軍事から政治、さらには文化へと変わっていったことが現存する資産から読み取れる。

b) 政治・行政の拠点としての機能

近世城郭には、領国の政治・行政の拠点としての機能があり、彦根城では表御殿がその中心になっていた。藩主の生活文化空間としての機能とは、公と私、ハレとケの関係にある。政治・行政機能には、今日的にイメージされる政治・行政の実務だけでなく、表御殿を中心に行われた政治的儀礼があり、主従関係を維持する上で重要な意味を持っていた。

現存する表御殿の建造物は能舞台のみであるが、考古学的遺構や史料によって補足しながら、政治・行政機能を説明することができる。また、城内や城下の施設も、行政や儀礼空間としての役割を持っていた。

◆政治・行政の意思決定と実務

彦根藩の主な役職は、下表のとおりである。

役職名	役割	詰所・管理施設
家老	藩政全体を統轄。3～10名。評議により政策決定。	御用部屋（表御殿笹之間棟）
中老	家老と用人の中間的な職。家老を補佐。	中老詰所（表御殿笹之間棟）
用人	歩行身分の支配を担当。	用人詰所（表御殿笹之間棟）
旗奉行		
鎧奉行		
城中番頭		城内の門
十一口御門番頭		中堀・外堀の門
側役	藩主への近習としての奉公、取次、儀礼の指図。	側役詰所（表御殿笹之間棟）
町奉行	彦根城下町・長浜町の町場支配を担当。	役宅、勘定場（元川町）
筋奉行	地方支配を担当。	勘定場（元川町）
仕送奉行		
侍宗門改奉行		
郷中宗門改奉行		
馳走奉行	彦根に来る他大名の客人を接待。	御馳走所（本町）
小納戸役	藩主の側近。	小納戸（表御殿笹之間棟）
城使役		
目付	家臣の監察、人事管理。諸役所を監察。	京橋口御門櫓内
普請奉行	石垣・堀・道等、土木工事を担当。	御普請小屋（善利組）
作事奉行	建築を担当。	御作事所（二の郭）
元方勘定奉行	藩の予算・決算の作成、扶持米の支払いなど。	勘定場（元川町）
金奉行		

役職名	役割	詰所・管理施設
大津蔵屋敷奉行	大津蔵屋敷の管理、三湊に関わる事柄の取扱い。	大津蔵屋敷
京都留守居役		
みなごめふだ 皆米札奉行	米札（藩札）の発行、金銀との交換など。	引替所（本町・高宮・長浜）
船奉行	水主の統率、船舶の管理、漁業争論の取扱い。	
鉄砲奉行		御鉄砲細工所（上藪下町）
鉄砲玉薬奉行		御鉄砲玉薬小屋（上藪下町）
竹奉行		御竹蔵（山崎曲輪）
細工奉行		佐和口多聞櫓内
用米蔵奉行	幕府から預けられた米 2 万石の管理。	御用米蔵（第 1 郭）
松原蔵奉行	蔵米の管理、出納。	松原御蔵
佐野奉行		
借用役		
代官役	藩主直轄地の年貢徴収、村方からの訴訟など。	代官役所（場所不明）
庭奉行		
内目付	家臣の私的な行為、町や村の監察。	
奥医師		医師詰所（表御殿御広敷棟）
表医師		
祐筆		祐筆詰所（表御殿玄関棟）
佐野代官		佐野（彦根藩領）
江戸桶畳奉行		江戸屋敷
畳奉行		

安政 3 年（1856）の「彦根藩役付帳」（宇津木三右衛門家文書）¹⁶に書かれている役職を挙げた。ただし、弓鉄砲組頭、母衣役、鷹用向頭取、供頭、彦根江戸納戸、鳥毛中間頭、玉薬中間頭、侍着到付、城中十一口着到付、足輕着到付、小役人着到付、買上物改証判役、鷹餌割役、鷹役、儒者、国学方、奉薬役、馬役、鷹野先払、御用使、櫛役、装束附役、御客有之節給仕役、系譜御用掛、奥御内用達役、小納戸方取調役、作事方元々役証判役、馳走道具預、作事方門改役、堀見廻り役、奥方附人は、政治・行政への関連性が薄いと判断し、省略した。¹⁷

¹⁶ 藤井譲治編『彦根城博物館叢書 4 彦根藩の藩政機構』（2003 年）p.307～315

¹⁷ 表中の「役割」は、『新修彦根市史 第 2 巻 通史編近世』、藤井譲治編『彦根城博物館叢書 4 彦根藩の藩政機構』（2003 年）を参考にし、これらに記載のないものは詳細不明のため空欄のままにした。「詰所・管理施設」はこれらのほか、母利美和「表向諸室の機能と構成」「奥向諸室の機能と構成」（『歴史群像名城シリーズ 6 彦根城』学習研究社、1995 年）を参考にした。

この表から明らかなように、表御殿で執務をしていたのは家老・中老・用人ら藩政中枢と、祐筆、医師ら藩主の身の世話をする者だけである。表御殿の中で政治・行政の機能を担っていたのは、藩主の居所である表御座之間、家老・中老・用人が評議をした笹之間を中心とした空間で、ここで藩政の意思決定が行われた。

それ以外の実務的な仕事をする役所・藩施設は、城内や城下に分散していた。これらは、家臣の統率、経済・財政、訴訟、土木・建設など多岐にわたる。城内では、米蔵や御作事所のほかに、京橋口御門櫓内に目付、佐和口多聞櫓内に細工方の役所があったことが分かる¹⁸。城下では、京橋口御門に近い本町、元川町に複数の役所機能があり、勘定場（評定所）では勘定奉行、町奉行、筋奉行の仕事が行われていた。

このような役所機能の空間的広がり、藩政機構が築城当初にすべて整備されたのではなく江戸時代を通じて徐々に整ったこと、比較的身分の低い家臣が実務にあたったことを示している。

◆政治的儀礼

江戸時代の武家社会は、家と家との主従関係によって成り立っている。その主従関係を確認し、継承していく役割を果たしていたのが儀礼である。江戸城においては将軍と大名の主従関係を確認する儀礼が行われ、それと同様に領国においては藩主と家臣の儀礼が行われた。彦根城での儀礼は、井伊家が体験している江戸城の儀礼を取り入れており、江戸城の縮小版といえる。¹⁹

彦根藩の領国での儀礼としては、次のものが挙げられる。

〔参勤交代の帰国時の儀礼〕

参勤交代で国入りするとき、中山道または松原内湖を経由して外船町に入った。外船町からは将軍拝領の馬に乗り、松の下（いろは松）で馬から下りて表御殿へ進む。城下に入ってから表御殿まで、家臣・扶持人・配下の者が沿道に並んで出迎える。

佐和口御門に入ると、筆頭家老の木俣家屋敷に御成する。これは大坂の陣から凱旋した直孝が木俣屋敷に入った先例に基づいている。

表御殿に入ると、表御座之間に着座し、祝儀の酒が出される。江戸への着城使者、家老・用人、江戸からの井伊家家族の使者と対面する。

〔惣出仕〕

五節句（1/7、3/3、5/5、7/7、9/9）、朔望（毎月1日と15日、月によっては28日も月次登城）、間出仕（毎月8日、21日）には惣出仕が行われ、家臣が表御殿へ登城し、藩主と対面した。

¹⁸ 『新修彦根市史 第2巻 通史編近世』p.200

¹⁹ 野田浩子「御暇から参勤までの一年 ―帰国中の儀礼―」（朝尾直弘編『彦根城博物館叢書 5 譜代大名井伊家の儀礼』2004年）

五節句、朔望、間出仕とも、まず表御座之間で家老・用人に対面する。月次登城では、藩主が黒書院上段（御書院棟）に着座し、中老・弘道館頭取・笹之間席・物頭が召し出され、対面する。松之間（御広間棟）では知行取の家臣が軍事編成の形式に並んで着座しており、藩主が一同を見渡すことにより対面する。笹の間・大御料理之間（笹之間棟）で御勝手役人・儒者・表医師・三歩行・能役者に対面する。五節句では黒書院で対面できる層が広がり、間出仕では簡略化されて黒書院次の間が使われる。

もっとも盛大な行事は年始の儀礼で、1 月後半までかけて藩士、藩士の嫡子、次男・弟、扶持人、郷士、彦根・長浜の町年寄、領内寺社との対面儀礼が行われる。

〔藩主の入部時の儀礼〕

就任した藩主の初めてのお国入りのときには、新たな統治者として城を継承し、家臣との関係を確認するために特別な儀礼が行われた。²⁰

文化 9 年（1812 年）の直亮の事例では、約半年間にわたって儀礼が行われた。櫓に保管された武器・武具を巡覧し、天守へ登り「御拝」を行った。

家臣との関係では、表御殿の御書院で侍中から歩行まで全員と対面し、御用米蔵前の矢場や大手の広小路で足軽全組の演技披露が行われた。また、家老ら重臣が黒書院に招かれて「御入部内祝能」が催され、歩行までの全員が「御入部祝儀御料理・御能」と称して御殿に招かれ、荘厳な儀礼が行われた。



表御殿御奥方御絵図（彦根城博物館蔵）

²⁰ 『新修彦根市史 第 2 巻 通史編近世』 p.209～

◆政治・行政に関わる資産

彦根藩の政治・行政の実務、政治的儀礼に関わる資産としては、次のものが挙げられる。

表御殿跡

彦根山の山麓に残る御殿の考古学的遺構である。藩主の居館であるとともに、藩の政庁として利用された。表向は玄関棟・御広間棟（家臣との対面儀式、来客接待）・御書院棟（家臣との対面儀式）・笹之間棟（家老らの詰所）・表御座之間棟（藩主の居所）・台所棟から構成され、藩政の意思決定や儀礼が行われた。²¹

これらの建造物は現存しないが、発掘調査によって地下遺構が確認され、現存する絵図と一致している。



表御殿能舞台

能舞台は、表御殿の唯一現存する建造物である。江戸時代後期には、表御殿、槻御殿、江戸上屋敷に能舞台があった。表御殿能舞台は表向にあり、藩の儀礼として上演され、下屋敷である槻御殿とは使い分けられていたと考えられる。構造形式は江戸城本丸の能舞台と似ており、幕府の規格に沿った能舞台といえる。²²

能舞台跡の発掘調査では、舞台と後座、橋掛りの下から漆喰枅を検出しており、これは密閉構造により音響効果を高めるためのものである。明治 11 年頃に井伊神社へ移され、昭和 25 年に沙々那美神社（現市民会館）へ補修移築された。昭和 38 年、市民会館建設に伴い護国神社に曳家された。そして昭和 60 年、彦根城博物館建設に際し元の位置へ移築復元され、現在に至っている。

- ①歴史的建造物＝能舞台（護国神社に移築され現存、元の場所に再移築。市指定文化財）
- ②考古学的遺構＝礎石の一部、礎石の抜き取り跡、能舞台跡の漆喰枅、井戸、上水道（油懸口御門付近の外堀から導水）、下水道（雨落ち溝、暗渠、貯水槽）
- ③庭園＝発掘調査の成果に基づき復元整備
- ④その他建造物＝彦根城博物館（奥向部分は木造復元、表向部分は鉄筋コンクリートによる外観復元。ガイダンス施設として位置づけられる。）

天守

藩主入部時の儀礼で、家臣とともに天守に登り、「御拜」が行われた。平時は歴代藩主の

²¹ 母利美和「表御殿の構成―表向・奥向」（『歴史群像名城シリーズ 6 彦根城』学習研究社、1995 年）

²² 谷口徹「彦根藩の能舞台について」（『彦根城博物館研究紀要 第 1 号』1988 年）

甲冑が置かれていた。

- ①歴史的建造物＝天守附櫓および多聞櫓（国宝）

城内の櫓・門

櫓は、平時は武器や武具の保管庫として用いられた。西の丸三重櫓は鉄砲玉薬、佐和口多聞櫓は武器、天秤櫓にも何らかの武器・武具が保管されていた（文化 9 年の記録²³）。京橋口御門櫓には目付、佐和口多聞櫓には細工方の役所が置かれており、行政機能の一部を担っていた。

藩主入部時の儀礼で、武器・武具を保管する櫓の巡覧が行われた。佐和口御門は、参勤交代からの帰国時に必ず通る門であり、いろは松（松之下）と木俣屋敷、表御殿をつなぐ位置にあり、儀礼空間の一部として位置づけられる。

- ①歴史的建造物＝太鼓門および続櫓、西の丸三重櫓および続櫓、二の丸佐和口多聞櫓、天秤櫓（重要文化財）。その他の櫓・門は現存しない。
- ②考古学的遺構＝佐和口御門は、枅形虎口の形状とともに、門の礎石が残っている。
- ③その他建造物＝開国記念館（鉄筋コンクリートによる外観復元。ガイダンス施設として位置づけられる。）

御用米蔵跡

用米蔵奉行が管轄し、幕府から預けられた米 2 万石を貯蔵していた。埋門（水門）跡が残り、内堀から船で米を搬出入できたことがうかがえる。水運の利用という観点からも重要な遺構である。藩主入部時の儀礼で、足輕の弓・鉄砲全組の演技披露が御用米蔵前矢場で行われた。現在の梅林。

- ①考古学的遺構＝米蔵跡（地下遺構残存の可能性）、米蔵会所跡（平成 13 年の発掘調査で礎石の一部残存を確認）、埋門跡（石垣）

松原御蔵跡

松原蔵奉行が管轄し、領内の年貢米が集められ、貯蔵した。松原湊から松原橋をくぐった直後にあり、城内の最も琵琶湖寄りに位置している。米を基軸とする行政・経済を示すとともに、水運の利用という観点からも重要。現在の滋賀大学グラウンド。

- ①考古学的遺構＝地下遺構残存の可能性

木俣屋敷跡

筆頭家老木俣家の屋敷跡。佐和口御門を入ってすぐのところに所在する。参勤交代の帰国時の儀礼で、藩主が御成することになっており、儀礼空間としても位置づけられる。また、築城当初（慶長期）は山崎曲輪に屋敷があったことが分かっており、元和期以降、軍

²³ 『新修彦根市史 第 2 巻 通史編近世』p.201「表 31 武器・武具保管櫓等一覧」

事的緊張が薄まる中で配置替えされたことがうかがえる。

- ①歴史的建造物＝部分的に残存（主屋、改変あり）
- ②考古学的遺構＝地下遺構残存の可能性
- ③庭園＝残存か

いろは松（松之下）

江戸時代は「松之下」と呼んだ。参勤交代での入国の際、藩主が下馬し、歩行身分以上の家臣が総出で出迎える場所。この儀礼を荘厳なものにするための舞台装置として、松並木が植えられた。

- ①記念物＝いろは松（市景観重要樹木、33本が現存）



いろは松

城下の役所・藩施設跡

勘定場・評定所（元川町）、御馳走所（本町）、牢屋（四十九町）、御普請小屋（善利組）、御鉄砲玉薬小屋・御鉄砲細工所（上藪下町）、高札場（伝馬町）など。いずれも現存せず、地下遺構の確認は行われていない。

- ①歴史的建造物＝なし（御普請小屋の一部は近年まで現存したが焼失）
- ②考古学的遺構＝未確認

◆彦根城の政治・行政施設とその特徴

彦根城の政治・行政の拠点としての機能は、政治・行政の実務と政治的儀礼に分けて考えることができ、いずれも表御殿を中心としている。表御殿には歴史的建造物として能舞台があり、儀礼空間として位置づけることができる。その他の建造物は現存しないが、発掘調査によって地下遺構の存在が確認されており、絵図や文書からも空間構造や機能を説明することができる。

これらの機能は表御殿だけで完結していたのではない。表御殿で行われていたのは政治の意思決定だけで、実務的な機能は城内、城外の役所・藩施設に分散していた。このうち佐和口多聞櫓（細工方役所）は建造物が残存し、御用米蔵は特別史跡指定地内に遺構がある。政治的儀礼の面では、入部時に「御拝」を行った天守、武器・武具の巡覧を行った城内の櫓・門、足軽の演技披露の場となった御用米蔵跡、帰国時に藩主を出迎えるいろは松、藩主が御成した木俣屋敷跡も儀礼空間として捉えることができる。

現存する建造物は限定的だが、考古学的遺構、文書、絵図などを合わせれば、江戸時代の藩の政治や儀礼の全容を示すことができる。

c) 統治の象徴としての機能

彦根城は、江戸時代を通じて、井伊家の居城であったことから、井伊家の城として認識されている。井伊家は、北近江を中心に領知を与えられた地方領主であるとともに、徳川将軍家を支える特別な立場にあったことから、彦根城は、地方領主としての統治を象徴する城であるとともに、幕藩体制をリードし、日本の開国を導いた、徳川家重臣としての日本の統治をも象徴する城として認識された。

彦根城は、慶長9年（1604）に築城が開催されてから明治4年（1871）の廃藩置県で井伊家が東京に去るまで、一貫して井伊家の居城であった。江戸時代を通じて大名の配置換えや取り潰しが頻繁に行われるなかで、井伊家が彦根城主であり続けたのは、非常に珍しいケースである。他の城と比べて、城主である井伊家と彦根城とのつながりは深く、彦根城は、現在にいたるまで、井伊家の城として認識されてきた。

彦根城主である井伊家は、江戸時代において、他の大名とは異なる特別な立場にあった。井伊直政が徳川家康の家臣となってから、徳川家の重臣に位置付けられ、井伊直孝の代より後は、徳川将軍家の政治を支える大老の家としての役割を担った。江戸時代を通じて、大名の中では、もっとも高い政治的地位にあったのである。戦時においては、徳川方の先鋒を拝命する「先手の家」であることが自他ともに強く意識され、多数の家臣を動員して対抗勢力や反乱勢力の鎮圧にあたった。井伊家は、軍事的にも重要な役割を担ったのである。さらに、徳川将軍家の跡継ぎが成人男子となる元服の儀式を行う際には、井伊家当主が烏帽子親として「加冠役」を勤めるなど、徳川将軍家の継承に不可欠な家でもあった。井伊家は、政治的にも、軍事的にも、社会的にも、徳川将軍家を支える要の立場にあった。

井伊家は、井伊直継の代に18万石、井伊直孝の代には最終的に30万石の領知を賜った。領知の大半は、北近江に設定された。井伊家の居城である彦根城は、北近江を統治する領主の居城として認識されていたはずであるが、井伊家が上記のような特別の立場にあったことから、彦根城は、幕藩体制の要の立場にあった徳川家重臣の居城としても認識されていた。そのことは、彦根城天守についてではあるが、次の2つの資料から確認できる。

彦根城の建物は、明治10年代の初めに大半が解体されたが、大隈重信らの彦根城解体中止の進言を明治天皇が認め、天守をはじめとするいくつかの施設が解体を免れた。解体の危機を乗り越えて現存する施設のうち、彦根城天守が統治の象徴としての機能・価値を持っていたことが、大隈重信の回想で述べられている。大正3年（1914）5月16日付けの『朝日新聞京都附録』に掲載された「隈伯と彦根城（二）」によると、明治11年（1877）10月に彦根城を訪れた大隈重信は、天守に登って「井伊大老の壮図を偲」ぼうと考えていた。ところが、天守の解体を惜しむ旧彦根藩士族から、「曾ては一朝事ある其の時は君公の御前に罷り出て、天晴れ忠勤を抽でやうと思つて、我等の祖先が三百年間仰ぎ見た彼の天主閣も、最早再び仰ぎ見ることは出来ぬのであります」と訴えられた。大隈重信は、「旧藩士

の至情に動かされ」、彦根城の保存に乗り出したという。この記事を読まえると、彦根城天守は、彦根藩士が主君への忠勤をはげもうと考えて長い期間にわたって仰ぎ見た施設であり、地方領主の権威を象徴するランドマークとして認識されていたことがうかがわれる。さらに、大隈重信は、彦根城天守に登って、大老井伊直弼の壮大な思いを体感しようと考えていたのであるから、彦根城は、単なる地方領主の城にとどまらず、日本の政治の舵取りをした偉大な政治家の城としても認識されていたのであり、日本の統治を象徴する施設でもあった。

明治時代半ばの記録であるが、旧彦根藩士族の松浦果が、「彦根物産・古器者展覧会案内記」（明治 28 年）において、彦根城天守を見ると「旧城主井伊氏の祖宗直政朝臣・直孝朝臣両代の武勲ハ更なり、先代直弼朝臣の此所より出て其一身を犠牲として開国主義を断行し今日世界に輝く文明の基を開きし遺勲に思ひ至」と述べている。この記述からも、彦根藩士が、彦根城天守から、関ヶ原の戦いや大坂の陣で活躍した歴代主君の武勲を感じていたことが確認でき、さらに、日本を開国に導き、日本に繁栄をもたらした主君の偉業も感じていたことがわかる。

彦根城は、井伊家の地方領主としての統治を象徴する施設であるとともに、江戸幕府を支えた偉業も伝える施設でもあった。

統治の象徴としての機能・価値を有する施設

- ①歴史的建造物＝彦根城天守附櫓及び多聞櫓（現存、昭和 27 年 3 月 29 日に国宝指定）
彦根城太鼓門及び続櫓（現存、昭和 26 年 9 月 22 日に重要文化財指定）
彦根城天秤櫓（同上）
彦根城西の丸三重櫓及び続櫓（同上）
彦根城二の丸佐和口多聞櫓（同上）
- ②石垣・土塁＝城山の高石垣（現存）、中堀沿いの土塁・石垣（現存）、外堀土塁（一部現存）
- ③植生＝いろは松
- ④遺構＝本丸御広間跡、表御殿跡、着見櫓をはじめとする本丸と二の郭の各種櫓跡、本丸の瓦屋根付き白壁跡、御城中御門跡、十一口御門跡（ただし長曾根口御門の部材は現存）

井伊家伝来の美術工芸と古文書

建造物や遺跡以外の彦根城に残る資産として、彦根城博物館が所蔵する井伊家伝来の美術工芸、古文書、絵図等が挙げられる。これらは不動産ではないため世界遺産の構成資産にはならないが、城主の生活文化空間としての機能・価値、政治・行政の拠点としての機能・価値を説明する資料として貴重である。

◆美術工芸

江戸時代は儀礼を重んじた社会であったので、大名家はそれぞれの家格に応じた美術工芸品を必要とした。それに加え、大名個人が私的に収集した美術工芸品も存在する。井伊家には、刀剣や甲冑、能や茶の道具、書画、調度品など、譜代筆頭の大名にふさわしい美術工芸品が伝えられてきた。1923年の関東大震災で伝来品の9割以上を失い、彦根に置かれていた一部の美術工芸品しか現存しないが、それでも現存する件数は約5,000にのぼり、それらは彦根城博物館に収蔵されている。²⁴

武器と武具

甲冑は、藩主も藩士もすべて朱色で統一し「井伊の赤備え」と呼ばれている。実戦で使われた初代直政のものは重さ約27kgだが、幕末の直弼のものは約13kgである。鉄板を薄く、煉革製の部分を多くして軽量化したもので、戦いで身を守る防具から家格を表す道具へと役割が変化したことを示している。25領が県指定文化財「彦根藩井伊家伝来具足」、60点が市指定文化財「井伊家伝来甲冑類」となっている。

刀剣は、武器としての実用的な側面のほかに、戦いのない時代においては、将軍家と大名家、藩主と家臣の間で拝領・献上され、大名間でも贈答される品として重視された。江戸時代末期の井伊家には約600口^{ふり}の刀剣があったが、関東大震災や戦後の武器没収で失われ、現存するのは約60口である。そのうち、12代直亮所用の「太刀 銘国宗（伯耆）」、初代直政から家臣に与えられ後に井伊家へ献上された「太刀 銘国宗（二代）」はいずれも鎌倉時代の名刀で、重要文化財に指定されている。

馬具と弓具は、武家にとって馬術・弓術の鍛錬が必須であったことから重視された。馬具は実用のほかに贈答品としての性格があり、井伊家には将軍家から拝領したものが伝えられている。その中には、将軍家世子家慶（のちの12代将軍）の元服式で直中が加冠役をつとめ、その返礼として拝領した馬具があり、井伊家の特別な儀礼的役割を示している。

書画

書画は、儀礼の際に書院の床や棚を美術品で飾ることから、家格にふさわしい作品が収

²⁴ この項目は、『彦根城』（彦根市教育委員会文化財部、2014年）p.116～125、『“ほんもの”との出会い 井伊家伝来の名宝』（彦根城博物館、2009年、全5巻）を参考に執筆した。

集され、中国製の「唐物」、日本画では狩野派などが好まれた。江戸時代後期には御用絵師が召し抱えられ、佐竹永海、狩野永岳らの作品が残っている。このことから、大名である井伊家が文化の享受者であり、作品を収集してコレクションを形成するとともに、新たに作品を制作させるパトロンになっていたことが分かる。

井伊家に伝わる絵画の中で最もよく知られているのは「紙本金地著色風俗図（彦根屏風）」で、国宝に指定されている。京の遊里を描いたもので、寛永年間の制作である。伝統的・教養的な要素を組み込みつつ、当時の文化サロンの様子を精緻に描写しており、近世初期風俗画の代表作と評されている。画題から公的な道具ではなく藩主個人のコレクションとみられ、井伊家の所蔵となったのは天保から文久年間（1830～1864）、直亮ないし直弼の時代と考えられている。

特筆すべき資産としては、井伊直弼による和歌が挙げられる。埋木舎時代からの 1,100 首の和歌をまとめた「柳廼四附^{やなぎのしずく}」をはじめ、懷紙、短冊、伊勢物語の書写本などが残っており、彦根藩井伊家文書の一部として重要文化財に指定されている。

調度

調度は、大名家の生活を彩る道具類で、膳碗類、化粧道具などの箱、駕籠、碁盤・将棋盤・双六盤などが残っている。いずれも漆塗りと蒔絵などの技術が使われ、和漢の古典をモチーフにした装飾が施されていた。室町時代の作品である「我宿蒔絵硯箱」は、2 代將軍秀忠の遺品として直孝が拝領したもので、重要文化財に指定されている。婚礼調度は、直弼の正室昌子、直弼の次女弥千代、直憲の正室宜子のものが残っている。

茶道具

茶の湯は、幕府の公的な行事や武家の交流に使われていたことから、大名にとって必須の教養となり、様々な茶道具が収集された。中国・朝鮮渡来の名品をはじめ、室町時代の作品、片桐石州ら茶人の好みの作品など、多くの茶道具が残っている。

江戸時代後期になると、井伊家では茶の湯に対する関心が高まり、直中、直亮ら茶の湯に親しむ藩主が現れた。直弼は江戸時代後期を代表する大名茶人で、「一期一会」「独座観念」などの語を使い茶の湯思想をまとめた『茶湯一会集』、具体的な点前を説明した『炭の書』『灰の書』、主催した茶会の記録『彦根水屋帳』などを著している。また、楽焼など直弼が自ら制作した茶道具も残っている。

湖東焼は、江戸時代後期の直亮、直弼、直憲の時期に藩窯として栄えた。殖産興業としての側面に加え、美術工芸の振興を図った事例として重要である。

能面と装束

能は、幕府の式楽（儀式でおこなう楽舞）とされたことから江戸時代の諸藩でさかんになった。井伊家では、江戸時代後期になると藩主自らが能に傾倒するようになり、10 代直

幸は喜多流宗家に入門し、11 代直中は能役者を召し抱えとともに現在彦根城博物館に残る能舞台を建設した。13 代直弼は自ら能や狂言の演目を作った。

江戸時代の井伊家に伝来した能道具は関東大震災によって焼失したため、現存する能道具は、15 代直忠が大正から昭和期にかけて収集したものである。江戸時代の井伊家のものではないものの、コレクションには加賀前田家など旧大名家伝来の優品が含まれており、大名家と能の関係を示す価値がある。

雅楽の楽器

井伊家に伝来する雅楽の楽器は、12 代直亮によって収集されたもので、日本を代表する楽器のコレクションである。公家らから演奏法を学び、家臣にも学ばせ、彦根で管弦の会を開くなど、約 40 年に渡り雅楽に取り組んでいた。コレクションは雅楽器のほとんどの種類に及び、260 点余、関連資料や楽譜などを含めると 600 点を超える。

井伊家に伝来するこれらの美術工芸品からは、大名家と文化・芸術との関係性の変化を読み解くことができる。

ひとつは、実用から贈答・儀礼へという変化である。武器・武具は本来戦いに使う道具であったが、戦いのない時代になり、甲冑は家格を示す道具、刀剣・馬具は将軍家・大名家の贈答品となった。書画は儀礼に欠かせない美術品として珍重され、調度は贈答品、婚礼調度として重視された。

もうひとつは、大名家としての教養から藩主自身の傾倒へという変化である。当初は儀礼・交際の上で欠かせないものとして美術品が収集されたが、江戸時代後期になると、直幸や直中の能、直亮の雅楽、直弼の茶の湯や和歌など、藩主自らが文化人となり、より積極的に文化を享受する主体となっている。中でも直弼は、自ら茶の湯の一派を創設するまでに至っており、文化人としての武士の到達点といえる。こうした武士の性格の変化は、城と御殿の機能の変化とつながっている。

◆古文書・絵図

彦根城博物館には、美術工芸品のほかに、古文書や絵図が所蔵されている。井伊家に伝来した近世文書は「彦根藩井伊家文書」として重要文化財に指定されている。それ以外にも、彦根城や城下町の様子を伝える絵図が残っている。

彦根藩井伊家文書

井伊家に伝来した藩主家文書（井伊家歴代に関わる文書）、大老文書（井伊直弼の大老在任中の文書）、彦根藩文書（藩庁において作成された文書）など 27,800 点の文書群で、重要文化財に指定されている。藩主家文書は、井伊家の家格を表す文書、幕府と井伊家の間で交わされた文書、井伊家の由緒や履歴を物語る文書、藩主の学芸に関する文書などであ

る。大老文書は、直弼と家臣の書状などで、井伊家の文書であるとともに幕政文書の性格を持っている。彦根藩文書は、譜代大名として幕政に関与した際の文書、藩庁各部局で作成された文書、「侍中由緒帳」など藩士の由緒・履歴関係文書などである。

このうち藩主家文書、彦根藩文書は、用人、側役、小納戸役など表御殿で勤務した役職によって作成され、表御殿で保管されていたものが多い。明治時代には井伊家の家政組織や井伊神社等に移り、大正時代には千松館（お浜御殿）の土蔵に保管され、現在は彦根城博物館の所蔵となっている。

一方、藩財政や領民支配など行政の実務に伴う文書はわずかである。その原因としては、勘定方などの役所機能が城下町に分散されており、表御殿に文書が集積しなかったこと、行政資料の多くが近代になって県に移管され、井伊家に残らなかったことが考えられる。

絵図

城下町の絵図は、「彦根御城下惣絵図」（市指定文化財）が挙げられる。天保 7 年（1836）、普請奉行が作成した。彦根城下町全体を描いた精巧な絵図で、道幅や堀幅、敷地の間口・奥行が記入されている。当時の武家屋敷や町家、寺院、藩施設の配置や街路が分かる。

城の本丸（第 1 郭）の絵図は、「御城内御絵図」（市指定文化財）が挙げられる。文化 11 年（1814）、普請奉行が作成した。建物や石垣など実寸が記入され、精巧に描かれている。

表御殿の絵図は、「表御殿図」（重要文化財彦根藩井伊家文書）などがある。江戸時代後期のもので、表向と奥向を色分けし、各部屋の名称や用途が書き込まれている。表御殿の庭園は「表御殿御庭図」（重要文化財彦根藩井伊家文書）、奥向の各部屋の立体情報は起こし絵図が残っている。表御殿の儀礼での藩主の経路や家臣の着座位置を示した「彦根城表御殿式図」も残っている。

槻御殿の絵図は豊富に残っており、御殿の全容を描いた絵図に限っても「槻御殿御絵図」など 12 枚を数える。これらを比較検討することにより、増改築がどのように行われたのかをたどることができる。御座之御間や茶室の起こし絵図も残っている。

玄宮園の絵図は「玄宮園図」「玄宮園分間図」「玄宮園三分一間割画図」など多数残っている。園外の景観を描いた「玄宮園外図」も残っている。これらをもとに江戸時代の景観を復元することができる。

◆美術工芸、古文書の価値

美術工芸品や文書、絵図は、不動産ではないので世界遺産の構成資産にはならないが、構成資産の価値を裏付け、より具体的に説明する材料として高い価値がある。古文書や絵図によって、城や庭園の真正性を証明することができ、御殿で行われていた儀礼の詳細を説明することができる。美術工芸品によって、御殿や庭園などで文化的活動が行われ、城や大名の性格が軍事から文化へ変化したことを説明することができる。

3 社会・経済など地域の特性について

a) 社会・経済の視点

江戸時代に発展した城下町は、城主（大名）の居所としての城を中心として構成され、城の持つ防御性に加え、地域（領国）の行政および経済の中心を担う役割を持った都市である。現在 10 万人以上の人口を持つ都市の半数以上は近世城下町に起源を持つといわれている。つまり、城下町は現在日本に存在する比較的大規模な多くの都市の起源となる町であり、かつ都市構造上、城を不可欠の構成要素とする。そして、地域の行政および経済の活動を担ったのは、城下町に集住した武士および職人・商人らであり、その居住区域は、当時の社会的・経済的秩序によって分けられた。日本における近世都市のありようを説明するには、城を中心として秩序だって構成された都市のありようを証明する資産が残されていなくてはならない。

◆彦根城下町の構造と資産

彦根の城下町は、17 世紀初頭に善利（芹）川の流路を付け替え、沼や淵などの湿地を埋め立てて計画的に建設された近世城下町である。江戸時代の町域は三つの堀（内堀・中堀り・外堀）によって身分や階層別に四つの区画に分けられていた。

内堀の内側は、天守や表御殿、櫓、御用米蔵などがあったエリアである。現在、天守（国宝）をはじめ太鼓門及び続櫓、天秤櫓、西の丸三重櫓及び続櫓（以上、国指定重要文化財）が残存する。

内堀と中堀の間にある内曲輪は、藩主下屋敷や上級家臣屋敷のエリアである。現在、榎御殿、藩校弘道館、馬屋のほか、上級武家屋敷の建造物の一部と屋敷割が残る（市指定文化財の旧西郷屋敷長屋門のほか脇屋敷長屋、旧木俣屋敷など）。

中堀よりも外側に暮らす武士・職人・商人らは、役職・職種・出身地などが同じものたちが集住した。中堀と外堀の間にある外曲輪は町家、武家屋敷などのエリアである。現在、武家屋敷では埋木舎、旧池田屋敷長屋門（市指定）、旧鈴木屋敷長屋門（市指定）など、町家では旧広田家（市指定）ほか旧魚屋町にまともって現存する。他の地域にも点在する町家もある。

外堀の外側の郭外は町家と下級武家屋敷、足軽組屋敷などのエリアである。町家部分は、外堀を界に内町と外町に区分された。現在、武家屋敷は大村家住宅（市指定）など、町家は河原町・芹町（伝建選定予定）、七曲がりなどに残存する。また、足軽組屋敷には辻番所（市指定）ほか 40 棟程度が現存する。外曲輪および郭外は、道路の拡幅等はあるが、基本的な町割は変わっておらず、外堀の大部分は埋め立てられているものの、今なお当時の町割の遺構をよく留めている。

なお、彦根城は、城郭と武家屋敷、城下町といった近世城郭の構造をもつが、山頂の詰城と山麓の居館が分離していることなど、中世城郭の構造と近世城郭の構造の両面を持つ。また、彦根城下町建設以前の井伊家の居城は佐和山城であった。佐和山城は、少なくとも石田三成時代には大手が佐和山東山麓から松原内湖側に移され、家臣屋敷や城下町が造営されたと考えられる。そして彦根築城によって、より琵琶湖に近くに城が構えられることになった。佐和山城から彦根城への移動の理由は、山上という一定の要害性を備えていることに加え、湖上・陸上交通路に通じ、かつ将来的に地域支配の拠点として城下町建設を営むのに適した平地を周囲に有したことによると考えられる。

彦根の城下町の人口は、江戸時代中期以降で約 3 万 6～7000 人（うち武士 2 万人、町人 1 万 6～7000 人）であり、畿内では有数の、全国的に見ても規模の大きな近世城下町であった。

◆陸上交通

彦根城とその城下町は、交通・物資の大動脈である中山道からやや離れたところに建設されたので、都市機能を維持するため、彦根城下と中山道の鳥居本宿・高宮宿をつなぐ道が整備された。城下には伝馬町も設けられた。

中山道の他にも、下街道（巡礼街道）や朝鮮人街道が彦根の城下町を経由していた。江戸時代において朝鮮通信使が通った道が朝鮮人街道であり、彦根城下町は、朝鮮通信使の宿泊地となった。このとき宿舎となった寺院（宗安寺など）も存在する。

◆水上交通

彦根城が他の近世城郭と異なる点は、琵琶湖を利用した城であるということにある。彦根城の三重の堀は、いずれも松原内湖を通して琵琶湖と繋がっており、幕府の天領で収穫された米は、琵琶湖・松原内湖の水運を利用して彦根城内の米蔵に運び込まれた。城下町にも水夫たちの居住区域（水主町）や琵琶湖の水運を通して運ばれた物資を扱う船町などを発達させた。水主小頭の屋敷（彦根市指定文化財）が残存する。なお、近代に入ると、陸上交通の鉄道や自動車が発達し、琵琶湖上を運航する船（汽船）は、貨客の輸送よりも琵琶湖をめぐる遊覧がめざされた。

さらには、過去に琵琶湖沿岸に点在した内湖を利用した点にも特徴がある。藩主の彦根・江戸への往来のとき、松原内湖から入江内湖に入り米原へ行っており、松原内湖は彦根藩の公用の湖上ルートにもなっていた。城主が鷹狩りを行う際にも内湖を通り、湖岸の猟場に赴いた。また、内湖を船でお浜御殿、清凉寺、大洞弁財天へ移動することもできた。

このように、彦根城は、城を中心に整備された近世城下町の姿を現在によく伝えているというだけでなく、琵琶湖東岸の地理的・社会的・経済的特性を生かして近世城下町として繁栄した町の中心を占めた。

最後に現存する建造物以外に資産の構成要素となりうる可能性があるものを列記すると以下のよう整理できる。

佐和山城から彦根城への移動に関わるもの

- ・ 佐和山城址 … 地下遺構？
- ・ 佐和山城下 … 地下遺構？

経済に関わるもの

- ・ 御用米蔵 … 地下遺構？
- ・ 松原蔵 … 地下遺構？

陸上交通に関わるもの

- ・ 中山道と彦根城下を結ぶ道 … 彦根道は複数の説があるが残存。内町大通は一部拡幅して残存。中山道と彦根道の分岐の道標（彦根市指定文化財）は残存。

水上交通に関わるもの

- ・ 内町および外町の舟入 … 地下遺構？
- ・ 内船町に入る水路
… 滋賀大学西側の水路の一部が残存。南側にも側溝として痕跡が残る。
- ・ 松原湊 … 地下遺構？琵琶湖から内湖につながる入り口南側は開削・埋立あり。
- ・ 松原内湖 … 汀線は確認可。

b) 文化伝統の視点

藩主の居宅、下屋敷としての御殿、また慰楽や公的な儀礼、社交の場としての大規模庭園については、藩主が国許で最も長期間滞在した場であり、このことで必然的に藩主の文化的、伝統的な行為の拠点となった場である。視点を変えれば、これらの場の主である藩主個人を当時の文化伝統の最大の需要者の一人であると考えた場合、これらの場を当時の文化伝統に関する行為や物の最大の集積地として捉えることもできる、

特に御殿や大規模庭園が担っていた公的な儀礼と交際の空間としての役割は、藩の体制を維持し、自らのイエを維持するという大名家の究極的な目的に起因し、そのために行われる「儀礼」と「交際」を演出する装置として様々な文化的、伝統的な施設が設けられた。また、藩校や子弟の屋敷、国外との文化交流の場としての寺院が彦根城周辺に設けられ、文化的、伝統的な行為を下支えするような素養が養われた。

これらの文化伝統に関連する装置（記念物と歴史的建造物）を、それぞれの資産の構成要素として整理すると以下のとおりとなる。

居宅（彦根城表御殿）

- ①歴史的建造物＝地下遺構、一部復元整備（奥向木造棟、能舞台、茶室他）、その他鉄筋コンクリート
- ②庭園＝復元整備

城内の御殿（槻御殿）

- ①歴史的建造物＝部分的に残存（書院、茶室の一部）、明治以降に旅館として大きく改変、その他地下遺構
- ②庭園＝残存、③舟入＝残存

下屋敷（松原下屋敷）

- ①歴史的建造物＝部分的に残存（奥座敷、土蔵、米蔵、台所棟、門番所）、明治以降に増築（大広間棟、玄関棟）、撤去（茶屋、書院、冠木門）
- ②庭園＝部分的に残存、その他地下遺構、③舟入＝地下遺構

大規模庭園（玄宮園）

- ①歴史的建造物＝部分的に残存（臨地閣のみ）、その他（隅櫓、茶屋（3/4））地下遺構
- ②馬場＝部分的に残存、③船着き・船小屋＝地下遺構、③水門＝地下遺構
- ⑤毬場＝地下遺構、⑥矢場＝地下遺構、⑦苑池＝残存

また、これらの資産で行われていた行為から派生、あるいは関連する資産としては以下のとおりである。

藩校弘道館＝地下遺構、建造物としては別所で**残存**

子弟の屋敷（尾末町御屋敷）＝**残存**

窯業生産地（湖東焼窯場跡）＝地下遺構

文化交流（朝鮮人街道、宗安寺他寺院）＝**部分的に残存**

このように残存あるいは部分的に残存している構成要素によって、コンセプトを成立させるには不足がないように内容を絞り込まねばならず、結果として普遍性が希薄になるという課題が考えられるため、うまく焦点を絞る必要がある。

また、地下遺構としているものについては現時点での最大限の可能性で示しており、確認調査に基づいたものではない。このため確認調査の結果によっては抹消されることもあり、地下遺構としての残存を証明していくためには、長期間の調査を要する。

c) 精神・信仰の視点

◆寺院

日本の中世社会において、寺社勢力は国家を構成する権門であり、荘園領主であったが、戦国時代にはその領主権は減退した。一方、真宗は村落を基盤に全国の門徒を組織し、領主権力と対峙した。

織田政権は、延暦寺、真宗勢力と敵対し、激しい戦闘をおこなったが、一方で寺社領の安堵もおこなった。豊臣政権では、寺社領を安堵するとともに、寺院復興事業を援助した。徳川政権は、寺院に対し、仏教の学問修養と国家のための祈祷の励行を義務づける政策を行ったが、寺院の組織や教義の内容には直接介入せず、豊臣政権段階における寺社領を保障する方針をとった。民間社会の成熟と軌を一にする宗教施設（道場、墓）の充実と、上記の政策の結果、近世的な宗教秩序の原型が形成された。

江戸時代、彦根の周辺地域には、密教寺院、禅宗寺院、真宗寺院など諸宗派の寺院が開いていた。各宗派の本寺・末寺関係に編成される一方、百済寺など天台宗の寺院や、村の住民の信仰を基礎とする真宗寺院など、その存在形態は多様であった。神社は郡レベル以上の信仰を集める多賀大社、複数の村の領域にわたる郷鎮守、村の鎮守など各レベルの信仰が重層的に存在した。

しかし、一方で彦根藩の成立に伴い、井伊家ゆかりの寺院の登場や、村方とは宗派構成を異にする城下町寺院の成立など、宗教秩序が変化する現象もおこった。

寺院については、井伊家・彦根藩との関わりを基準にすれば、以下の A～D に類別できる。

A 井伊家・家中菩提寺院

①井伊家の菩提寺である清涼寺。②井伊家当主が個人として帰依した寺院（四代直興が帰依した永源寺）。③井伊家一族個人が帰依した寺院（宗安寺など）。④藩士が檀家となる寺社、⑤井伊家とともに移転してきた寺院（長純寺・宗安寺など）。

B 国家祭祀・祈祷寺院

①領国の鎮護を目的とした寺院（大洞弁財天。弁財天堂が重要文化財、阿弥陀堂・経堂が県指定文化財）。②藩に祈祷の役割を担う寺院（北野寺、奥山寺など）。

C 藩領内の一般寺院

①城下町の寺院、②村方の寺院

D 朱印寺院

①藩領外の朱印寺社（将軍から与えられた領地を持つ。多賀大社、百済寺、西明寺、金剛輪寺、竹生島宝厳寺、本山寺院など）、②門跡寺院（東西本願寺など）

◆神社

神社については、江戸時代後期に井伊家の先祖や歴代藩主を祀った神社が成立したことが注目される。文化 8 年（1811）に清涼寺内に護国殿が建てられ、徳川家康の御神牌、直

政と直孝の彫像を安置された。社殿は明治時代に敦賀金ヶ崎天神社に移築されている。文政 8 年（1825）には、天寧寺内に観徳殿が竣工し、11 代井伊直中の彫像を安置された。社殿は荒神山神社内に移築され現存している。弘化 2 年（1845）には、始祖井伊共保の 750 回忌の機会に龍潭寺内に井伊谷八幡宮が建立された。共保が祀られた。現在の井伊神社社殿である。

上記の寺社のうち、井伊家とのゆかりの深いものから検討する。

大洞弁財天（長寿院）

元禄 9 年（1696）、井伊家 4 代当主直興によって佐和山々麓に造営された。造営にあたって、藩主一族・家臣・町村の領民ら、約 25 万人から 1 人銭 1 文の寄附を受けた。弁天堂には、弁財天が安置され、阿弥陀堂には阿弥陀如来・大日如来・釈迦如来の三尊が安置され、近江国古城主と大坂で戦没した彦根藩士の名札が掲げられ供養されている。同 10 年、井伊直興が江島・鵜木（東京都大田区）・大洞三弁財天に祭文を捧げ、「不測の結縁をもってこの三尊を崇め、家城の鎮守となし、国中の士民を安んず」と述べている。「鎮守」とは、国・王城など一定の地域の地霊をなだめ、その地を守護する神のことを言う。

ここに見られる考えは、大洞弁財天は井伊家の城（彦根城）の鎮守とし、その結果、国中の士民に安寧をもたらされるというものである。すなわちここでは、①井伊家の城が領国の中心であること、②その城が維持されることによって領国の住民の安全が保障されること、③仏神（弁財天）が地霊をなだめ城を守護する、という論理が示されている。

実際、山門、参道を見通す形で彦根城の城山（天守）を見守る位置関係に、弁天堂が建立され、弁財天が安置されている。

以上から、大洞弁財天は、城を中心とした求心的な構造をもつ領国社会の繁栄と永続を実現させる（＝国家を鎮護する）宗教的機能を担っていたことがわかる。すなわち、江戸時代における大名権力と仏神との関わり方を明瞭に示す資産である。

江戸時代後期の状況については、『淡海木間攪』（江戸時代後期の地誌）の記載（「大洞山神社仏閣」）がある（「」内は『淡海木間攪』の記載）。

①歴史的建造物＝残存

「奥ノ院」	残存？
「本社弁才天」	弁才天堂（重文）
「本地堂」	阿弥陀堂（県指定）
「鉄炮佛」	残存？ 鉄砲仏堂
「子安地藏」	残存？ 子安地藏堂
「経蔵」	経蔵（県指定）
「大石塔」	残存
「宮社守護人ノ邸」	？

「宝蔵」	宝蔵（県指定）
「山ノ神宮」	残存？ 山神社
「荒神宮」	残存？ 三宝荒神
「廻廊」	残存？ 渡り廊下
「御供所」	？
「庵室」	残存？ 庫裏か
「御供水ノ井」	
「八幡社」	残存？ 八幡宮
「番所」	？
「表坂」	残存？
「第二ノ鳥井」	残存？
「第一ノ鳥井」	残存？
「表門」	残存？
「裏坂」	？

楼門（県指定）



長寿院弁才天堂（重要文化財）

d) 自然環境・景観の視点

彦根城の周辺地域は、琵琶湖や松原内湖が形成する水辺環境（集水域）に立地する。また、築城に際して城下町の西端を画す位置に付け替えられた芹川（善利川）の旧流路についても、周辺の地形を形成した一つの要素として捉えることができ、こうした自然環境がさらに遠方の山並とも一体となって彦根城周辺の景観を形成していた。

◆彦根市域の自然地形と集落の立地環境

市域全体の自然地形や集落の立地環境については、琵琶湖、河川、内湖という 3 つの要素が大きく影響を与えている。沖積平野については、市域を流れる犬上川、芹川、宇曾川、愛知川の 4 つの河川が鈴鹿山脈から端を発して琵琶湖に流れ込んでおり、これら河川の洪水によって土砂の堆積作用が生じ、彦根市域の平野部が形成されている。この沖積平野には、微高地としての自然堤防と氾濫原・後背湿地が入り込んだ自然堤防帯が展開しており、中世から形成されてきた農村集落については、多くの場合がこの自然堤防上に立地、展開している。また、その周囲の氾濫原・後背湿地は一面の水田地帯となっており、沖積平野という自然地形的な条件が水田域を形成する重要な要素となっている。この自然堤防帯の上流側には扇状地が広がっており、砂質でやや傾斜のある平野を形成している。扇状地の扇頂部付近では、用水を供給する取水口が河川に設けられ下位に広がる水田域を潤し、扇状地の末端付近にはいくつもの伏流水からの湧水があって、下流の水田の重要な水源として古くから利用されてきた。

この沖積平野には、北部の彦根山、佐和山・磯山、芹川南岸の雨壺山、やや下流の鳥籠山、あるいは曾根沼の東南の荒神山などの独立丘陵が点在し、平坦な湖東平野にあ

って極めて目立った存在として景観にアクセントを加えている。これらについては、鈴鹿山脈から派生してきた山塊が河川によって運ばれてきた土砂の堆積によって埋没し、埋め残された部分が露頭しているものであり、湖中ではあるが多景島もこの独立丘陵に該当するものである。



彦根城周辺の地形分類図

（『彦根市の自然—地形・地質編—』掲載の図をもとに作成）

◆芹川の付け替え

特に、彦根城とその城下町の建設を考えるにあたって重要な河川は芹川である。現在見られる芹川は、城下町建設の際に付け替えられたものであり、旧河道は現在の芹川のJR琵琶湖線鉄橋付近から分岐して北上し旧松原内湖方向へ流れる流路と北西方向に向かって芹町、河原1～3丁目、銀座町を流れて琵琶湖へと流れ込む流路の二つの流路が存在したと考えられている。この旧河道の流路については現在残る城下町部分の町割りとは異なる町割りとして確認でき、これは伏流水や湧水を排水する関係で城下町の造成が周辺に対して遅れたことに起因していると考えられる。この芹川付け替えによって、旧河道を外堀として利用し、付け替え後の新しい河道については、外堀の外側における防御線として総構え的な役割を持たせるという目的、あるいは城下町の洪水対策という目的の二つの目的を達成しているものである。

◆松原内湖

また、彦根市市域の琵琶湖岸、特に松原・須越・三津屋・薩摩・柳川などの地域には砂浜と松林が続いて入る景観を多く見ることができる。現在は、この湖岸に沿ってやや内陸側に湖周道路と呼ばれる県道が走っているが、その県道と湖岸の間は微高地となっており、集落や畑地が立地している。県道よりも内陸側はそこから少し低い土地となっており、水田地帯が広がっている。湖岸沿いのこのような微高地は、砂堆や浜堤と呼ばれるもので、河川によって運ばれてきた砂が、琵琶湖の沿岸に沿って流れる沿岸流によって流されて湖岸に沿って帯状に堆積したことにより生じた地形が原形であり、この帯状の高まりは場所によっては内湖を生じさせることになる。それは、湖岸に近い位置に独立丘陵がある場合に河川の流れに対して背後にあたる琵琶湖側は堆積作用がおよびにくい位置となり、周辺に対して低地となるために生じるもので、この低地と琵琶湖が砂堆・浜堤によって区切られることで低地の部分が内湖という附属湖になるものである。

昭和19年から始まる松原内湖干拓事業によって失われてしまったが、彦根城の北側に存在していた松原内湖もその一つであり、彦根城の北東に位置する玄宮楽々園については、この松原内湖に面していたことになる。この旧来の景観については、『玄宮園外図』に見ることができ、清凉寺や龍潭寺、長寿院（大洞弁財天）という佐和山西麓に配された井伊家ゆかりの寺院や墓所の前面には突堤が設けられていた様子を観察できる。船の往来も描かれるなど湖上交通の繁用がうかがえるものであり、玄宮楽々園にも「御船着」としての雁木を伴う「御水門」が設けられ、道路を挟んだ内堀側にも船着きが設けられているなど、湖上交通の帰着が名勝玄宮楽々園でも行われていたようである。

◆彦根城築城以前の景観

これら彦根城周辺の築城前の景観については『彦根古図』に見ることができる。『彦根古図』は江戸時代初期、井伊直政の家臣花居清心が原図を作成したと伝えるもので、中央に

彦根城築城以前に彦根寺が鎮座した彦根山を描き、芹川が分流して琵琶湖に直接注ぐ流れと北東の松原内湖に注ぐ流れが描かれており、彦根山の南西から北東にかけては「淵」や「池」などの描写が見られる。芹川によって三角州が形成され、湿地が広がっていた様子が観察でき、こういった周辺環境が、江戸時代に井伊家が彦根に入封し、大規模な城下町を建設する際に埋め立てられて現在の景観に変化したことが分かる貴重な資料である。



現存する「彦根古図」のひとつ「彦根御山絵図」(部分)
(彦根市立図書館蔵)

彦根城跡は彦根市の市街地部分の北部に位置する金亀山に築かれた平山城であり、金亀山の南側と西側には城下町が展開し、近世期の典型的な城郭と城下町の景観を現在に残している。

◆庭園の園外景観（眺望）

こうした彦根城をとりまく景観は、当然ではあるが湖上水運や広範な三角州部分での城下町造成という築城や都市形成の結果であり、景観によって城郭や城下町の位置が決定したのではない。これは、槻御殿や玄宮園、松原下屋敷も同様と考えられる。

下屋敷及び大規模庭園には広範で平坦な敷地を持つものが多くみられるが、これは、既存の街区を改めて占有するということではなく、空閑地に新規に造成され、作庭されるため、大規模な敷地占有が可能となるからである。この新たな造成地での造営位置は風光明媚な周辺環境に立地するという下屋敷や大規模庭園の特徴ともなっている。

庭園において園外景観を設計に取り入れることを借景と言い、「背景の事物を構成要素として取り入れているもので、背景の事物がないとまとまりが悪くなる庭園」として定義されているが、この借景の概念の発生は19世紀中頃まで下るもので、それ以前は園外景観として楽しみながらも、造営時の前提とまではなっておらず、この段階での園外景観を「眺望」という。

玄宮園の場合、立地環境としては、金亀山の北側に位置し、松原内湖に面する形で造営され、結果として城下町とは離れた風光明媚な周辺環境となっていた。園内の鳥瞰図である「玄宮園図」からは、当時の玄宮園内の主要な建物からの眺望の評価を知ることができ、園外の景観、特に東側から北側にかけての松原内湖を介した遠景が園内からの眺望として成立しており、景色として取り入れられていたことがわかる。また、これらの主要な建物

は全て茶屋であり、茶会の際の景色として場を演出する要素であったと考えられる。

別に、園外景観を描いた「玄宮園外図」からは伊吹山等の周辺の山々や内湖という園外の景観が庭園内と一体の景観として取り入れている意識が伺え、松原内湖周辺の環境が当時の玄宮園にとって重要な「眺望」であったことが分かる。

しかしながら、これらの眺望の主体を成す松原内湖については、わずかに輪郭線が把握できる程度まで完全に埋め立てられ、その一部にスポーツ公園や高層の集合住宅、大規模な宅地の開発がなされている。また、伊吹山については、明治期以降の石灰採掘により、江戸時代当時の山の輪郭は大きく失われており、バッファゾーンとするにしても、今後の景観誘導だけでは収まらない景観の変更を受けているのが現状である。

ストーリーとしてどの程度まで取り込めるかについては、江戸時代からの変化を整理し、うまくバランスを取る必要があると考えられる。

また、上記のような当時の眺望主体から見た景観ではなく、近世都市という物流の集積地としての結果的な景観を文化的景観として捉えた場合であっても、城下町の地割ではない 3 次元的な景観は変化が著しく、バッファゾーンに適応するためには相当の規制と復元が必要であると考えられる。



玄宮園外図（彦根城博物館蔵）

4 総括

◆各項目の要約

各項目の分析結果を要約すると、次のようになる。

1 軍事施設としての機能

大堀切・登り石垣・切岸といった土木工作物を組み合わせ、山上・山腹・山麓を一体として防御する仕組みがつくられている。また、湖を利用した構造であることも特徴である。建造物は、天守のほかに複数の櫓、門が現存し、城の特徴を示す各要素が揃っている。天守は破風、花頭窓、高欄付廻縁などの装飾が施され、高いデザイン性を誇っている。このように彦根城は、姫路城と同様に高い軍事的機能を持っており、姫路城にはない特徴が数多くみられることから、軍事施設として少なくとも同等の価値がある。

2 軍事以外の機能

a) 城主の生活文化空間としての機能

鐘の丸御広間跡、本丸御広間跡、表御殿跡、槻御殿、お浜御殿という 5 つの御殿とその遺構、庶子屋敷として埋木舎が残っている。考古学的遺構も含めれば、城主が日常生活と茶の湯などの文化的営みをしていた空間であることを説明できる。城主の居館が山上から山麓へ移り、城外にも御殿・庭園がつくられる過程を説明できる。18～19 世紀に能舞台などの文化施設が拡張され、機能の重点が文化へと変わっていったことが読み取れる。

b) 政治・行政の拠点としての機能

表御殿では、政治・行政の意思決定と儀礼が行われており、現存する能舞台と考古学的遺構、絵図や文書から説明することができる。表御殿以外では、行政の実務的機能が城内・城外の役所・藩施設に分散していた。天守、木俣屋敷跡、いろは松なども儀礼空間として位置づけることができる。

c) 統治の象徴としての機能

彦根城は、江戸時代を通じて井伊家の居城であったことから、井伊家の城として認識されている。井伊家は徳川将軍家を支える特別な立場にあったことから、地方領主の統治の象徴であるとともに、幕藩体制をリードし、日本を開国に導いた徳川家重臣の城として認識されていた。これらは天守について述べた近代の記録から裏付けられる。

3 社会・経済など地域の特性

a) 社会・経済の視点

彦根城下町は3つの堀によって区画が分けられ、武家屋敷、町家、足輕組屋敷など各身分・階層の資産が一定数現存している。これらにより、城を中心に秩序だって構成された都市のありようを説明できる。陸上交通では、城下と中山道をつなぐ道が整備された。水上交通では、琵琶湖を利用した城であり、米蔵や舟入、水路、松原湊などが整備された。

b) 文化伝統の視点

御殿・庭園は、藩主が国許で最も長期間滞在した場であり、文化的・伝統的な行為の拠点となった場所である。御殿・庭園としては、表御殿、槻御殿、お浜御殿、玄宮園が部分的に残存している。関連する資産としては、藩校弘道館、埋木舎、湖東焼窯場跡、朝鮮通信使関連資産が挙げられる。

c) 精神・信仰の視点

寺院は、井伊家・彦根藩との関わりを基準にすると、井伊家・家中菩提寺院、国家祭祀・祈禱寺院、藩領内の一般寺院、朱印寺院に分類できる。井伊家とのゆかりが深い寺院として大洞弁財天があり、城を中心とした求心的な構造を持つ領国社会の繁栄と永続を実現させる機能を担っていた。神社については、江戸時代後期に井伊家の先祖や歴代藩主を祀る神社が成立した。

d) 景観・自然環境の視点

彦根城の周辺地域は、琵琶湖や松原内湖が形成する水辺環境に立地する。築城にあたって芹川が付け替えられ、旧河道は外堀として利用された。玄宮楽々園は松原内湖に面し、湖上交通が利用されていた。松原内湖周辺の環境は、玄宮園にとって重要な「眺望」であり、伊吹山等の周辺の山々や松原内湖という園外景観が庭園内と一体の景観として取り入れられていた。

◆資産のエリアによる整理

各項目を分析する中で挙げられた資産を、彦根城とその周辺のエリアによって整理すると下表のようになる。エリアは、本丸（第1郭）、二の郭、三の郭、郭外・城下町周辺に分類した。このうち、本丸、二の郭の全域と三の郭の一部（埋木舎、外堀土塁）が特別史跡彦根城跡の指定範囲である。

	本丸	二の郭	三の郭	郭外・城下町周辺
1 軍事施設	天守 太鼓門櫓など 石垣、堀など	佐和口多聞櫓 石垣、堀など	外堀土塁	
2-a 生活文化空間	鐘の丸御広間 本丸御広間 表御殿	槻御殿 玄宮園	埋木舎	お浜御殿
2-b 政治行政の拠点	表御殿 天守（儀礼）	木俣屋敷（儀礼）	いろは松（儀礼）	
2-c 統治の象徴	天守			
3-a 社会・経済	御用米蔵		松原蔵 舟入、水路 内町大通り	松原湊、舟入 松原内湖 彦根道
3-b 文化伝統	表御殿	槻御殿 玄宮園 藩校弘道館	埋木舎 宗安寺	お浜御殿 湖東焼窯場跡
3-c 精神・信仰				大洞弁財天
3-d 景観・自然環境				琵琶湖 松原内湖 芹川 伊吹山

「軍事施設」「生活文化空間」「政治行政の拠点」「統治の象徴」は彦根城そのものの機能であるので、資産の大半が特別史跡彦根城跡の範囲内に所在している。これに名勝旧彦根藩松原下屋敷（お浜御殿）庭園を加えた範囲が、中心的な価値を説明する部分になる。

表御殿、槻御殿、お浜御殿は「生活文化空間」「文化伝統」に共通し、表御殿に限れば「政治行政の拠点」に共通している。これらは、御殿・庭園の機能を異なる角度から説明したものである。

また、琵琶湖、松原内湖、松原湊などの水に関する要素は、「社会・経済」と「景観・自然環境」に共通している。

◆資産の成立年代による整理

各項目を分析する中で挙げられた資産のうち、つくられた時期が分かるものを年代別に整理すると下表のようになる。年代は、築城当初、17 世紀、18 世紀、19 世紀に分類した。ここでいう築城当初は、1604 年の築城開始から 1615 年の大坂夏の陣までの時期を指している。

	築城当初（～1615）	17 世紀	18 世紀	19 世紀
1 軍事施設	天守（1606 頃） 太鼓門櫓など 石垣、堀など	外堀土塁		
2-a 生活文化空間	鐘の丸御広間（1604） 本丸御広間（1606）	表御殿（1622 頃） 槻御殿・玄宮園 （1677）	埋木舎（1759） 表御殿能舞台（1800）	お浜御殿（1810 頃） 槻御殿御書院・地震の間・楽々の間 （1813～42）
2-b 政治行政の拠点	天守（1606 頃）	表御殿（1622 頃） 木俣屋敷 いろは松		
2-c 統治の象徴	天守（1606 頃）			
3-a 社会・経済	松原湊	御用米蔵、松原蔵 舟入、水路 彦根道		
3-b 文化伝統		表御殿（1622 頃） 槻御殿・玄宮園 （1677）	宗安寺本堂（1702） 埋木舎（1759） 藩校弘道館（1799）	お浜御殿（1810 頃） 湖東焼窯場跡（1830）
3-c 精神・信仰		大洞弁財天（1696）		
3-d 景観・自然環境	芹川付け替え			

「軍事施設」「政治行政の拠点」は、築城当初から 17 世紀前半までに整っている。それに対し、18～19 世紀には、「生活文化空間」「文化伝統」、主として文化に関わる施設がつけられている。

既に述べたように、御殿に着目すると、築城当初は山上にあった居館が大坂の陣後に山麓に移り、17 世紀後半には二の郭に大規模な御殿と庭園がつくられ、19 世紀には城外の琵琶湖畔に御殿・庭園がつけられている。この流れに沿うように、寺院や藩校などの他の文化的な施設がつけられていることが分かる。彦根城の性格は、築城当初と 19 世紀とは大きく異なっている。

◆資産から説明できる彦根城の特徴

本報告書で挙げた資産によって説明できる彦根城の機能とその特徴は、次の4点に集約することができる。

(1) 近世城郭の主要な機能である軍事・政治・生活文化とその変化を説明できる

「軍事施設としての機能」「城主の生活文化空間としての機能」「政治・行政の拠点としての機能」「統治の象徴としての機能」は、近世城郭の主要な機能であり、考古学的遺構を含めればそれらを説明することができる。また、当初は軍事施設として築かれた城が、17世紀前半に政治的機能が拡充され、17世紀後半から19世紀にかけて文化施設としての比重を高めていったことを説明できる。

(2) 城主を中心とした江戸時代の文化を説明できる

茶の湯、能、庭園など、城主を中心とした文化を説明できる。また、井伊家に伝来した美術工芸品も多数現存しており、これらは彦根城博物館に所蔵されている。城主自身が文化人としての性格を強めていくことがうかがえ、武士の性格が武人から文人へと変化していった様子を読み解くことができる。

(3) 城と湖の関わりを説明できる

彦根城は琵琶湖を利用して築かれた城であり、琵琶湖の水運を経済的に利用していることを説明できる。また、湖の景観を玄宮園の園外景観（眺望）とし、お浜御殿へ琵琶湖から導水するなど、自然環境を文化的に利用していたことを説明できる。

(4) 江戸時代の城下町の構造を説明できる

彦根城下町は3つの堀によって区画が分けられ、武家屋敷、町家、足輕組屋敷など各身分・階層の資産が一定数現存している。これらにより、城を中心に武士が集住し、町人が集められるという、秩序だって構成された城下町の姿を説明できる。

彦根城世界遺産登録作業グループ報告書

姫路城との差別化（２）

－彦根城及びその関連資産の特徴－

平成 28 年（2016 年）3 月

彦根城世界遺産登録作業グループ

滋賀県教育委員会事務局 文化財保護課

〒520-8577 滋賀県大津市京町四丁目 1-1

彦根市教育委員会事務局 文化財部

彦根城世界遺産登録推進課（事務局）

〒522-0001 滋賀県彦根市尾末町 1-38 彦根市民会館内

TEL 0749-26-5834（直通）

FAX 0749-27-3554

E-mail hikone-wh@ma.city.hikone.shiga.jp

資料 3

彦根城世界遺産登録作業グループ研究報告

彦根城における水の利用

平成 28 年 3 月

彦根城世界遺産登録推進課

はじめに

彦根城の世界遺産登録にあたっての課題である姫路城との差別化について、平成 27 年度、報告書『姫路城との差別化（１）』『姫路城との差別化（２）』を取りまとめた。その結果、資産から説明できる彦根城の特徴として、茶の湯、能、庭園などの文化を説明できること、城と湖などの自然環境との関わりを説明できることを挙げることができた。文化の面、自然環境の面のいずれにおいても、水の利用が重要であることから、本報告書では、彦根城における水の利用について考察する。

まず基本となる自然環境を押えた上で、彦根城築城にあたっての水利用、17 世紀半ば以降の水利用をそれぞれ説明する。築城にあたっての水利用は、三重の堀の構築（軍事的利用）と水上交通（経済的利用）に分けられる。それらの機能は江戸時代を通じて継続したが、17 世紀半ば以降、庭園への導水という文化的利用が加わった。軍事、経済、文化のそれぞれの面から水の利用を紐解き、そこにどのような特徴がみられるかを考察する。

目次

1	彦根城周辺の自然環境	
	（１）地形.....	1
	（２）彦根城築城以前の土地利用.....	3
2	彦根城築城にあたっての水利用	
	（１）彦根城築城と三重の堀.....	5
	（２）水上交通.....	9
3	17 世紀半ば以降の水利用	
	（１）水道による庭園への導水（表御殿・槻御殿・玄宮園）.....	12
	（２）湖からの庭園への導水（お浜御殿）.....	21
	（３）その他の庭園への導水.....	23
	（４）生活用水の利用.....	25
4	総括.....	32

1 彦根城周辺の自然環境

まず、彦根城周辺地域の地形と築城以前の土地利用について概説する。これは、彦根城における水の利用の前提条件となるものである。

(1) 地形

湖、独立丘陵、冲积平野

彦根城周辺の地形は、湖、独立丘陵、沖積平野という3つの要素によって成立している。

彦根城は、独立丘陵である彦根山を中心にして築かれた城である。図 1 の「彦根城周辺の地形分類図」を見ると、彦根山の周辺は、三角州や氾濫原・後背湿地、自然堤防によってできていることが分かる。これは、^{せりかわ}芹川（^{せりかわ}善利川）が琵琶湖へ流れることで形成された沖積平野である。沖積平野とは、河川が土砂を運び堆積する作用によってできた平野のことで、形成年代が若く、締め固まっていないため、地下水面が高く水を得やすいという特徴がある。

彦根市域には、芹川のほかに大上川、宇曽川、愛知川などの河川が鈴鹿山地から琵琶湖へ流下しており、山麓から湖岸にかけて沖積平野を形成している。平野の中には、彦根山のほかにも磯山、雨壺山、荒神山等の独立丘陵が存在している。これらの山は、かつて琵琶湖の中の島だったが、沖積平野が広がることで陸地につながり、平野の中に取り込まれたものであると考えられる。

【図 1】彦根城周辺の地形分類図

(『彦根市の自然—地形・地質編—』掲載の図をもとに作成)

松原内湖

彦根城の北側には、1944～48年に干拓されるまで、松原内湖が広がっていた(図1の「干拓地」の部分)。内湖とは、湖岸の陸側にできた小規模な水域で、琵琶湖に付属する湖のことである。

松原内湖の成り立ちには、独立丘陵と沖積平野の存在が大きく関わっている。芹川が砂

礫を運搬し、沖積平野がつくられるが、独立丘陵（彦根山）があるため、山の反対側には土砂がもたらされない。そのため、彦根山の北側が埋め残され、湾のような状態になる。さらに、琵琶湖の波と沿岸流によって湖岸の砂礫が陸側へと押し上げられ、浜堤が形成される。この浜堤が磯山までつながると、内側に埋め残された部分が内湖となる。

このように松原内湖は、芹川の堆積作用と彦根山の存在によって生み出された地形である。このことは、もともと芹川が松原内湖に注いでいた証拠であるともいえる。

芹川の旧流路

もともとは松原内湖に注いでいた芹川であるが、彦根城築城に伴って、現在の流路に付け替えられた。次の4つの材料をもとに、旧流路を推定することが可能である。

1つ目の材料は、絵図史料である。彦根城築城以前の景観を描いた絵図としては、「彦根古図」と呼ばれる一群が知られている。「彦根古図」は、井伊直政が彦根の領地を拝領した際に家臣である花居清心^{はな い せいしん}によって作製されたもので、原図は伝わっておらず、模写図とされるものが複数現存している。写真 11（27 ページ）の「彦根御山絵図」^{ひ こ おん や ま え ず}（彦根市立図書館蔵）はそのうちの1つで、永禄年間（1558～70）と慶長5年（1600）の関ヶ原の戦い直後の様子をそれぞれ描いたものである。

この絵図を見ると、芹川の本流は松原内湖に注いでいる。支流は、永禄年間の絵図では2本あり、東の支流は松原内湖、西の支流は直接琵琶湖へ注いでいる。慶長5年の絵図では、本流と離れた西方に川が描かれている（伏流水が表出したものか）。このように2枚の絵図で異なる流路が描かれていることから、流路は一定ではなく、大雨などの影響を受けて、時期によって流動していたことが分かる。

2つ目の材料は、地割である。江戸時代後期の彦根城下町を描いた「御城下惣絵図」^{ご じょう か そう え ず}（彦根城博物館蔵）には、善利新町^{せ り しん}から川原町^{かわら}にかけてカーブした地割、上番衆町^{かみばんしゅう}から下瓦焼町^{しもかわらやき}にかけて斜めの地割、足軽の池須町組^{いけす}から中藪組^{なかやぶ}にかけて屈曲した地割がみられる。これらは、旧流路の地形の制約を受けたと思われる地割である。

3つ目の材料は、地形である。図1の「彦根周辺の地形分類図」を見ると、城下町の東側と南側が自然堤防であることが分かる。自然堤防とは、河川によって運ばれた土砂がその河川沿いまたは周辺部に堆積してできた微高地である。自然堤防の広がり、この場所がかつて川だったことを表している。

4つ目の材料は、旧地名や伝承である。「川原町」「元川町」^{もとかわ}「水流町」^{みずながれ}は、かつて川が流れていたことを示唆する地名である。長松院^{ちやうしょういん}は、芹川の中洲で井伊直政を茶毘に付し、その跡地に建立されたと伝わっており、その付近が川だったことを推測することができる。

これら4つの材料を総合して旧流路を復元したものが、図11（28 ページ）の「芹川旧流路復元図」である。本流は、善利新町から川原町を経て、外堀東側を通過して松原内湖へ注いでいた。この本流から分かれた支流として、上番衆町から下瓦焼町の斜めの地割を通過して松原内湖へ注ぐ筋と、長光寺^{ちやうこうじ}付近で分かれて池須町組・中藪組を通る筋が確認できる。「彦

根御山絵図」では描かれていないが、外堀南側の長曾根までの筋も支流の 1 つだった可能性がある。永禄年間の絵図で最も南側に描かれている支流は、現在の芹川の流路の可能性もあるが、大藪が付近に描かれていることから、さらに南の現在の平田川に相当する可能性がある。いずれにせよ、当時は堤防ができる以前であることから、流路が固定されていたわけではなく、幾筋にも分かれ、時期によっても流動していたと考えられる。

（２）彦根城築城以前の土地利用

前項では、彦根城周辺の地形が湖、独立丘陵、沖積平野によって特徴づけられており、芹川が現在と異なる流路を流れていたことを確認した。次に、彦根城が築城される以前、どのような土地利用が行われていたのかを写真 11（27 ページ）の「彦根御山絵図」を読み解くことで確認する。

彦根山

慶長 5 年の絵図では、彦根寺、石上寺、門甲寺、東麓には千代宮が描かれている。築城以前の彦根山は、複数の寺社がある宗教空間だったことが分かる。「^{おうみこまざらえ}淡海木間攫」によれば、築城に伴い彦根山と石上寺は城下に移って北野寺となり、門甲寺は中藪に移って聞光寺となったと伝えられている。千代宮（現在の千代神社）は古沢の佐和山山麓に移された。

松原

慶長 5 年の絵図では、松原に集落や蔵、武家屋敷が描かれている。琵琶湖と内湖を隔てる浜堤（砂州）は 4 つの川で区切られ、船が行き来できる状態だった。また、松原から佐和山山麓まで百間橋^{ひやっけんぼし}が架けられ、直接物資が運べるようになっていた。彦根城ができる以前の松原は、佐和山城の外港として利用されていたことが分かる。

集落

彦根山周辺地域には、長曾根村^{ながそね}、彦根村^{さとね}、里根村^{とまち}、外町村^{やすきよ}、安清村^{せり}、善利村などの集落が確認できる。千代宮御旅所、白山御旅所など、複数の神社もある。彦根山へ参詣するための巡礼街道（永禄年間の絵図では「御幸通」）も描かれている。

湧水

絵図では、彦根山周辺地域に多くの湧水地が描かれている。

- ・ 寝覚ヶ沢^{ねさめ}（醒ヶ渕）…川が流れ、芹川の支流に達している。現在の西沼波町に現存。
- ・ 犀ヶ渕^{さい}…長光寺の裏手（現在の錦町）。
- ・ 盲亀ヶ渕^{もうき}…中堀沿いの埋堀町（現在の本町一丁目）。

- ・ 亀ヶ池…白山権現（現在の北野寺）の南に描かれている。円常寺町の西端にあたる。
- ・ 鐘ヶ渚…現在の慈眼院。
- ・ 金亀ヶ渚…永禄年間の絵図では、彦根山西麓に湧水のようなものが描かれ、内湖に注いでいる。慶長 5 年の絵図では、「渚」と書かれている。「彦根古図」（滋賀大学経済学部附属史料館所蔵）では、「金亀ヶ渚」の名があり、ここから松原内湖へ流れる川を「江川」と呼んでいる。
- ・ 梅ノ水…永禄年間の絵図では安清村に「名水有、此水今ノ脇氏下屋敷ニ有」。慶長 5 年の絵図では、同一のものかどうか不明だが、安清村に「梅ノ水名水」と記載。

このように、築城以前の彦根は、芹川の伏流水が湧き出すデルタ地帯で、複数の集落が立地していた。また、松原を拠点とした湖上水運が既に利用されていたことも分かる。湖から得られる湖水、沖積平野から得られる湧水の両方を利用できる、水に恵まれた立地であるといえる。

2 彦根城築城にあたっての水利用

彦根城は、17 世紀初頭に独立丘陵（彦根山）とその周辺の沖積平野を利用して築城された城である。築城にあたって、湖水・湧水を使って三重の堀がつくられるとともに、湖上水運が利用された。地形を利用してどのように築城され、どのように水が利用されたのかを確認する。

（1）彦根城築城と三重の堀

なぜ彦根山が選ばれたのか

井伊直政は、関ヶ原の戦いの後、徳川家康から佐和山城を与えられた。直政は礪山に新しい城を築くことを構想していたが、慶長 7 年（1602）に死去する。慶長 8 年、家老の^{きまた}木俣守勝^{もりかつ}が家康に謁見し、佐和山・礪山・彦根山の 3 つの候補地の絵図を示し、彦根山が最良の地であることを具申した。これを家康が承認して彦根山での築城が決定し、翌年築城工事が始まった。

3 つの候補地の中で、彦根山が最良の地とされたのはなぜだったのか。「木俣土佐武功紀年自記」には、次のような記述がみられる。

「直政既に言上すと雖^{いまだ}も、礪山築城其事成らず、然して沢山城八町西南に彦根村有り、山の名金亀山、この山二方湖水、東南民屋平地相続きて、諸事勝手の地たり、ここに築城するときは天長地久、礪山に勝るべし」

この記述から、「二方湖水」「東南民屋平地」の 2 点が重要だったことが分かる。琵琶湖と松原内湖に面していることで、湖を利用した舟運が利用でき、東と南に平地が広がっていることで、家臣団を維持するための城下町を建設することができる。

佐和山は東山道（中山道）を押える要衝の地だったが、城下町から松原内湖に出るには山を越えなければならなかった。礪山は琵琶湖に面しているが、平地が少なく、広い城下町をつくるのが困難だった。それに対し、彦根山は、城・町・湖を一体的に利用できる立地だったのである。

芹川の付け替えと堀の築造

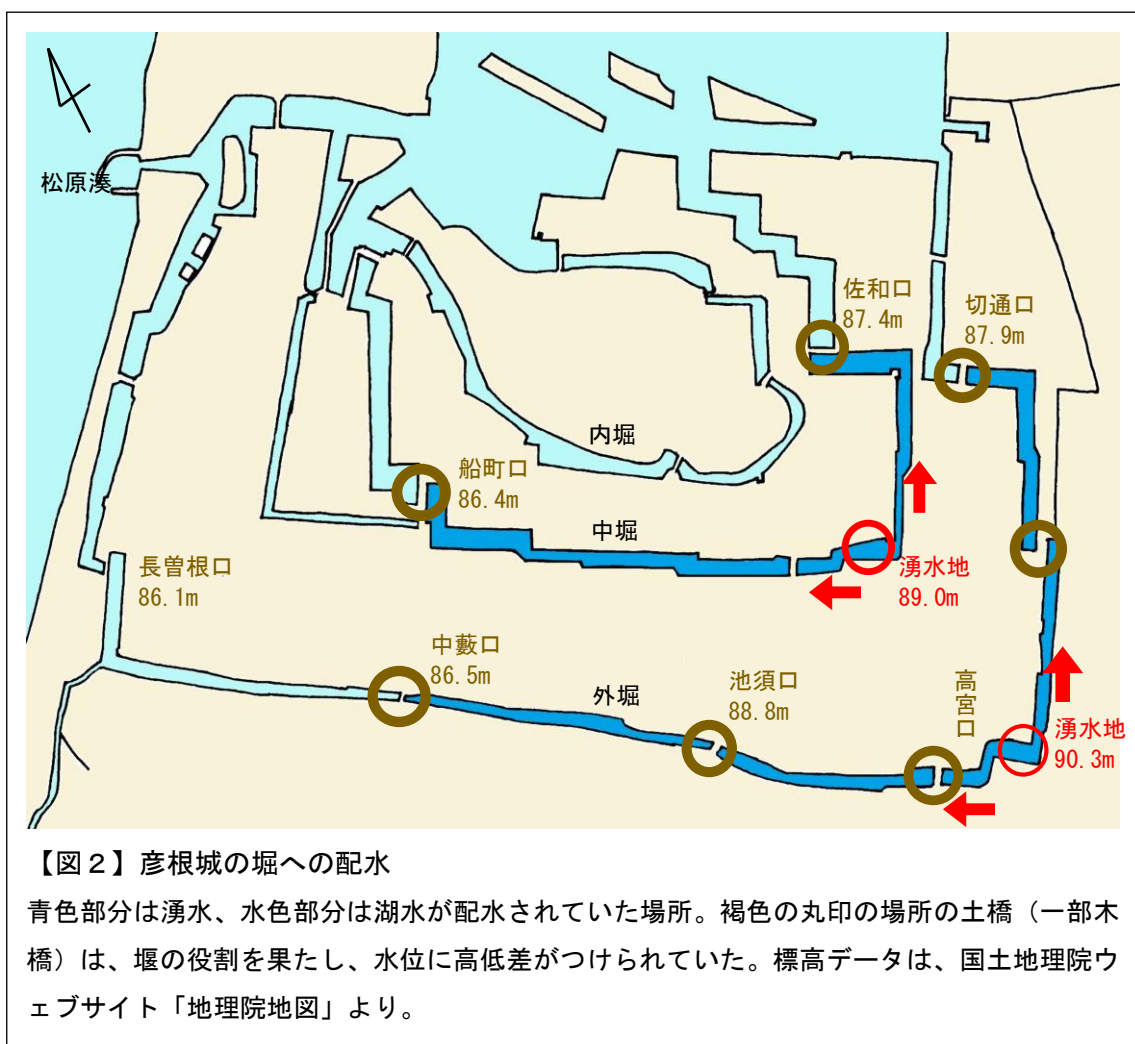
彦根城の築城にあたって、芹川を付け替える工事が行われた。前述のように、旧流路は松原内湖に注いでいたが、このときの付け替えによって現在の流路に変更された（図 11、28 ページ）。旧流路の本流は、川原町付近で急カーブしていたが、付け替え後はまっすぐ琵琶湖へ流れるようになった。これは、直流化により洪水を防止するためのものと考えられる。また、旧流路が幾筋にも分かれ、流路が一定せず、低湿地のようになっていたことから、1 つの流路に集約することで乾地化（湿気抜き）するねらいがあったことも考えられる。

彦根城の築城工事は、慶長期の第 1 期工事（1604 年～）と元和期の第 2 期工事（1615～22 年）に大きく分かれている。第 1 期工事は幕府主導による天下普請で、大坂の陣後の第 2 期工事は井伊家単独による普請である。彦根城には内堀・中堀・外堀という三重の堀がつくられたが、それぞれどの時期につくられたのだろうか。彦根藩井伊家文書「御覚書」には、次のような記述がある。

「惣構^{そうがまえ}の堀・土手・櫓ならびに御成御殿、其外の家作ハ大方直孝家督以後仕り候由、右近大夫（直継）代ハ、ひとへ構斗^{ぽかり}」

直継の代とは慶長期であり、この段階では「ひとへ構」、つまり堀が一重しかなかったことが分かる。中堀・外堀は、直孝の代、つまり元和の第 2 期工事で作られたということになる。

次に、それぞれの堀がどのようにつくられたのか、何を水源としていたのかをみていきたい（図 2「彦根城の堀への配水」参照）。



内堀

第1期工事でつくられた内堀は、彦根山を取り囲むようにできている。

松原内湖とつながっているため、水源は主に湖水である。大手門、表門などの5ヵ所に木橋が架けられているが、土橋はない(現在は黒門橋が土橋であるが、本来は木橋だった)。そのため、堀の水が途中で区切られることはなく、堀全体に湖水が行き渡っていたと考えられる。

ただし、「彦根御山絵図」では、彦根山西麓に渚が描かれている(滋賀大学経済学部附属史料館所蔵の「彦根古図」では「金亀ヶ渚」)。内堀の水すべてが湖水だったわけではなく、この湧水を取り込んだ可能性がある。

中堀

彦根城周辺の地形は、南側の標高が高く、西の琵琶湖、北の松原内湖に近づくにつれて徐々に低くなっている。中堀沿いの標高をみると、南端の角の埋堀町付近が最も高く(89.0m)、北側の佐和口付近(87.4m)、西側の船町口付近(86.4m)はやや低い¹。その埋堀町は、築城以前から「盲亀ヶ渚」があったところである。中堀は、この湧水地を南端の角に設定し、より標高の低い佐和口方面と船町口方面へそれぞれ水が流れるようにつくられた。佐和口、船町口は土橋で、堀が区切られるようになっていたため、ここで水位に高低差を設け、土橋の下を通して水が流れ落ちる仕組みになっていたと考えられる。

また、松原内湖とつながっているため、湖水を取り込むことも可能だった。ただし、土橋で区切られている佐和口、船町口までしか湖水は行き渡らなかった。

外堀

外堀は、中堀と同様、湧水と湖水を水源としていた。芹川旧流路の一部を利用していることも特徴である(28ページ、図11「芹川旧流路復元図」)。

長光寺の裏手に「犀ヶ渚」があり、この付近が外堀の南端になっており、湧水を水源として利用している。また、慈眼院付近の「鐘ヶ渚」、円常寺町の「亀ヶ池」を堀に取り込んだ可能性がある。外堀沿いでは長光寺裏付近の標高が最も高く(90.3m)、切通口(87.9m)や長曾根口(86.1m)に向かって低くなっている。最大で約4mもの高低差があったのである。そのため、外堀の途中で水位に高低差を設けないと堀を維持できない。切通口、油懸口、高宮口、池須口、中藪口の土橋(一部木橋)が堀の役割を果たし、水位に高低差を設けながら、水が流れ落ちる仕組みになっていたと考えられる。

また、松原内湖とつながっているため、湖水も取り込まれていた。ただし、途中の土橋が堰のようになっていたため、切通口、中藪口までしか湖水が行き渡らなかった。

¹ 標高の数値は、国土地理院ウェブサイト「地理院地図」を開いて画面上で計測したもの。以下同じ。

現在、外堀は埋め立てられているため、水位に高低差を設ける仕組みがあったことを現地ではうかがい知ることはできないが、根拠となる史料として、明治 7 年の「犬上郡彦根町区分図」が挙げられる。この絵図では、松原口から中藪口にかけての外堀は水が満ちた状態で描かれているのに対し、中藪口から高宮口は水量が少ない状態で描かれている。高宮口周辺（土橋町）の外堀は、明治時代初期に埋め立てられている。そのため、中藪口方面へ流れる湧水の水量が減ったと考えられる。一方、中藪口から松原口にかけては湖水が流入するため、水が満たされている。この絵図から、湧水のみで賄われていた部分と湖水が行き渡っていた部分との境が中藪口であったことが分かる。

彦根城外堀と同様、水位に高低差を設けていた堀の事例としては、江戸城外堀が挙げられる。江戸城外堀は、彦根城をはるかに上回る最大約 20m の標高差があり、「水位の一番高い真田濠から棚田のように西から東へ、豊富な水がすべての濠を潤し低地に向かった」ことが分かっている。²

「御城下惣絵図」などの平面の絵図を見ると、三重の堀は松原内湖とつながっており、堀の水は湖水によって賄われていたように見える。しかし、実際には外堀の東端と西端で最大 4m の標高差があるため、湖水が全域に行き渡っていたわけではなかった。それを補うもうひとつの水源が湧水である。中堀と外堀は、築城以前からの湧水地を最高点に据え、高地から低地へ湧水が流れるように設計された。外堀の一部は、芹川旧流路をなぞるようにできている。

彦根城の堀は、地形の高低差、湧水地、旧流路という自然地形を利用してつくられたものであり、自然地形から得られる湖水と湧水を軍事的に利用した事例といえる。

軍事以外の堀の利用

堀は軍事的な目的によってつくられたものだが、江戸時代を通じて実際に戦いで使われることはなく、平時には様々な目的に使われていた。

長純寺前、外馬場町の外堀は、生簀として利用されていた。これは切通口と油懸口、高宮口の間の部分にあたり、湧水を水源とする範囲である。飼われていたのは、朝鮮通信使の応接のときに出す魚であった。そのため、堀での魚釣りは禁止されていたが、それでも魚が取り荒らされることがあり、監視役を巡回させていた。他にも、堀の水での洗い物や堀へのゴミの投棄を禁止する文書が残っている。

外堀にたまった藻や泥は、城下町周辺の村の百姓によって除去された。除去された藻や泥は、ゴミになるのではなく、肥料として使われていた。

² 陣内秀信＋法政大学陣内研究室編『水の都市江戸・東京』（講談社、2013 年）33 ページ。

（２）水上交通

前項では、湖水と湧水を内堀・中堀・外堀の水源として利用していたことを述べたが、湖水の利用は軍事的な面だけにはとどまらない。現在と違って鉄道もトラックもない時代において、大量の物資を効率的に輸送するには、船が最適の手段であった。琵琶湖の近くに城が築かれたことは、水上交通を効果的に使う必要があったことを示している。特に江戸時代は米を中心とする経済であり、大量の年貢米を輸送する必要があったことから、水運の重要性が高かった。

琵琶湖からの玄関口である松原湊、年貢米を収納した松原御蔵、城内と城下町の舟入とその機能を説明する。



【図３】彦根城の水上交通機能

松原湊の機能

まつばらみなと
松原湊は、彦根城に付属する湊である。彦根城築城以前から佐和山城の外港として機能していた湖上交通の要衝で、彦根城は松原湊を直接押える位置に築かれた。江戸時代を通じて、彦根藩領の湖上交通・物資輸送の拠点であり、琵琶湖と連続する軍事拠点でもあった。

松原村東側の松原内湖沿いには「水主町」が設けられ、藩の船奉行配下の水主が居住した。これは、藩直轄の水運組織である。松原村のうち、琵琶湖と松原内湖をつなぐ前川に接する地域は、「御除地」として年貢が免除され、藩の御用を担う船持が居住した。

彦根城本丸（第 1 郭）と松原集落の間にある島状の土地には、藩の「松原御蔵」が設けられた。藩主直轄地の村から徴収される年貢米はここに収納されていた。領内の村からの年貢米は、まず松原の民営の「米宿」（前川に面した土蔵）に送られ、保管された。そこで、松原御蔵に納める直轄地の年貢米と、藩士の屋敷に納める知行地の年貢米に仕分けされていた。

領内の村から松原湊までの年貢米の輸送は、主として水運が利用された。長曾根村など近隣の村からは、河川、外堀によって松原湊まで輸送することができた。遠方の村からは、宇曾川などの河川を船で琵琶湖まで下り、そこから松原湊まで輸送することができた。松原御蔵に集積された年貢米は、琵琶湖の水運を利用して大津蔵屋敷に送られた。米を中心とする江戸時代の経済において、琵琶湖の水運は重要な役割を果たしていたのである。



【写真 1】御城下惣絵図（部分）松原湊周辺（彦根城博物館蔵）

彦根城の舟入

彦根城本丸（第 1 郭）には御城米蔵があり、幕府からの預かり米 5 万俵を収納保管していた（現在の梅林）。ここには水門（埋門）が設けられており、内堀から直接船で搬出入することができた。

二の郭では、大手門と表門の間の広小路に舟入があり、内堀を船で移動できた。槻御殿

西端の舟入からは、直接松原内湖に出ることができた。これらの舟入は、藩主の移動に使われた。松原内湖に面したお浜御殿、清凉寺、大洞弁財天（長寿院）には舟入が備わっており、藩主は彦根城から船で移動した。

城下町の舟入

城下町には、内船町、外船町の 2 箇所に舟入が設けられていた。琵琶湖からの物資は、2 つの舟入から城下町にもたらされた。

内船町の舟入には、松原湊から堀を通して船で移動できた。

外船町の舟入には、松原湊から松原内湖を経て船で移動できた。舟入は彦根道（中山道と彦根城下町を結ぶ道、朝鮮人街道と重なる）に接しており、水陸交通の結節点として機能していた。

3 17世紀半ば以降の水利用

彦根城の築城にあたって、堀の水として湖水と湧水が使われ、琵琶湖の水運が利用された。17世紀半ば以降になると、城の役割は次第に変化し、庭園がつくられるようになった。

本丸（第1郭）の山麓につくられた表御殿^{おもてごてん}の庭園、二の郭（第2郭）の槻御殿^{けきごてん}とそれに隣接する玄宮園^{げんきゅうえん}、城外の琵琶湖畔につくられた松原下屋敷（お浜御殿）庭園である。これらの庭園の池には湖水と湧水が引き込まれ、水は文化的に利用されるようになった。

（1）水道による庭園への導水（表御殿・槻御殿・玄宮園）

表御殿庭園、槻御殿庭園（楽々園）、玄宮園の池へは、油懸口御門付近の外堀から、水道を敷設して水を引き入れていた。水源は犀ヶ渚の湧水であり、湖水が流入しない範囲であるため、湖水は含まれていない。

2種類の絵図

水道の経路を描いた絵図として、「城下水道図」^{じょうかすいどうず}（彦根市立図書館蔵）、「御樋筋絵図」^{おんひすじえず}（彦根城博物館蔵）の2種類が伝えられている。

「城下水道図」（29ページの写真12、30ページの図12）は、文化元年（1804）に作られたもので、3本の経路（石樋筋、竹樋筋、新樋筋）が描かれている。3本とも表御殿に給水されているが、「石樋筋」のみ途中で分岐し、玄宮園方面へ向かっている（玄宮園までは描かれていない）。「石樋筋」と「竹樋筋」は油屋町^{あぶらや}と上片原町^{かみかたはら}を経由するのに対し、「新樋筋」は元安養寺町^{もとあんようじ}を経由する別のルートを採用している。

「御樋筋絵図」（29ページの写真13、31ページの図13）は、年代不詳であるが、絵図に記された武家屋敷の家主名を「侍中由緒帳」と突き合わせると、天保11～13年（1840～42）の範囲まで推定年代を絞り込むことができた。「城下水道図」の約40年後に作られたということが分かる。描かれているのは2本の経路（石樋、樋）である。「石樋」は、油屋町と上片原町を経由し、玄宮園と槻御殿へ給水している。「樋」は、外堀の土塁に沿って敷設され、木俣屋敷前で2本に分岐し、それぞれ表御殿と槻御殿へ給水している。総延長は「石樋」の方が長く、634間5尺（約1140m）である。

このように、異なる素材によって、複数の経路からなる水道がつくられていた。2種類の絵図では約40年の時期差があるが、異なる経路をたどっている。これは、何度も修理したり、新しい技術によって新設したり、古い経路を廃止したりということを繰り返しながら、水道を維持していたことを示唆している。

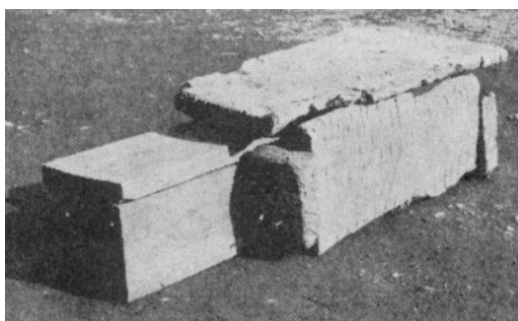
「城下水道図」の「新樋筋」は、その名称から文化元年に近い年代の新設と分かるが、「石樋筋」や「竹樋筋」が最初につくられた年代は不明である。表御殿ができたのは元和年間

(1622 年頃) だが、庭園はその当時からあったわけではなく、既存の建物を廃して江戸時代後期につくられたと考えられている。槻御殿、玄宮園は、延宝 5 年(1677) に造営が始まり、同 7 年に完成したと伝えられている。水道以外に池へ給水する方法がないことから、そのころには最初的水道ができていたと考えるのが自然であろう。

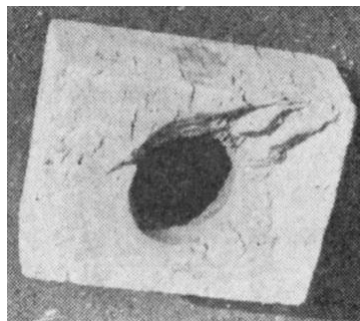
水道の設備

水源となる油懸口御門付近の外堀には、元^{もと}枥^{ます}という取水装置が設けられていた。水道管は樋と呼ばれ、駒によって接続されていた。樋筋の要所には、いったん水を貯め、水压を調整する装置である枥が設けられた。

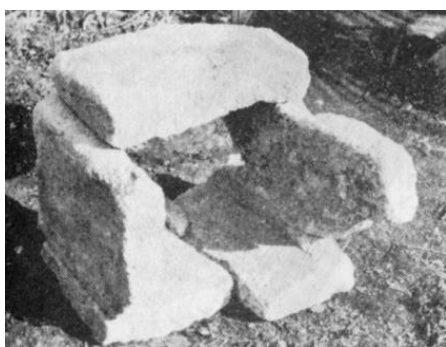
これまでの出土事例から、樋の種類(素材)には、木樋、竹樋、石樋、瓦樋があったことが分かっている。木樋の一部と枥は、昭和 32 年 7 月、油屋町で出土した(写真 2)。竹樋に接続する丸枥と駒は、昭和 32 年 7 月、油屋町で出土したが(写真 3)、竹樋部分は腐食して残っていなかった。石樋は、昭和 32 年 7 月、油屋町で出土した(写真 4)。瓦樋は、昭和 10 年頃、二番町付近で出土した(写真 5)。「城下水道図」の「新樋筋」、「御樋筋絵図」の「樋」は素材が記されていないが、出土事例から、木樋または瓦樋と考えられる。



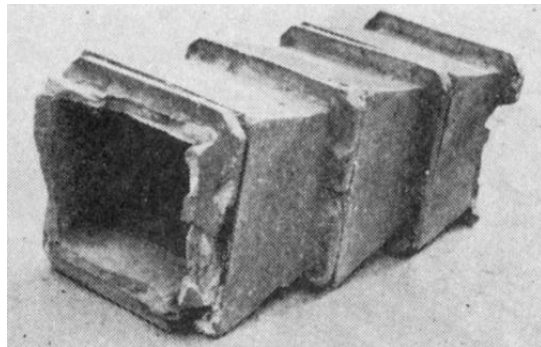
【写真 2】木樋枥と管



【写真 3】竹樋駒



【写真 4】石樋



【写真 5】瓦樋(以上、『彦根市史』上冊より)

逆サイフォンの原理

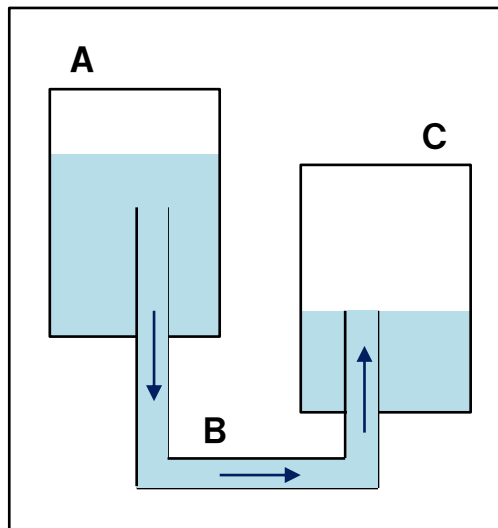
この水道が機能するための重要な原理は、「逆サイフォンの原理」と呼ばれるものである。逆サイフォンの原理とは、高い場所にある水を、一旦低い位置に下げてから、最初よりも低い場所に移す原理である。図 4 のような装置を作った場合、C の水面が A と同じ高さに

なるまで、水面が上昇する。ただし、管Bが密閉され、水で満たされている必要がある。

逆サイフォンの原理の利用

図4を実際の水道に当てはめると、Aは元枿(油懸口)、Bは樋筋、Cは庭園の出水口にあたる。逆サイフォンの原理が成り立つには、Aの水位がCよりも高くなければならないので、元枿の水位が、庭園の出水口(C)より高いということになる。つまり、外堀(油懸口～高宮口)の水位は、玄宮園より高いということである。

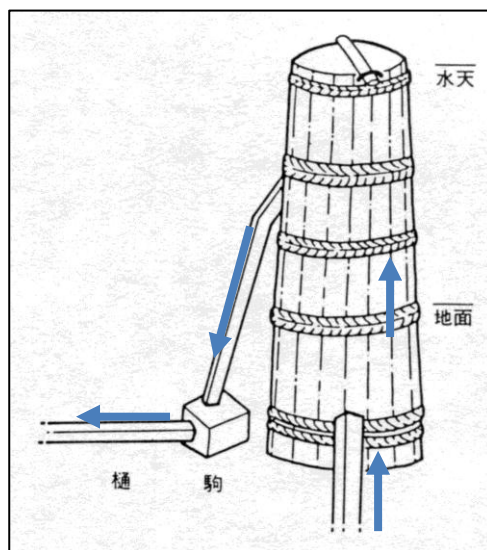
参考までに、実際の標高をみると、油懸口付近が89.3mであるのに対し、出水口のある表御殿庭園付近は87.7m、玄宮園の杜若沼付近は86.9m、楽々園庭園の築山付近は87.1mである。江戸時代の堀の水位と一致するものではないが、油懸口付近の方が高く、玄宮園の方が低いという地形であることは疑いなく、こうした自然の高低差を利用して水道がつけられた。



【図4】逆サイフォンの原理

(参考) 現在の標高データ(国土地理院ウェブサイト「地理院地図」より)
油懸口付近 89.3m、第1枿付近 87.9m、第2枿(いろは松)付近 87.5m、
第3枿(佐和口)付近 87.8m、第4枿(木俣屋敷前) 87.3m、裏門付近 88.4m、
表御殿庭園付近 87.7m、玄宮園杜若沼付近 86.9m、楽々園庭園築山付近 87.1m

逆サイフォンの原理を利用した装置が、^あ上げ枿である。「城下水道図」によると、新樋筋の経路上の4か所に上げ枿が設けられていた。図5は「城下水道図」をもとにした復元図で、これによると半分近くは地面の下に埋められ、もう半分が突き出していたことが分かる。「水天」とは、元枿の水位(外堀の水位)のことである。樋筋を流れてきた水が枿内に入ると、逆サイフォンの原理により元枿の水位まで上昇可能なことを利用して、枿内で水位を引き上げ、水落口から流れ落ちるという仕組みである。これを要所に設けることで、水の流れに勢いをつけていたとみられる。



【図5】上げ枿(谷口徹「表御殿の上下水システム」より)

表御殿での水の利用

水道によって引き込まれた水は、表御殿でどのように利用されているのだろうか。表御殿跡は 1983 年から翌年にかけて発掘調査が行われ、水の流れについても明らかになっている。図 6 は発掘調査の成果に基づく表御殿庭園の遺構測量図、写真 6 の「表御殿御庭絵図」（彦根城博物館蔵）は江戸時代後期の表御殿庭園を描いたものである。

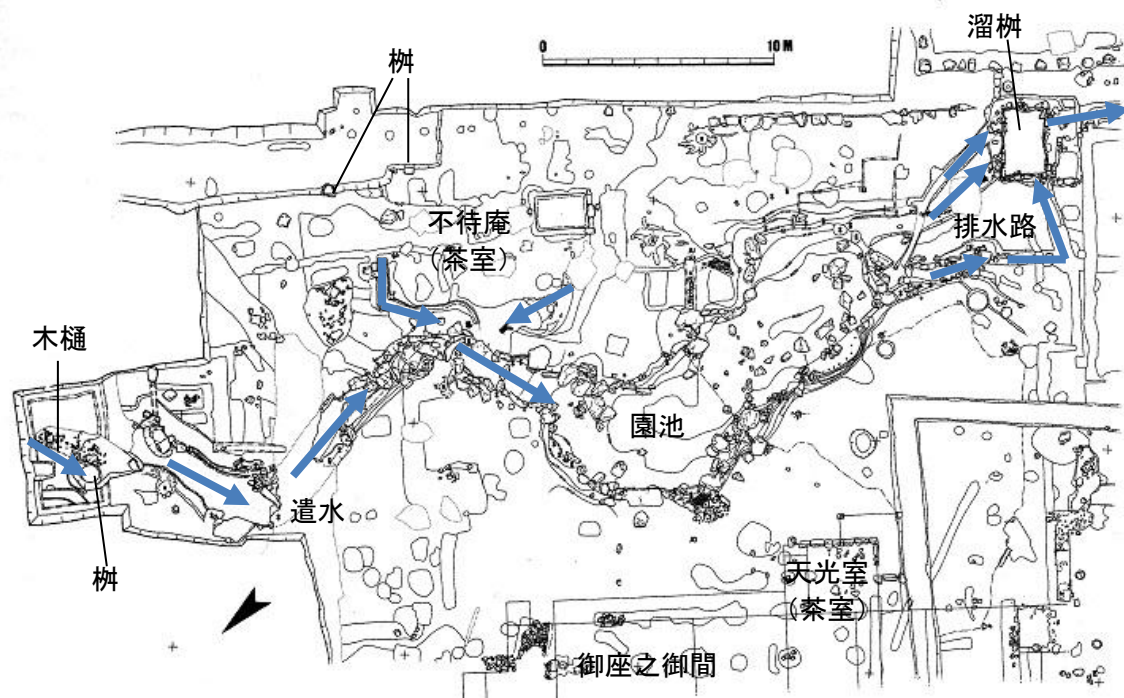
「御樋筋絵図」によると、裏門から表御殿の敷地内に入った木樋は、土居に沿って庭園の方向へ伸び、不待庵（茶室）の脇を流れる漆喰製の水路から池へ流れていた。発掘調査では、2 本の漆喰製の溝状遺構と漆喰枡を検出している。「表御殿御庭絵図」を見ると、不待庵の脇の水路が確認できる。

発掘調査では、これとは異なる経路も発見されている。「御樋筋絵図」「表御殿御庭絵図」にはない経路で、絵図の制作より後の年代（幕末期）に庭園の改修が行われたと考えられる。改修後の庭園では、北東方向に遣水が付け加えられており、遣水の端に木樋、枡の痕跡が検出された。発掘調査の報告書³では、この枡は上げ枡であろうと推定されている。そうすると、木樋から送られてきた水が上げ枡にたまり、逆サイフォンの原理により水位を上げ、地上のある程度高い位置に出水口を設けて落としていたということになる。この装置を石組で隠すと、岩の合間から水が流れ落ちる滝の景観を演出することができる。

池からの排水路は 3 本検出されており、途中で付け替えられたものとみられる。最も新しい水路は漆喰管の暗渠である。この排水路を流れた水は、溜枡にたまるようになっていた。溜枡は 1 辺 2.9m×1.7m、深さ 1.0m の石組み施設で、汚泥を沈殿させる役割を果たした。防火用水の側面があった可能性も考えられる。溜枡を出た水は石組み暗渠・漆喰管を流れ、最終的には内堀へ流入していた。内堀へ排水する前に、溜枡で汚泥を沈殿させることで浄化していたことが分かる。

表御殿内では、中心となる庭園の池だけでなく、坪庭の池へも給水されていた。表御殿の坪庭十数箇所のうち、3 箇所に 5 基の漆喰池があり、そのうち 2 箇所 4 基で竹樋の痕跡が検出されている。ここでは、竹樋に粘土を巻いて漏水を防いでいた痕跡が見つかっている。

³ 『特別史跡彦根城跡表御殿発掘調査報告書』（彦根城博物館、1988 年）、62 ページ



【図6】表御殿庭園遺構測量図

(『特別史跡彦根城跡表御殿発掘調査報告書』より。一部加筆。)

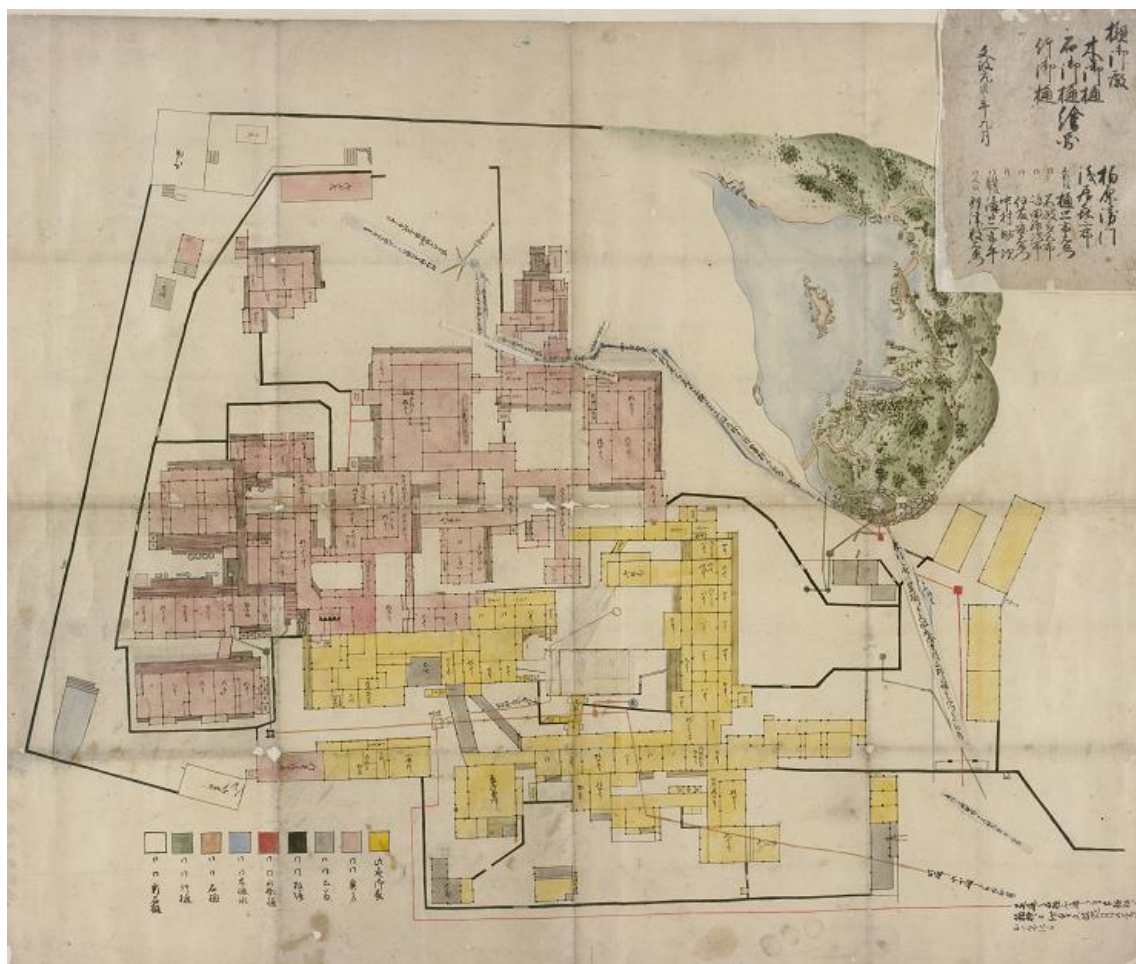


【写真6】表御殿御庭絵図（彦根城博物館蔵）

槻御殿（楽々園）での水の利用

現在、^{げんきゆうらくらくえん}玄宮楽々園と呼ばれている庭園のうちの楽々園は、延宝 5 年（1677）から同 7 年にかけて造営された槻御殿である。文化年間、^{い い なおなか}井伊直中により拡張され、玄宮園の西端を取り込んで庭園がつくられた。この庭園は、奥向の御書院棟から眺めるように設計されており、回遊式庭園ではない。玄宮園とは塀で仕切られ、明確に区別されていた。現在は枯山水になっているが、これは明治時代以降の姿で、本来は池泉式庭園だった。

「御樋筋絵図」によると、「樋」と「石樋」の 2 本の樋筋が槻御殿の中に引きこまれている。文政元年（1818）9 月の「槻御殿木御樋石御樋竹御樋絵図」（彦根市立図書館蔵、写真 7,8）によると、塀重門（槻御殿の正門）から引き込まれた樋筋は、庭園の築山に設けられた枿につながり、石組から滝のように水が池へ流れ落ちる仕組みになっていた。築山や石組の高さまで水を引き上げるのには、逆サイフォンの原理が使われていた。



【写真 7】 槻御殿木御樋石御樋竹御樋絵図（彦根市立図書館蔵）

玄宮園での水の利用

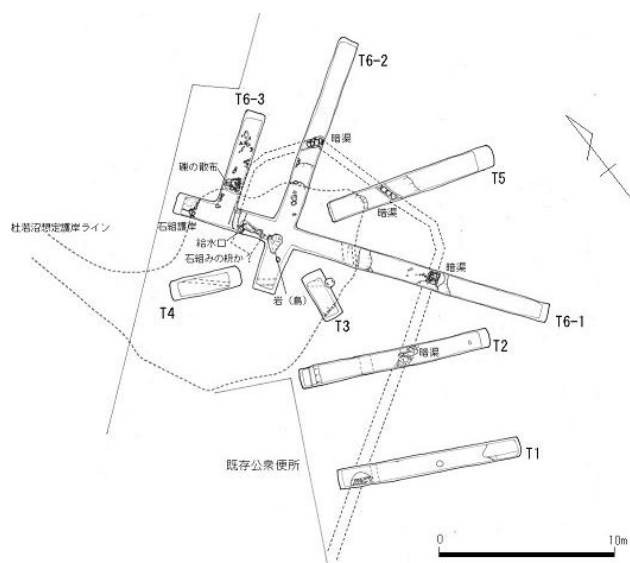
玄宮園は、延宝 5 年（1677）から同 7 年にかけて造営された大規模な池泉回遊式庭園である。「御樋筋絵図」によると、「石樋」が園内に引き込まれ、池の東端部分に水が流れるようになっていたことが分かる。「玄宮園図」（彦根城博物館蔵、写真 8）をみると、この池の東端部分は「杜若沼」^{かきつばたぬま}（写真 9）であることが分かる。

杜若沼跡とその周辺は、平成 20 年（2008）に発掘調査が行われている（図 7）。樋筋の遺構としては、漆喰タタキの暗渠状^{あんきょ}の遺構が検出された。この暗渠は、杜若沼の中心に向かって螺旋を描くように下がっていく経路をとっており、急激な傾斜変換を防ぎ、安定的に流すための工夫だと考えられる。給水口の直前になって竹樋または木樋に変わり、給水口から杜若沼の中の石組の榦へ水が流れる。漆喰タタキの暗渠から竹樋または木樋に変わるのは、気密性を高めて逆サイフォンの原理を使えるようにするためだと考えられる。石組の榦へ流れたとき、逆サイフォンの原理により水が上昇し、沼から水が湧き出しているように見える効果を狙ったものである。

杜若沼から湧き出した水は、遣水^{やりみず}を流れ、玄宮園の中心をなす池である魚躍沼^{ぎょやくしゅう}へと流れ込む。遣水は、溪流をイメージした水路で、両岸に石組、底に割石が施されていた。途中、田にも給水された。



【写真 8】玄宮園図（彦根城博物館蔵）



なぜ水道が必要だったのか

このように、外堀の油懸口御門付近に元枿を設けた水道は、表御殿、槻御殿、玄宮園に引き込まれ、それぞれの庭園に給水されていた。水を得る手段として水道を作らなければならなかったのはなぜだろうか。

必要とされたのは、大量の水を庭園の池に引き込み、その水が循環するようにすることである。水の流れをつくることが作庭の基本とされたからである。表御殿と玄宮楽々園の周辺には、他に①井戸水、②内堀の水、③松原内湖の水が存在するが、①井戸水では大量の良質な水を得ることができず、常に水を流しておくことができない。②内堀の水は、表御殿や玄宮楽々園よりも低い位置にあるので、引き上げることはできない。③松原内湖の水は、玄宮園に引き入れ、後述するお浜御殿のような汐入式にすることができたかもしれないが、水位の高低差がなく、水の流れをつくることができない。

水の流れをつくるには、水位の高いところから導水する必要があった。表御殿や玄宮楽々園との十分な高低差があり、大量の水を導水することのできる場所が、油懸口御門付近の外堀だったのである。水源は犀ヶ淵の湧水であるため、良質な水を供給することが可能だった。

水道による庭園への導水は、湧水の文化的利用といえる。庭園に引き込まれた水は、水の流れをつくり、清浄さを表現していた。表御殿や槻御殿の庭園では滝から水が流れ落ち、玄宮園の杜若沼では水が湧き出す様子が演出された。湧き出した水は遣水から池へ流れ、そこでは島や州浜など自然の景観や四季の移ろいが再現されていた。庭園の主眼は自然を再現することであり、そのために水の流れは不可欠だった。それを可能にしたのは、逆サイフォンの原理を利用した人工的な水利技術だったのである。

玄宮園からの眺望としての松原内湖

庭園への導水とは異なる水の文化的利用として、松原内湖の景観が玄宮園からの眺望として意識されていたことが挙げられる。

「玄宮園図」(18 ページの写真 8) には、涵虚亭^{かんきょてい}(北端の茶屋)からの眺望について「此亭面東北西遠山湖水絶景」、臨池閣^{りんちかく}からの眺望について「此所江薩埵林^{さつたりん}之左右江古城并東南之遠山移如苑内在」、鳳翔台^{ほうしょうだい}からの眺望について「此所江伊吹山飛梁溪江移如苑内」と記載されている。玄宮園の東側から北側にかけての松原内湖(「湖水」、佐和山(「古城」、伊吹山などの遠くに見える山々の景観が玄宮園からの眺望として成立していたことが分かる。涵虚亭、臨池閣、鳳翔台はいずれも茶会に使われたので、これらの眺望は、茶会の際の景色として場を演出する要素だったといえる。

飛梁溪は、水が流れているのではなく、砂によって水の流れが表現されていた。鳳翔台から池越しに望むと、遠くの伊吹山から雪解け水が流れ、池(魚躍沼)に注いでいるように見えた。

庭園は自然の景観を再現したものだが、園内で完結していたのではなく、園外に広がる現実の自然との連続性を持っていた。その中で、松原内湖の眺望が意識され、園内の造作が伊吹山からの水に見立てられていた。水の景観は、玄宮園の表現した世界を考える上で重要な意味を持っていたのである。

（２）湖からの庭園への導水（お浜御殿）

お浜御殿での水の利用

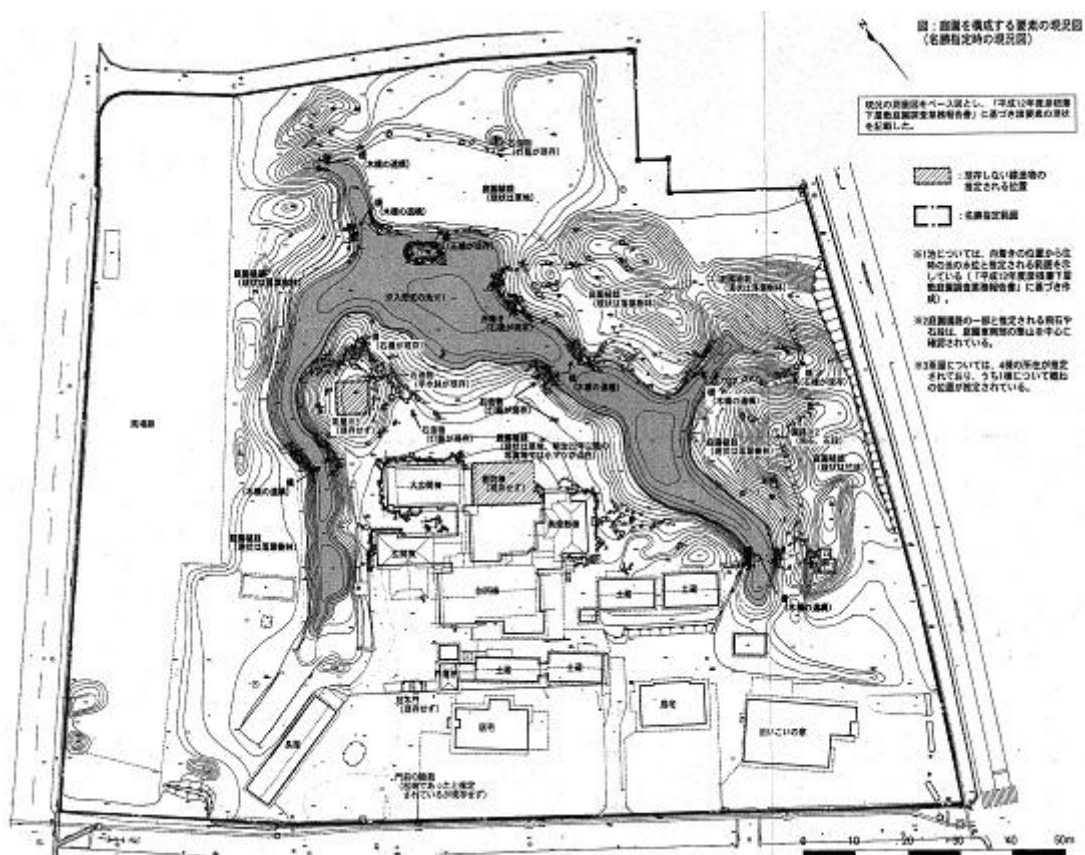
松原下屋敷（お浜御殿）は、文化 7 年（1810）頃、井伊直中により造営された下屋敷で、池泉回遊式庭園を有している。彦根城下町に隣接する松原村に位置しており、ここは琵琶湖と松原内湖を画する浜堤にあたる。浜堤上に位置し、城下町の湧水地から離れているため、玄宮園のように高いところから水道で導水などの方法を取ることができない。そのため、湖から水を引き入れるという手段が取られている。

お浜御殿の南側には、琵琶湖と松原内湖をつなぐ水路（三ツ川）があった。「御城下惣絵図」（彦根城博物館蔵、写真 10）によると、池の両端に導水路があり、いずれもこの三ツ川につながっている。琵琶湖より松原内湖の水位が高く、松原内湖から琵琶湖へ向かって川の水が流れるため、その途中で三ツ川からお浜御殿庭園の池へ流れ込み、池から三ツ川を経て琵琶湖へ排水するという流れをつくることができた。

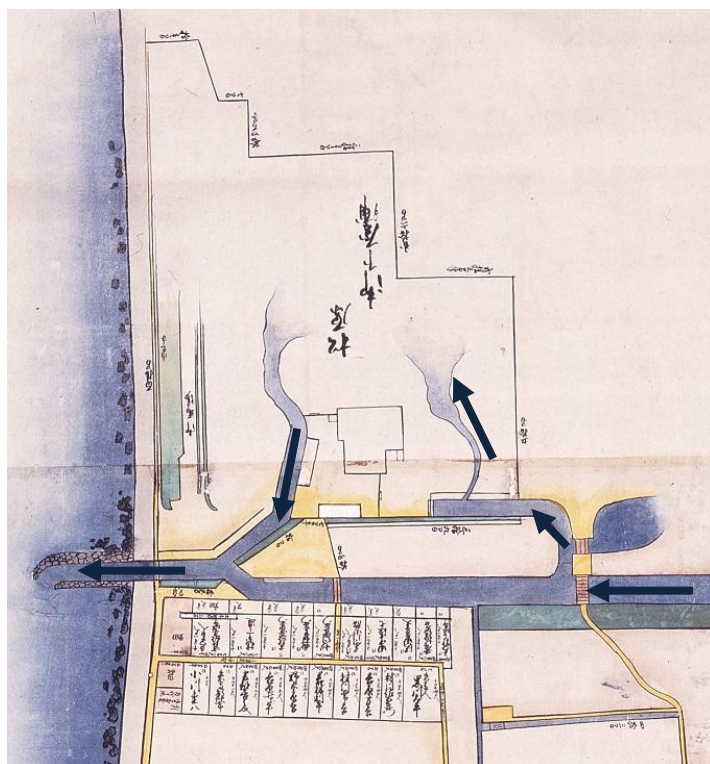
お浜御殿庭園は、松原内湖と琵琶湖に挟まれているという浜堤の立地をいかして水の循環を実現していた。立地条件に応じて、最適の導水手段を採用しているといえる。

海の水を引き入れた庭園を汐入式しおいりといい、旧浜離宮庭園（東京都）、養翠園ようすいえん（和歌山県）が現存しているが、淡水による汐入式の庭園はお浜御殿が唯一である。池の水位は、琵琶湖の水位の変化に連動していた。

汐入の手法による庭園への導水は、湖水の文化的利用といえる。琵琶湖畔という自然環境を利用し、庭園内に水を循環させ、汀線の変化を含めた自然景観を再現していたのである。



【図8】お浜御殿現況図（名勝指定時）（『名勝旧彦根藩松原下屋敷保存管理計画』より）



【写真10】御城下惣絵図（部分）お浜御殿周辺（彦根城博物館蔵）

（３）その他の庭園への導水

城下町外周部に立地する重臣下屋敷での水の利用

表御殿・槻御殿・玄宮園・お浜御殿といった城主による庭園ほか、城下町の外周部には、重臣の下屋敷の庭園がつくられた。「御城下惣絵図」をもとに、これらの庭園の立地を示したものが図 9 で、A～G 群に分類することができる。⁴

A 群は、城主の下屋敷であるお浜御殿とその南側に立地する木俣家下屋敷である。木俣家下屋敷は遺構が残っていないが、お浜御殿と同様、琵琶湖・松原内湖から給水していたと考えられる。

B 群は、水道により給水していた表御殿・槻御殿・玄宮園である。

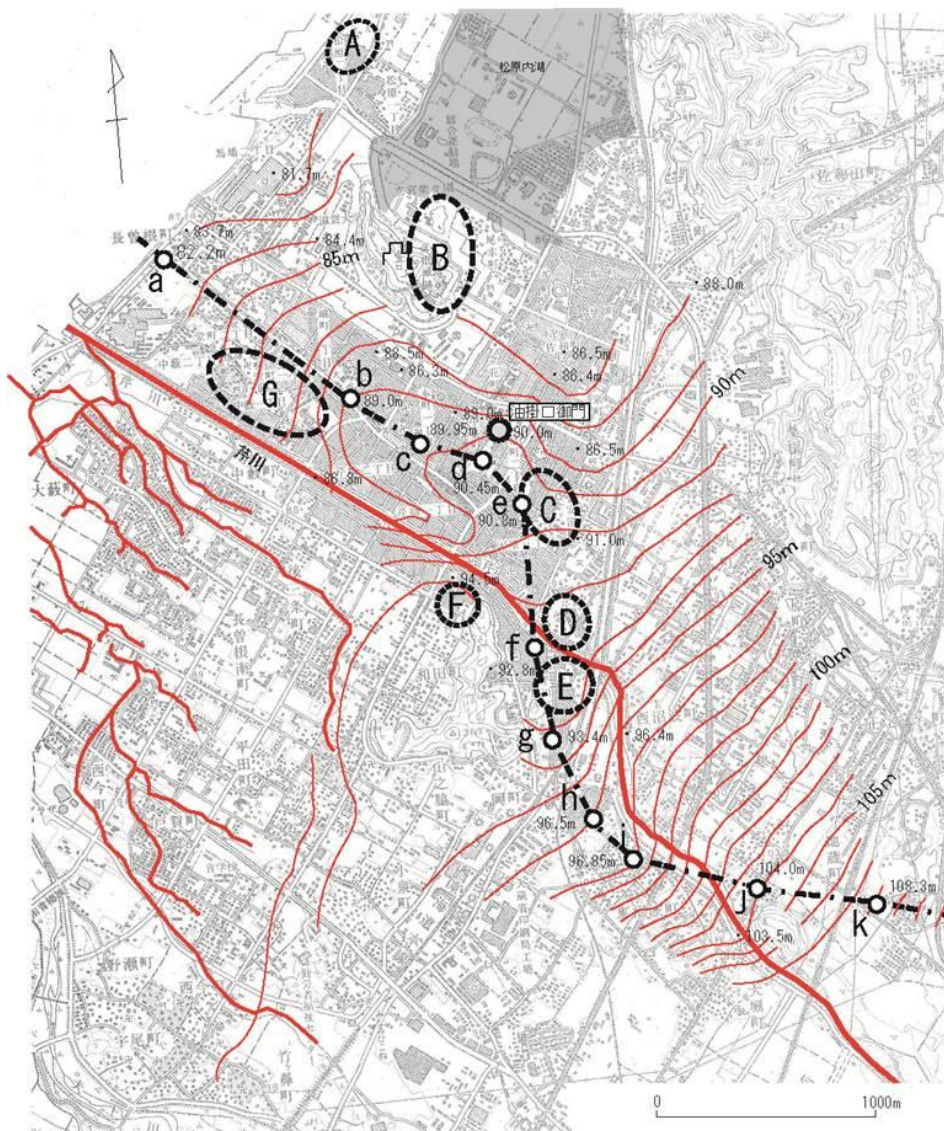
C・D 群は、^{やすきよしんやしき}安清新屋敷町、大橋村などの重臣下屋敷である。現在、天理教彦根分教会の敷地内に脇家下屋敷庭園が唯一残っている。芹川旧流路に位置しており、湧水が豊富な地域であることから、湧水によって給水していたと推測できる。C 群周辺の地下水位が高かったことは、図 9,10 からもうかがえる。

E・F 群は、^{おおはしなか}大橋中村、^{ごさんじょう}後三条村などの重臣下屋敷である。湧水地とは芹川で隔てられているため、芹川から水路を引いて給水していたことが考えられる。下屋敷の遺構は現存していないが、芹川から後三条村へ引いた用水（後三条川）が現在も残っている。

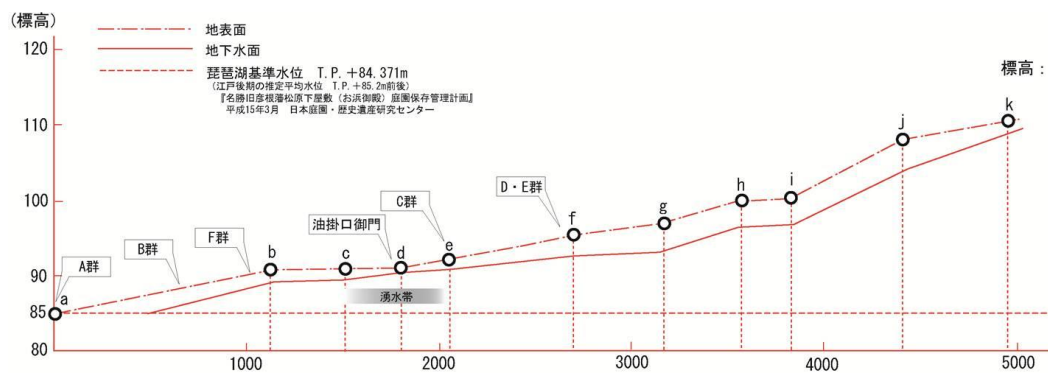
G 群は、^{いけす}池須町、^{なかやぶ}中藪村などの重臣下屋敷である。「御城下惣絵図」により、外堀から水路を引いて給水していたことが読み取れる。

湖水、水道、湧水、河川水というように、地形的な立地環境に応じた水利のバリエーションが存在する。水利方法は、水源となる河川や湧水との距離に規制を受けていることが分かる。

⁴ 三尾次郎「武家下屋敷の分布から見た彦根城下町の水利について」（『淡海文化財論叢第 4 輯』淡海文化財論叢刊行会、2012 年）



【図 9】地下水位等高線図（A～G は下屋敷の分布）



【図 10】地表面高に対する地下水面の高さ（図 9 の一点破線の断面）
 （三尾次郎「武家下屋敷の分布から見た彦根城下町の水利について」より）

（４）生活用水の利用

城主の生活空間では、庭園の池への導水のほかに、生活用水としての水が利用されていた。城下町を含めて、生活用水がどのように確保されていたのかを確認する。

表御殿の生活用水

表御殿跡では、発掘調査により、表向に 4 基、奥向に 6 基、合計 10 基の井戸が確認されている。井戸水は、飲料水、湯殿への給水など、生活用水として使われた。

表向の番所付近の井戸は、隣に客殿があるため、人馬の飲料などに使用されたと考えられる。奥向の馬場に位置する井戸も同様である。表向の料理之間や台所付近の井戸は、表向の調理補給のために使われた。奥向に分布する複数の井戸は、奥向の調理補給のほか、湯殿や釜屋への給水に使われた。茶室「間適軒^{かんてきけん}」の前庭の井戸は、庭の景色を添えるためのものである可能性がある。⁵

同時期にこれらすべての井戸が使われていたわけではないが、表御殿内の水を必要とする場所には井戸が設けられていることから、生活用水は井戸によって賄われていたことが分かる。表御殿では、井戸水の利用を基本としながら、大量の水を必要とする庭園にのみ水道水が使われていたということになる。

城下町の生活用水

城下町の生活用水も、主に井戸によって賄われていたと考えられる。

ただし、城下町内でも地域によって水質・水量に差があったことが分かっている。昭和 31 年に彦根市衛生課が実施した水道設置にあたっての全世帯への調査によると、北新町・北組・小道具町・上新屋敷町・外船町など、彦根駅前にあたる地域では、「カナケが多い」という回答が 60%を超えている。一方、川原町・土橋町・袋町・伊賀町などの地域では、「カナケが多い」という回答は 5%以下であり、水量・水質がよかったことがうかがえる。ここは外堀の水源となる湧水地の周辺である。図 9,10 でも、地下水位が高い地域であることが分かる。

城下町の水道（下瓦焼町）

城下町の生活用水が井戸水を基本としていた中で、例外的に水道を敷設していたのが下瓦焼町（現在の旭町）である。宝暦 5 年（1755）、藩の許可を得て、下瓦焼町の町人によって水道が敷設された。

水源は安養寺仲町（現在の京町一丁目）の湧水である。上記昭和 31 年の調査では、下瓦焼町は「水質が良い」48%、「カナケが多い」48%に対し、安養寺仲町は「水質が良い」80%、「カナケが多い」8%だった。標高は、2～3m 程度、安養寺仲町の方が高い。導水可

⁵ 谷口徹「表御殿の上下水システム」（『彦根城博物館研究紀要 2』彦根城博物館、1991 年）

能な近隣の地域の中で、水質が良い湧水が得られるところ選ばれている。

水道の全長は約 800m で、竹樋を駒で結合して用い、要所には丸樋が設けられた。下瓦焼町の各戸に給水され、井戸から汲み上げるようになっていた。藩が敷設した水道ではなく、町人が自らの手で敷設したもので、町内で取り決めをして運用していた。この水道は、昭和 30 年代に現在の上水道が建設されるまで、修復を繰り返しながら利用されていた。

城下町の排水路

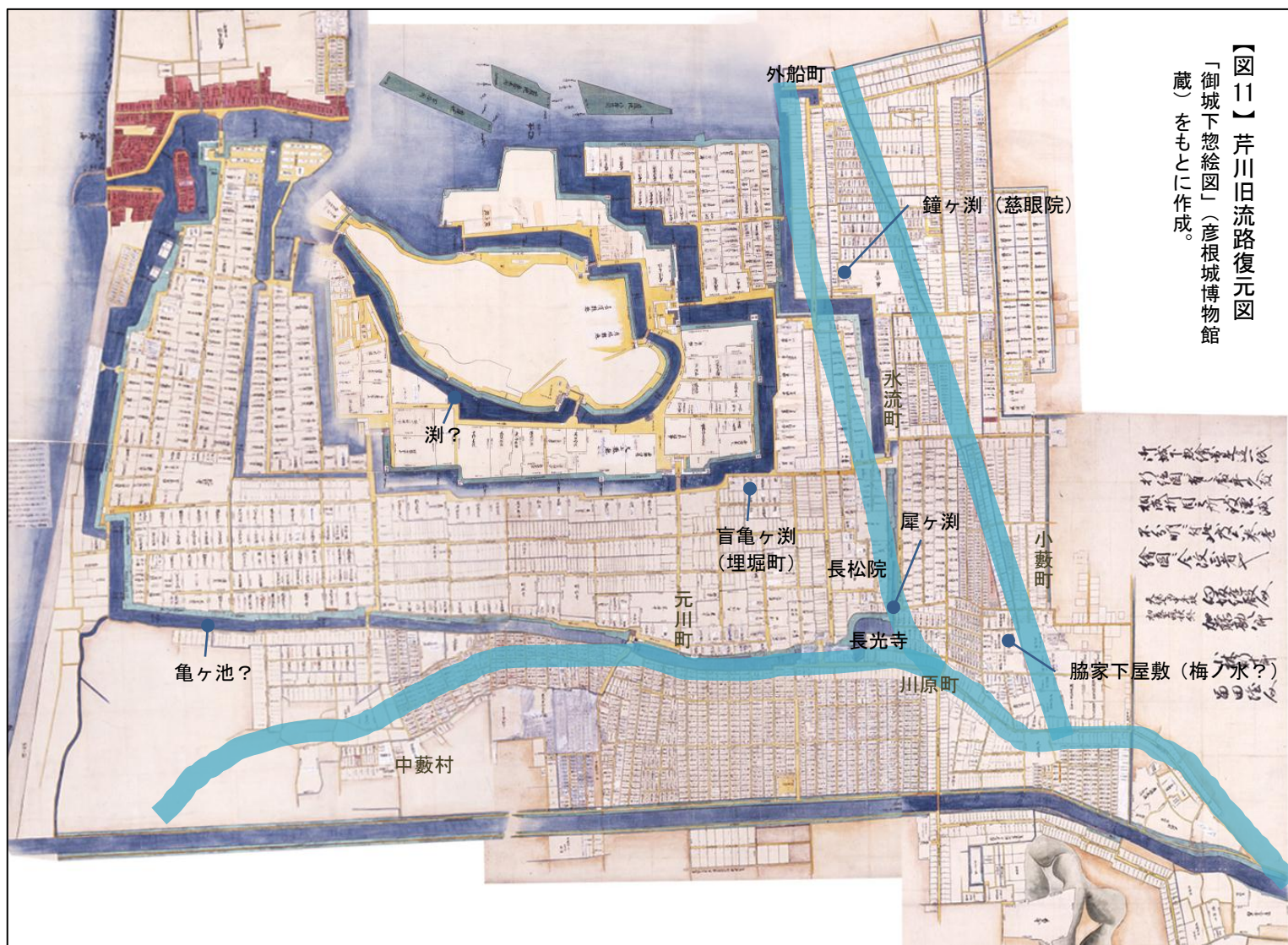
「御城下惣絵図」によると、城下町の大部分の地域には、屋敷と屋敷が背中合わせになったところに水路が通っていた（背割水路）。これは排水のために設けられた水路で、堀や河川に流入していた。

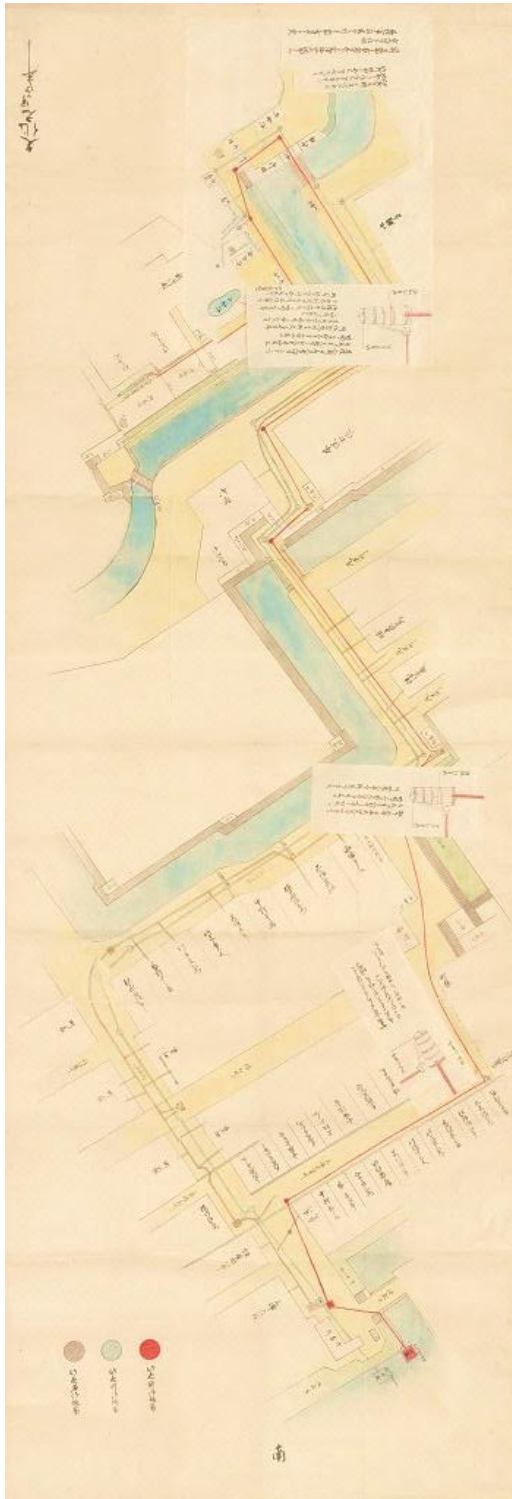
排水路は、上番衆町かみばんしゅうから下瓦焼町しもかわらやきにかけての地域、足軽の池須町組いけすから中藪組なかやぶにかけての地域には特に多く設けられていた。これらは芹川旧流路の周辺地域にあたり、地下水位が高いため、排水路は湿気抜き役を果たしていた。



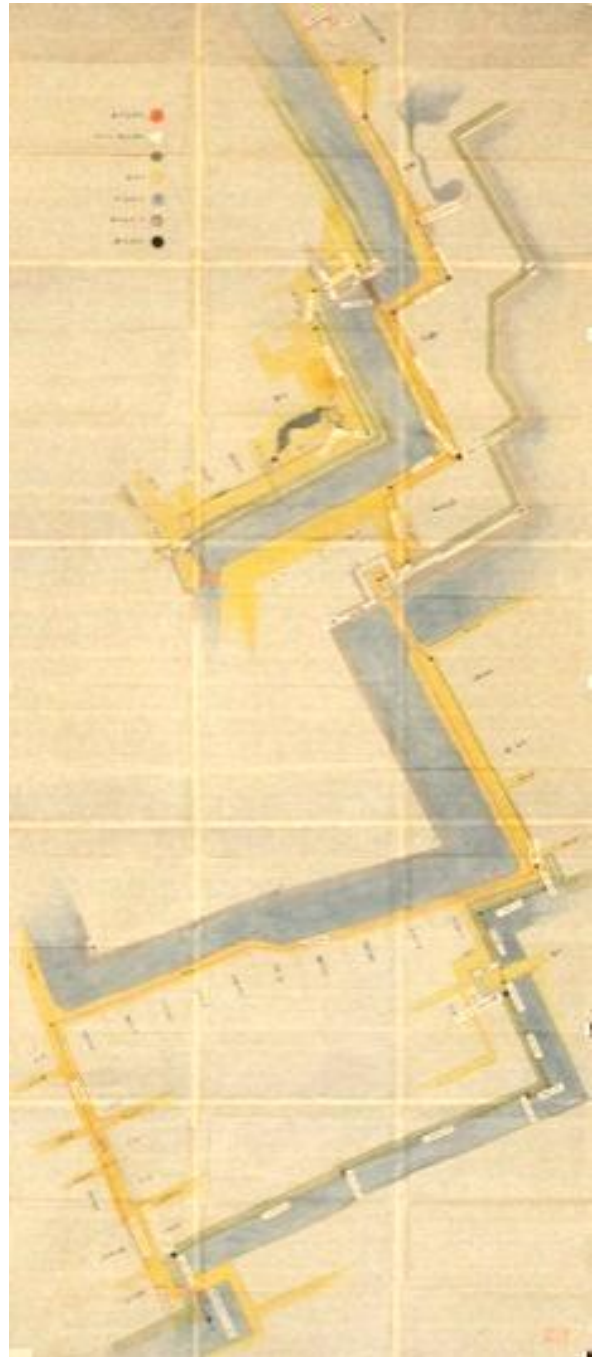
【写真 11】彦根御山絵図（彦根市立図書館蔵）

築城以前の彦根の姿を描いた「彦根古図」のうちの1つ。「彦根古図」は、井伊直政が彦根の領地を拝領した際に、井伊家の家臣である花居清心によって作製された。原図は伝わっておらず、模写図とされるものが複数現存している。「彦根御山絵図」は、永禄年間（1558～70）【上図】と慶長5年（1600）の関ヶ原の戦い直後【下図】の様子をそれぞれ描いたもの。





【写真 1 2】城下水道図
(彦根市立図書館蔵)



【写真 1 3】御樋筋絵図
(彦根城博物館蔵)

4 総括

彦根城周辺の地形は、湖、独立丘陵、沖積平野という 3 つの要素によって形成されている。彦根城は独立丘陵（彦根山）を中心に築かれ、琵琶湖から得られる湖水、沖積平野から得られる湧水を堀の水源とするなど、3 つの要素を有効に生かしている。

築城当初は、水の軍事的利用（堀）、経済的利用（松原湊や舟入など水上交通）がみられたが、17 世紀半ば以降、文化的利用（庭園）が加わるようになった。湧水は水道設備によって表御殿、槻御殿、玄宮園に引き込まれ、湖水はお浜御殿庭園に引き入れられた。それらの庭園では、水によって自然の景観が再現されていた。池、滝、沼、島、州浜、水田などである。水を生かしたこれらの景観は、四季の移ろいを表現するものであった。

領民は、稲作の周期にみられるように、四季の移ろいととも生活している。城主の庭園は、城内の生活空間の中に人工的な自然、四季の移ろいを取り込んだものであった。また、庭園の中で景観が完結していたのではなく、園外に広がる現実の自然との連続性を持っていた。城主も領民も同じように四季を感じ、自然と共生しながら生活していたのである。玄宮園に設けられた水田は、それを象徴的に示したものといえる。

庭園の中でそうした自然を再現するために、水を取り込むことは不可欠だった。それを可能にしたのは、自然地形や逆サイフォンの原理を利用した人工的な水利技術であった。

彦根城は、湖水と湧水の両方を軍事的、経済的、文化的に活用した城であり、水を最大限に利用するための都市設計が行われていたことを示す資産である。特に文化的活用に必要な特色があり、文化と自然を巧みに生かし、社会の秩序と安寧を創出していた。

参考文献

『彦根市史』上冊（彦根市、1960 年）
『新修彦根市史 第 2 巻通史編近世』（彦根市、2008 年）
『新修彦根市史 第 10 巻景観編』（彦根市、2011 年）
『彦根市の上水道』（彦根市衛生課、1957 年）
『彦根市の自然―地形・地質編―』（彦根市役所生活環境課、1987 年）
『特別史跡彦根城跡表御殿発掘調査報告書』（彦根城博物館、1988 年）
『彦根の歴史ガイドブック』（彦根城博物館、2001 年）
『名勝旧彦根藩松原下屋敷（お浜御殿）庭園保存管理計画』（彦根市教育委員会、2003 年）
『名勝玄宮楽々園範囲確認調査報告書』（彦根市教育委員会、2011 年）
『彦根市文化財年報』平成 22 年度（彦根市教育委員会文化財部文化財課、2012 年）
『彦根城』（彦根市教育委員会文化財部、2014 年）

矢守一彦『城下町』（学生社、1972 年）
西野麻知子・浜端悦治編『内湖からのメッセージ』（サンライズ出版、2005 年）
法政大学エコ地域デザイン研究所編『外濠―江戸東京の水回廊』（鹿島出版会、2012 年）
陣内秀信＋法政大学陣内研究室編『水の都市江戸・東京』（講談社、2013 年）

小林弘「彦根城の水道」（『彦根郷土史研究 2』彦根史談会、1957 年）
小林弘「藩政時代の水道（2）水道遺跡発掘と民間上水道」（『彦根郷土史研究 3』彦根史談会、1958 年）
上田道三「彦根築城と城下街造成前後の考察」（『彦根郷土史研究 14』彦根史談会、1969 年）
谷口徹「表御殿の上下水システム」（『彦根城博物館研究紀要 2』彦根城博物館、1991 年）
三尾次郎「武家下屋敷の分布から見た彦根城下町の水利について」（『淡海文化財論叢第 4 輯』淡海文化財論叢刊行会、2012 年）
井伊岳夫「江戸時代における彦根城の堀について」（『淡海文化財論叢第 5 輯』淡海文化財論叢刊行会、2013 年）

彦根城世界遺産登録作業グループ研究報告

彦根城における水の利用

平成 28 年（2016 年）3 月

彦根市教育委員会事務局 文化財部
彦根城世界遺産登録推進課（事務局）

〒522-0001 滋賀県彦根市尾末町 1-38 彦根市民会館内

TEL 0749-26-5834（直通）

FAX 0749-27-3554

E-mail hikone-wh@ma.city.hikone.shiga.jp

資料 4

比較研究対象の城 一覧表

	城	史跡指定等	立地・環境	歴代城主		軍事施設		政治・行政施設	生活・文化施設	城下町		城外の城主関連施設	
				家	幕府との関係	天守	櫓	御殿	庭園(城内)	伝統的建造物群	藩校	城主の下屋敷(庭園)	菩提寺・大名墓
	彦根城	特別史跡	琵琶湖	井伊家	譜代筆頭(大老)	国宝	重文:西の丸三重櫓、天秤櫓、佐和口多聞櫓	本丸御広間跡、表御殿跡	名勝:玄宮楽々園	重伝建計画あり。市指定建造物あり。	市指定文化財:金亀会館、弘道館跡	名勝:お浜御殿庭園	史跡:彦根藩主井伊家墓所(清涼寺)
	江戸城	特別史跡(史跡:江戸城外堀跡)		徳川将軍家	—		富士見櫓	本丸御殿跡				特別名勝:浜離宮庭園	
現存12天守	姫路城	特別史跡		池田家、本多家、酒井家ほか	外様→譜代	国宝	国宝4棟、重文23棟						姫路市円教寺(本多家・榑原家)、姫路市随願寺(榑原家)ほか
	弘前城	史跡		津軽家	外様	重文	重文3棟	本丸御殿跡		重伝建:弘前市仲町			弘前市長勝寺、報恩寺、革秀寺
	松本城	史跡		石川家、小笠原家、松平家ほか	外様→譜代→親藩	国宝							松本市埋橋の墓所(松平(戸田)家)ほか
	丸岡城	未指定		本多家、有馬家	譜代→外様	重文							丸岡町本光院(本多家)、丸岡町高岳寺(有馬家)ほか
	犬山城	未指定		成瀬家	譜代(陪臣、尾張徳川家の家臣)	国宝							名古屋市白林寺
	松江城	史跡	宍道湖	堀尾家、京極家、松平家	外様→親藩	国宝							史跡:松江藩主松平家墓所(月照寺)ほか
	備中松山城	史跡		池田家、水谷家、安藤家ほか	外様→譜代	重文	重文:二重櫓						高梁市威徳寺(池田家)、高梁市定林寺(水谷家)ほか
	丸亀城	史跡	海沿いに立地	山崎家、京極家	外様	重文		御殿表門(県指定)				未指定(中津万象園)	京都市北区瑞光院(山崎家)・史跡:清滝寺京極家墓所[米原市清滝寺(京極家)ほか]
	伊予松山城	史跡		加藤家、蒲生家、松平家	外様→親藩(譜代)	重文	重文6棟						東京都港区済海寺(松平家)ほか
	宇和島城	史跡	海沿いに立地	伊達家	外様	重文						名勝:天赦園	県史跡宇和島市等覚寺・宇和島市大隆寺(伊達家)ほか
	高知城	史跡		山内家	外様	重文	重文:西多聞、東多聞	重文(高知城 懐徳館) ※本丸御殿				重要文化財:山内家下屋敷長屋	未指定(高知市真如寺)
	高島城		諏訪湖	日根野家、諏訪家	外様→譜代	復元天守							諏訪市温泉寺(諏訪家)ほか
	名古屋城	特別史跡		尾張徳川家	親藩(御三家)		重文:本丸未申隅櫓、本丸辰巳隅櫓、御深井丸の西北隅櫓	復元	名勝:名古屋城二之丸庭園				名古屋市中区中寺[大半が整理済み、残存部は県史跡]
	大坂城	特別史跡		豊臣家、徳川幕府	—		重文:乾櫓、千貫櫓、一番櫓、六番櫓、多聞櫓		西の丸庭園				
	熊本城	特別史跡		加藤家、細川家	外様		重文11棟(宇土櫓など)					名勝・史跡:水前寺成趣園、名勝:旧熊本藩八代藩主浜御茶屋(松浜軒)庭園	史跡:熊本藩主細川家墓所(熊本市妙解寺)ほか
	川越城	県史跡		酒井家、堀田家、松平家、柳沢家、秋元家	譜代→親藩(松平(越前)家)→譜代			本丸御殿(県指定)		重伝建:川越市川越(商家町)			川越市喜多院(松平(越前)家)ほか
	掛川城	県史跡		松平家、安藤家、朝倉家、青山家、本多家、小笠原家、太田家	譜代(安藤家は府中藩徳川頼宣付家老、朝倉家は駿河大納言徳川忠長付家老)	木造復元天守	太鼓櫓(市指定)	二の丸御殿(重文)					三島市妙法華寺(太田家)ほか
	二条城	史跡			—			重文:本丸御殿、国宝:二の丸御	特別名勝・史跡:二条城二之丸庭園				
	金沢城	史跡		前田家	外様			本丸御殿跡、二の丸御殿跡	特別名勝:兼六園、名勝:成美閣庭園、玉泉院丸庭園	重文景:金沢の文化的景観、重伝建:主計町、東山ひがしほか			史跡:加賀藩主前田家墓所、金沢市宝円寺、天徳院(金沢市野田山墓地に改葬)
	和歌山城	史跡:和歌山城		浅野家、紀伊徳川家	外様→親藩(御三家)	鉄筋コンクリート復元		本丸御殿跡、二の丸御殿跡	名勝:和歌山城西之丸庭園(紅葉溪庭園)			名勝:養翠園、市指定文化財:湊御殿(移築)	史跡:和歌山藩主徳川家墓所(海南市長保寺)
	徳島城	史跡:徳島城跡		蜂須賀家	外様				名勝:旧徳島城表御殿庭園				史跡:徳島藩主蜂須賀家墓所(徳島市興源寺)
	萩城	史跡		毛利家	外様					史跡:萩城城下町、重伝建:萩市平安古地区、萩市堀内地区ほか	史跡:明倫館		史跡:萩藩主毛利家墓所(萩市大照院・東光寺)
	津和野城	史跡:津和野城跡		坂崎家→亀井家	外様		物見櫓、馬場先櫓			重伝建:津和野町津和野	県史跡:養老館		津和野町永明寺・東京都港区青松寺(亀井家)ほか
	会津若松城	史跡		保科(松平)家ほか	親藩							名勝:会津松平氏庭園(偕楽園)	史跡:会津藩主松平家墓所ほか
	水戸城	県史跡		水戸徳川家	親藩(御三家)							特別史跡・重要文化財:弘道館	史跡:水戸徳川家墓所[常陸太田市瑞竜山]
	松代城	史跡:松代城跡 附新御殿跡		森家、松平家、酒井家、真田家	譜代(森家)→親藩(松平家・松平(越前)家)→譜代(酒井家)→外様(真田家)						史跡:文武学校	史跡:新御殿(真田邸)	史跡:松代藩主真田家墓所[長野市長国寺(真田家)]ほか
	岡山城	史跡		池田家	外様		重文:月見櫓、西丸、西手櫓				国宝・特別史跡:関谷学校(備前市、藩による庶民学校)	特別名勝:岡山後楽園	史跡:岡山藩主池田家墓所(岡山市曹源寺・和意谷池田墓所)ほか
	広島城	史跡:広島城跡		福島家、浅野家	外様	外観復元	木造復元(平櫓、多聞櫓、太鼓櫓)					名勝:縮景園	広島市西区国泰寺・広島市東区日通寺(浅野)ほか
	高松城	史跡		生駒家、松平家	外様→親藩		重文:北之丸月見櫓、北之丸渡櫓、旧東之丸良櫓		名勝:披雲閣庭園			特別名勝:栗林公園	高松市法然寺・さめき市重芝寺(松平家)ほか
	鹿児島城	史跡:城山、県史跡:鶴丸城跡		島津家	外様							名勝:仙巖園、名勝:旧島津氏玉里邸庭園、【志布志麓庭園[武家屋敷庭園]】	鹿児島市福昌寺

資料 4

比較研究対象の城　一覧表

	城	史跡指定等	立地・環境	歴代城主		軍事施設		政治・行政施設	生活・文化施設	城下町		城外の城主関連施設	
				家	幕府との関係	天守	櫓	御殿	庭園(城内)	伝統的建造物群	藩校	城主の下屋敷(庭園)	菩提寺・大名墓
	松前城	文部・松前氏城跡 福山城跡 館城跡		松前(蠣崎)家	外様	再建天守		表御殿玄関の一部を移築保存					史跡:松前藩主松前家墓所(松前町法幢寺)ほか
	盛岡城	史跡:盛岡城跡		南部家	外様								盛岡市聖寿寺、盛岡市東禅寺ほか
	仙台城	史跡		伊達家	外様								市史跡瑞鳳殿(仙台市瑞鳳寺)、仙台市大年寺
	白石城			南部家	外様	木造復元三階櫓							
	秋田城	史跡:秋田城跡		佐竹家	外様							名勝:旧秋田藩主佐竹氏別邸(如斯亭)庭園	秋田市天徳寺
	鶴ヶ岡城			酒井家	譜代						史跡:致道館	名勝:酒井氏庭園	鶴岡市大督寺ほか
	山形城	史跡:山形城跡		最上家、鳥居家、松平家、堀田家、水野家ほか	外様(最上家)→譜代(鳥居家)→親藩(保科家・松平(結城)家)→譜代→幕領→譜								山形市光禅寺(最上家)ほか
	米沢城			上杉家	外様								史跡:米沢藩主上杉家墓所[米沢市御鷹]
	白河城	史跡:小峰城跡		丹羽家→榊原家→本多家→松平(奥平)家→松平(結城)家→松平(久松)家→阿部家	外様(丹羽家)→譜代→親藩(松平(結城・久松)家→譜代	木造復元三階櫓						史跡・名勝:南湖公園	史跡:松平定信墓(東京都江東区)、東京都台東区西福寺(阿部家)ほか
	二本松城	史跡:二本松城跡		丹羽家	外様								二本松市大隣寺ほか
	宇都宮城			奥平家→本多家→奥平家→松平(奥平)家→本多家→奥平家→阿部家→戸田家→松平(深溝)家→戸田家	譜代								宇都宮市英巖寺(戸田家)ほか
	前橋城			酒井家→松平(越前)家	譜代→親藩								前橋市竜海院(酒井家)ほか
	高崎城	市史跡		酒井家→戸田家→松平(藤井)家→安藤家→松平(大河内)家→間部家→松平(大河内)家	譜代		旧本丸乾櫓(県指定、城内で移築)						埼玉県新座市平林寺(松平(大河内)家)ほか
	佐倉城	市史跡		武田家→松平家→小笠原家→土井家→石川家→松平(形原)家→堀田家→松平(大給)家→大久保家→戸田家→稲葉家→松平(大給)家→堀田	親藩(武田家・松平家)→譜代(土井家以降)								佐倉市甚大寺(堀田家)ほか
	小田原城	史跡:小田原城跡		大久保家→阿部家→稲葉家→大久保家	譜代	外観復元天守							東京都世田谷区教学院(大久保家)ほか
	村上城	史跡:村上城跡		村上家→堀家→本多家→松平(結城)家→榊原家→本多家→松平(大河内)家→間部家→内藤家	外様(村上家・堀家)→譜代(本多家)→親藩(松平(結城)家)→譜代								東京都渋谷区東北寺(内藤家)ほか
	新発田城			溝口家	外様		新発田城 旧二の丸隅櫓(重文、城内で移築)					名勝:旧新発田藩下屋敷(清水谷御殿)庭園 および五十公野御茶屋	新発田市宝光寺、東京都文京区吉祥寺
	富山城	県史跡、市史跡		前田家	外様	模擬天守							富山市大法寺、光厳寺
	福井城			松平(越前)家[当初は結城姓]	親藩			一部移設(瑞源寺本堂・書院)	名勝:養浩園(旧御泉水屋敷)庭園				福井市蓮正寺、東京都港区天徳寺ほか
	小浜城	県史跡		京極家→酒井家	譜代					重伝建:小浜市小浜西組(商家町)			小浜市空印寺・東京都新宿区長安寺(酒井家)ほか
	甲府城	県史跡		徳川家→柳沢家	家門→譜代								
	上田城	史跡:上田城跡		真田家→仙石家→松平(藤井)家	外様(真田家)→譜代		北櫓(県指定)、南櫓(県指定)、西櫓(県指定)						東京都港区天徳寺(松平家)ほか
	小諸城			仙石家→甲府藩領→松平(久松)家→青山家→酒井家→西尾家→石川(松平)家→牧野家	譜代(甲府藩は親藩)								東京都台東区幡随院(牧野家)ほか
	高山城	史跡:高山陣屋跡		金森家	外様					重伝建:高山市下二之町大新町(商家町)、高山市三町(商			京都市北区金龍院ほか
	岩村城	県史跡		松平(大給)家→丹羽家→松平家	譜代					重伝建:恵那市岩村町本通り(商家町)			兵庫県加東郡社町妙仙寺(丹羽家)、東京都台東区春性院(松平家)ほか
	大垣城	市史跡		石川家→松平(久松)家→岡部家→松平(久松)家→戸田家	譜代	外観復元天守							大垣市円通寺(戸田家)ほか
	駿府城			内藤家→幕領→徳川家→幕領→徳川家→幕領→徳川家	譜代→親藩→徳川宗家								いずれも短期の領有で地元へ大名墓なし
	浜松城			松平(桜井)家→水野家→高力家→松平(大給)家→太田家→青山家→松平(本庄)家→松平(大河内)家→松平(本庄)家→井上家→水野家→井上	譜代	模擬天守							安定した領主不在で、地元へ大名墓成立せず
	岡崎城	市史跡		本多家→水野家→松平(松井)家→本多家	譜代	外観復元天守							静岡県大須賀町撰要寺(前本多家)、茨城県結城市万松寺(水野家)、東京都台東区誓願寺(後本多
	桑名城			本多家→松平(久松)家→松平(奥平)家→松平(久松)家	譜代								桑名市照源寺(松平(久松)家)、東京都台東区天眼寺(松平(奥平)家)ほか
	亀山城	県史跡		関家→松平(奥平)家→三宅家→本多家→石川家→板倉家→松平(大給)家→板倉家→石川家	外様(関家)→譜代		本丸多聞櫓(県指定)						東京都北区大久寺(石川家)、西尾市長円寺(板倉家)ほか
	津城	県史跡		富田家→藤堂家	外様								津市寒松院・東京都台東区東叡山寒松院(藤堂家)ほか
	松坂城	史跡:松坂城跡		古田家	外様								
	伊賀上野城	史跡:上野城跡		筒井家	外様						史跡:崇広堂		
	篠山城	史跡:篠山城跡		松平(松井)家→松平(藤井)家→松平(形原)家→青山家	譜代	なし		木造復元		重伝建:篠山市篠山			亀岡市光忠寺(松平(形原)家)、篠山市蟠龍庵(青山家)ほか
	明石城	史跡:明石城跡		小笠原家→松平(戸田)家→大久保家→松平(藤井)家→本多家→松平(越前)家	譜代→親藩(松平(越前)家)	なし	重文2棟(明石城巽櫓、坤櫓)[江戸前期]						明石市長寿院・東京都台東区幡随院(松平(越前)家)ほか
	龍野城			本多家→小笠原家→岡部家→京極家→幕府領→脇坂家	譜代→外様(京極家・脇坂家)			模擬御殿				聚遠邸	京都市右京区隣花院・東京都港区青原寺(脇坂家)ほか

資料 4

比較研究対象の城 一覧表

	城	史跡指定等	立地・環境	歴代城主		軍事施設		政治・行政施設	生活・文化施設	城下町		城外の城主関連施設	
				家	幕府との関係	天守	櫓	御殿	庭園(城内)	伝統的建造物群	藩校	城主の下屋敷(庭園)	菩提寺・大名墓
	赤穂城	史跡:赤穂城跡		池田家→浅野家→幕府代官→永井家→森家	外様→譜代(永井家)→外様				名勝:旧赤穂城庭園 本丸庭園・二之丸庭園				史跡:浅野長矩墓および赤穂義士墓[東京都港区泉岳寺(浅野家)]、赤穂市花岳寺・東京都港区瑠璃光寺(森家)ほか
	大和郡山城	県史跡		水野家→松平(奥平)家→本多家→松平(藤井家)→本多家→	譜代								東京都新宿区月桂寺(柳沢家)
	高取城	史跡:高取城跡		本多家→植村家	外様→譜代								高取町宗泉寺・東京都如來寺(植村家)
	鳥取城	史跡:鳥取城跡附太閤ヶ平		池田(松平)家	外様								史跡:鳥取藩主池田家墓所(国府町興禅寺跡)、岩美郡国府町查華院清源寺
	米子城	史跡:米子城跡		中村家→加藤家	外様								
	津山城	史跡:津山城跡		森家→松平(越前)家	外様→親藩					重伝建:津山市城東(商家町)		名勝:旧津山藩別邸庭園(衆楽園)	津山市泰安寺・東京都港区天徳寺(松平家)
	福山城	史跡:福山城跡		水野家→松平(奥平)家→阿部家	譜代	外観復元	重文(福山城 伏見櫓[桃山])、鐘櫓(市指定)						福山市賢忠寺墓地(水野家)、東京都台東区谷中墓所(阿部家)ほか
	岩国城			吉川家	外様	外観復元							岩国市洞泉寺ほか
	今治城	県史跡		藤堂家→松平(久松)家	外様→親藩(途中から譜代扱い)	模擬天守							東京都江東区靈巖寺・今治市国分山墓地
	大洲城	県史跡		脇坂家→加藤家	外様	木造復元	重文4棟(大洲城台所櫓・高欄櫓・芋綿櫓、大洲城三の丸南隅櫓)						大洲市如法寺・東京都台東区海禅寺(加藤家)ほか
	福岡城	史跡:福岡城跡		黒田家	外様		重文(福岡城南丸多聞櫓)、伝潮見櫓(県指定)、本丸祈念櫓(県指定)						福岡市崇福寺・福岡市東長寺、東京都港区天心寺
	柳河城	市史跡		田中家→立花家	外様							名勝:立花氏庭園(藩主立花家別邸を前身として明治末期に改修[松濤園])	柳川市福巖寺・山門郡山川町霊明寺・東京都練馬区広徳寺(立花家)ほか
	小倉城			細川家→小笠原家	外様→譜代	外観復元							小倉北区福聚寺・東京都台東区海禅寺(小笠原家)ほか
	佐賀城	県史跡		鍋島家	外様			復元(本丸歴史館)					佐賀市高伝寺
	平戸城			松浦家	外様	模擬天守	狸櫓と土塀					名勝:棲霞園及び梅ヶ谷津信楽園	平戸市雄香寺・東京都本所天祥寺ほか
	島原城	市史跡		松倉家→高力家→松平(深溝)家→戸田家→松平(深溝)家	外様(松倉家)→譜代→親藩→譜代→親藩	外観復元							史跡:島原藩主深溝松平家墓所[愛知県額田郡幸田町深溝本光寺(松平家)]ほか
	人吉城	史跡:人吉城跡		相良家	外様								人吉市願成寺ほか
	中津城			細川家→小笠原家→奥平家	外様(細川家)→譜代	模擬天守							東京都品川区東海寺中清光院(奥平家)ほか
	杵築城			小笠原家→松平(能見)家	譜代	模擬天守							杵築市養徳寺・東京都台東区海禅寺・京都市右京区聖沢院(松平家)ほか
	豊後府内城	県史跡		竹中家→日根野家→松平(大給)家	外様(竹中家・日根野家)→譜代		人質櫓(県指定)、宗門櫓(県指定)						大分市浄安寺・東京都文京区伝通院(松平家)ほか
	臼杵城	県史跡		稲葉家	外様		畳櫓、卯寅口門脇櫓						臼杵市月桂寺、東京都港区東禅寺ほか
	岡城	史跡:岡城跡		中川家	外様								史跡:岡藩主中川家墓所(竹田市碧雲寺)、東京都港区青松寺ほか
	延岡城			高橋家→有馬家→三浦家→牧野家→内藤家	外様(高橋家・有馬家)→譜代								鎌倉市光明寺(内藤家)ほか
	佐土原城	史跡:佐土原城跡		島津家	外様			外観復元					東京都台東区幡随院、宮崎市佐土原町自得寺、同高月院ほか
	飫肥城	市史跡		伊東家	外様			松尾丸御殿(復元)	豫章館	重伝建:日南市飫肥	市指定:振徳堂		日南市報恩寺、東京都港区東禅寺